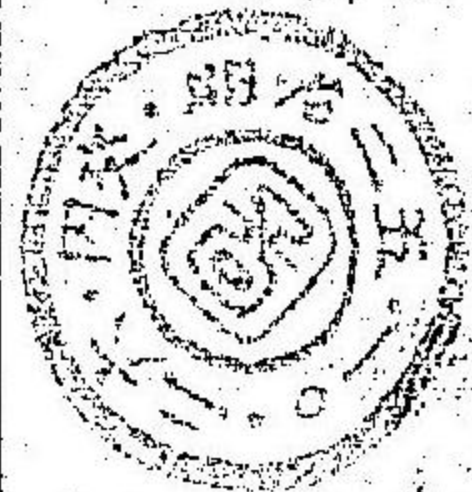


鶴岡義五郎編輯



官民必携

東京 八尾書店發行



五右衛門

149/177

官民必携

鶴岡義五郎編輯

○政事篇

○第一章 立憲政體の要領

我大日本建國以後二千五百有餘年、歴史上著大の事跡固より枚擧に遑わらず、然れども政府の更迭と云々、宰相の専横と云ひ、官制の改革と云ひ、武門の専横と云ひ、將士の私闘と云ひ、政府の儀式と云ひ、貴族の私事と云ひ、として公衆人民は大事と稱すべきものなく、公衆人民は唯間接に禍害を蒙りしに過ぎず。古昔王朝以來中世武門政府に至るまで、時に或は憲法―姑く憲法と名く―の制定なきにあらざり、雖も然れども概して主治者自家の儀典に止まり、偶々人民に關するの條項あるも大抵主治者の權力を強ひるの主旨に外ならず、然るに明治の廿二年二月十一日―紀元節―を以て政府は憲法發布の盛典を擧行して遂に此大憲章を公にし、永く此日を公衆の記念たらしめたり。憲法制定の事たる其由來を尋ねるは、近くは過る明治十四年十月十二日の勅諭に、原因し勅諭は三十四年の國會論に原因し、國會論は七年の民選議院論に原因し、民選議院論は六年の内閣軌轍に、原因す而して軌轍の末、佐賀及び高知出身の閣員多く退職し、議院設立の建白者の首位を占めたるも亦此際閣員なりき。十四年の大詔出で、より、伊藤參議は自ら立憲制度取調の事を擔任し、其翌年歐洲に赴き、主として獨逸國の制度を審究し、又其國宰相及び學者の意見を聴き、歸朝の後も専ら井上法制局長官并に祕書官等と共に憲法起草に従事し、偶々總理大臣の職を罷め樞密院長となるに及んで、同院顧問官等と評議を遂げたる上之を奏聞し、

欽定憲法として發布せられたり。今憲法に依りて規定せられたる天皇、臣民、議會、政府の各權理を
 通覽するの便に供する爲めに同法及び議院法中より其要件を表出すると左の如し。

天皇、臣民、議會、政府の各權理に關する要件一覽表

天	皇	臣
<ul style="list-style-type: none"> ○統治權を總攬する事 ○立法權(議會の協賛を以て)行ふ事 ○法律の裁可、公布、執行を命ずる事 ○議會の召集、開會、閉會、停會、衆議院の解散を命ずる事 ○議會閉會中必要の場合に法律に代るべき勅令を發する事 ○必要の場合に命令を發し又は發せしむる事 ○官制及び文武官の俸給を定め之を任免する事 ○陸海軍を統帥し常備兵額を定むる事 ○戰を宣し和を講し、條約を締結する事 ○戒嚴を宣告する事 ○爵位、勳章其他の榮典を授與する事 ○大赦、特赦、減刑、復權を命ずる事 	<ul style="list-style-type: none"> ○文武官に任せられ、公務に就くを得る事 ○居住、移轉の自由を有する事 ○法律外の逮捕、監禁、審問、處罰を受けざる事 ○法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を有する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○住所に侵入せられ、搜索せられざる事 ○信書の秘密を侵されざる事 ○所有權を侵されざる事 ○信教の自由を有する事 ○言論、著作、印行、集會、結社の自由を有する事 ○諸願の權を有する事 ○兵役の義務を有する事 ○納税の義務を有する事

民	帝	議
<ul style="list-style-type: none"> ○住所に侵入せられ、搜索せられざる事 ○信書の秘密を侵されざる事 ○所有權を侵されざる事 ○信教の自由を有する事 ○言論、著作、印行、集會、結社の自由を有する事 ○諸願の權を有する事 ○兵役の義務を有する事 ○納税の義務を有する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○法律案を議決する事 ○法律案を提出する事 ○政府に建議する事 ○天皇に文書を奉呈し、謁見上奏する事 ○人民より呈出する諸願書を受くる事 ○國債を起し、又は豫算外に國庫の負擔となるべき契約を爲すとき議決する事 ○歳入歳出豫算を議決する事(豫算は前に衆議院に於て議す)○豫算に超過し又は豫算外に生じたる支出を後日に承認する事 ○憲法改正のとき勅命に依り之を議する事 ○政府に質問する事(三十人以上の賛成者あるを要す) 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員は議院中の發言、表決に付院外に責を負はざる事 ○議員は現行犯罪、内亂外患に關する罪を除く外、會期中其院の許諾なくして逮捕せられざる事

長 副 長
 ○各議院の議長は歳費として四千圓、副議長は二千圓、貴族院の被選、勅選、議員、衆議院の議員は八百圓と別旅費を受く、官吏より兼ねる者を除く、議會閉會の間議案を審する委員は外に一日五圓以下の手當を受く

政 府
 ○國務大臣、政府委員は各議院に出席し、發言する事
 ○非常の場合に勅令に依りて財政上必要の處分を爲す事
 ○議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるとき前年度の豫算を施行する事
 ○提出したる議案を何時たりとも修正撤回する事
 ○十五日以内に於て議院の停會を命ずる事

初め憲法の問題世に起るや、急進論者は皆「國約憲法」を希望したれども國體時勢共に之を許さず、政府も亦固より之を採納するの意なく、廿年夏秋の交一二の大臣に出入ありて伊藤内閣稍や震動したる後、九月廿八日を以て總理大臣が召集の地方長官に訓示したる中にも「我が國に於て……臣民に向て代議の權利を附與せんとす、是れ神祖以來國體の大事にして皇家繼述の宏謨に係る、而して臣民何人か敢て之を私議するを得んや今の時に當り憲法發布の前或は後に於て敢て憲法の親裁を異議する者あらば斷して言論集會及諸願の自由の範圍の外に出る者とし、若し或は此を以て名として暴動を謀り、又は教唆する者あらば治安を維持するの爲めに臨機必要なる處分を施すべし」とあり。我國の憲法は遂に樞密院の密議を経て「欽定憲法」の發布となりたり。

憲法既に定まり、已に發布せらる、余等復た贅言せず、而して其主權在君主と定まりたるが如き、國體の然らしむる所歴史の然らしむる所、又天皇陛下は統御權に加ふるに施治權を掌握するが如き、臣民の敢て是非すべき限りに非すと云ひ、又皇位の繼承を男子に限りたるが如き、古例に拘らず、各國の法を問はず、(歐洲各國中王統繼承を男子に限るは普魯斯、伊太利、白耳義、瑞典の四國に過ぎず)是れ帝室內

の事と云ひ、共に議論を聞かざれども、其他君主内閣にして議院内閣にあらざるが如き議院に官吏彈劾權を有するの明文を見ざるが如き、官吏に議員たるを許したるが如き、議員に歳費を給するが如きは、民間多少の議論なきにしもあらざるに似たり。

聞く新定の憲法は普國の憲法を模範として參考したる所多しと、因て今同國憲法の重要なる條々を引用し、且つ同國某博士が伯林遊歴の某に指示したりと云ふ説の要旨を取て之を新定憲法に對照するに、博士の考案は如何なる深意か一故らに嚴酷を主とせるもの、如し、我が國民を幼穉視するも亦甚しと謂ふべし、國家百千年は大憲を定むるに、焉ぞ瑣々たる目前の利害を問ふべけんや、焉ぞ腐儒の放言を採るべけんや。

凡そ憲法の制定、我が國の如く太平無事の間に成りたるは、他國に多く其例を見ざる所あり、歐洲各國憲法の由來を見るに、各國ともに一白耳義其他一二國を除く一皆君臣の鬭争、官民の軋轢の餘に成らざるものなく、萬斛の血を流し、千斤の骨を積み始めて能く之を成したるものなり。然るに我が國は之に反し一遠く其源に遡れば官民の不調和よりして此調和劑を要したりと云ふの理なきにあらざれども一政府は孜孜として自ら憲法制定の勞を取り、人民は熙々として其賜ものを拜し、未だ之を受けざるに其恩徳を豫想して之を疑はず、幾日の前より祝祭の準備に餘念なく一當局者の勸諭を待たず一全國擧りて當日を待ちて歡樂を極め、更に勞費を吝むの色を見ざりしは、實に太平の美事として世界に宣揚すべく、我が國民等が憲法の眞旨を解し能く權義の何物たるを曉れるは、眞に自國に取って賀すべく、外國に對して誇るに足れり。

憲法既に行はれ、議會亦開く、憲法は政府と議會と争を起すの具にあらざして、争を決するの萬一に備ふるものたるは、固より辯を待たず、然るに議會創設以來の實歴に徴するに政府は初より憲法云々を以て、議會に當らんとし、議會も亦憲法の解釋論を以て之に應せんとするもの、如し、嗚呼是れ恰も事な

きに法律を以て人に當らんとするに似たり、何ぞ其れ陋なるや、世の政事家宜しく其着眼を大にし、此等の弊を避けずんば遂に國家の大計を誤るべきなり。(桑撫流)

○日本憲法に對する外國人の評に付金子某の説述の概要

歐羅巴人は我憲法に對して如何なる感觸を興へたるか抑も憲法は條章を附して製作せざるものなるに我帝國憲法は一々條章を附せしめたり抑も條章憲法の鼻祖は亞米利加が千七百八十九年に始めて憲法を制定せり此當時學者は皆云ふ憲法を拵へるは最も困難の事業にして何程思慮を費し演繹推理古今を斟酌するも決して其効を見る能はず必すや腕力に怪我事さし由るに亞米利加人を政事家の土俵場なりと世界の人が評するは同國人は總て人類を愛する念の深きに在りて佛蘭西獨乙西班牙等は皆源を亞米利加に採れり誰れか計らん百年の後に於て我日本帝國は至尊の宏遠遠猷に由て此萬世不磨の大典を見るを得るは今や歐洲人は遙か海外より日本國民は果して憲法政事の下に立ち得るかを窺ひつゝあるあり我が歐米諸國憲法成立を大別すれば四個に分つべし第一英國風の民生的憲法第二亞米利加佛蘭西の如き歴史的沿革的憲法第三議式的第四獨乙の如き君主主義國家的憲法あり而して我日本憲法の如きは第二の亞米利加之沿革に近く又第一條第二條の順序あるは佛國の如く而して君權を尊重するは稍や獨乙の如しと雖も畢竟其精神を玩味すれば純粹なる固有の國体を以て基礎とせる一種獨得の大典あり東洋に在るはトルコ等は一千八百七十八年の頃憲法を制定して大に失敗せし事あるより歐洲人は我日本の憲法を制定せんとするを聞き冷笑しつゝありしが既定の上繕閱してより大に論評賞賛したり斯の如く字内各國に賞賛論評を受くる以上は内國に於て憲法學の講究に何そ必ずしも外國の事跡のみを探討するを以て足れりせんや此神聖なる典章に據て國家を經理するを得るか得ざるか又西洋人の尊敬を受くるに否かは是れ此憲法實施の時に在り我が歐洲巡歴中に於て第一流の人々に親炙して我憲法の論評を受けし其數多しと雖も今最高の人々三四の論評を略述せん亞米利加に於て同國の國務大臣ゼームス、ブライン氏に一日同氏の別荘に於て面會したり然るに同氏は名譽學識ともに第一流の人物なり氏曰く凡う憲法を制定するの一大困難なるは言ふ迄もなき事なるが最も余が難中の至難と云ふは左の三個なりさて三つの疑點を擧げたり其の三つの疑點は第一歐羅巴の憲法は餘り細目に過る凡う憲法は他の法律規則と違ひ國家の基本を定むるものなれば大綱領を得れば可なり貴國の憲法は如何余答へて曰く我憲法は天皇の聖裁に由り國家の基礎を列記せしのみとて微細の事に涉らず氏曰く是れ我心を得るもの第二歐羅巴の憲法は行ふに隨ひ君主の權漸々下に移り君主は唯た手を拱して居るも同然なり貴國は如何答へて曰く我天皇統治の大權を祖宗に承け玉ひ立法行政百揆の事皆其細領を握り玉はざるなし氏曰く是れ我心を得第三大臣を彈劾するを得るか答へ曰く國務大臣に非行ある時は國會議員が天皇に上奏し彈劾するを

得氏は是亦我心を得るものにて貴國の憲法は余の望む通り制定せられたり大臣彈劾も是れ憲法の鼻祖たる米國にもかく況んや歐羅巴に於てなや賞賛するの外なし又同國第一流の法學者ホウムス氏は私の以前の先生あり氏は曰く余明治四年に始めて日本人と交際するを得たり是迄皆人の君權立法權とも丸て國家に與へたは誤謬にして憲法の主旨とする所は國民政事思想の集合体にして其實如何は手を政事に委する「ボレテカルライフ」にして憲法は單純なる理論的の者に非ず貴國の憲法の如きは能く其當を得たるものありと又ダイセイ氏は曰く貴國の憲法は獨逸の憲法を根據とせしにも拘らず國家財政の點に拘束を加へしは最も賞賛せりと又セジプス氏は我が旅宿に三度迄訪問され同氏は著述の書籍中に我が憲法好評を載せんせり嗚呼僅々の短歳月中に長足の進歩を爲したる黄色人が歐羅巴の大學者社會に口を極めて噴賞されたる時は官命を帯び其事を取調の爲に視察せる私の歡喜如何計り且つ之のみならず少く洋書を解するもの、知る所あるスベンサー氏は余に語りて曰く先年森君(有禮氏)が日本が憲法を制定する事を語られし時余は日本は歐羅巴の憲法を其儘翻譯して制定せねばよい一休日本は翻譯國にて他國の眞似許りをするの弊あり之を樹木に譬へんに他國の樹木を移し植ゑて自國の効果を待んとするが如く到底望むべからざることなりと云ひし事あり然るに今繕閱すれば是も豫想の如き弊なくして専ら國体人情風俗習慣歴史に據り制定せられたるは歐洲各國の憲法に超出する遠しと迄嘆美せり云々

右は貴族院書記官長金子某の説話なりと云ふ我國の事情を知らざる外國人に我が國の憲法の事を問ひ試むるは可なり又外國人が之に就て所見を述ふるは可なり然れども我國の事情に疎き外國僑者輩の迂論を聞き歸朝し其通例の挨拶たるに拘はらず眞面目に之を我國の人士に傳へ我國の人士中之を聞きて喜ぶあるは實に論外あり

第二章 内閣

維新創業に際し古制に基き太政官を置き明治二年職員令を定め六省を置き以て太政官隷屬の分省とす十八年に至り太政官の制を廢し更に内閣を立つ之を内閣會議制の創始とす此變革の趣旨は當時の太政大臣の奏議に於て之を知るを得べし奏議の要に曰く「大寶の令唐の尙書省に倣ひ太政官を以て八省を統へ八省は左右辨に分屬し官符を得て施行す明治二年職員令を定め六省を置くに當て仍大寶の制に依り太政官を以て諸省の冠首とし諸省を以て隷屬の分官とす此より後諸省は専ら指令を太政官に仰き太政官は批を下して施行せしめ凡そ文章の上奏する者は皆太政官に經由し往復の間省の察に於けるに均し此蓋一時の權宜にして獨親政統一の體を得ざるのみならず亦各省長官の責任を軽くし徒に曠滯の弊を爲す者なり(中略)此宜しく時宜を斟酌し古今を變通し太政官諸省に冠首たるの制を改め併せて太政官諸職を廢し内閣を以て宰臣會議御前に事を奏するの所とし万機の政専ら簡捷敏活を主とし諸宰臣入ては大政に參し出ては各部の職に就き均しく陛下の手足耳目たり而して其中一人を撰ひ専ら中外の職務に當り旨を承て宣奉し以て全局の平衡を保持し以て各部の統一を得せしむへし(中略)此の如くにして綱紀振張し各部宰臣均しく其責に任し用を節し實を務め以て立國の目的を達するとを得云々とあり

○第一 内閣官制(明治十八年十二月廿二日)

内閣の職權を定むると左の如し

第一條 内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承て大政の方向を指示し行政各部を統督す

第二條 内閣總理大臣は行政各部の成績を考へ其説明を求め及之を檢明するとを得

第三條 内閣總理大臣は須要と認むるときは行政各部の處分又は命令を停止せしめ親裁を待つとを得

第四條 内閣總理大臣は各科法律起草委員を監督す

第五條 凡そ法律命令には内閣總理大臣之に副署し其各省主任の事務に屬するものは内閣總理大臣及主任大臣之に副署すべし

第六條 各省大臣の其主任の事務に付時々狀況を内閣總理大臣に報告すべし但し事の軍機に係り參謀本部長より直に上奏するものと雖も陸軍大臣は其事件を内閣總理大臣に報告すべし

第七條 各大臣事故あるときは臨時命を受け他の大臣其の事務を管理するとあるべし

○第一 内閣官制(明治廿二年十二月制定)

第一條 内閣の國務各大臣を以て組織す

第二條 内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承て行政各部の統一を保持す

第三條 内閣總理大臣は須要と認むるときは行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を待つとを得

第四條 凡そ法律及一般の行政に係る勅令は内閣總理大臣及主任大臣之に副署すべし勅令の各省専任の行政事務に屬する者は主任の各省大臣之に副署すべし

第五條 左の各件は閣議を経べし

- 一 法律案及豫算決算案
- 二 外國條約及重要なる國際條件
- 三 官制又は規則及法律施行に係る勅令
- 四 諸省の間主管權限の爭議
- 五 天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願
- 六 豫算外の支出

七 勅任官及地方長官の任命及進退
 其他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事体稍々重き者は總て閣議を経へし
 第六條 主任大臣は其所見に依り何等の件を問はず内閣總理大臣に提出し閣議を求むるを得
 第七條 事の軍機軍令に係り參謀本部長より直に奏上するものは天皇の旨に依り之を内閣に下付せらるゝの件を除くの外陸軍大臣海軍大臣より内閣總理大臣に報告すへし
 第八條 内閣總理大臣故障あるときは他の大臣臨時命を承け其事務を代理すへし
 第九條 各省大臣故障あるときは他の大臣臨時攝任し又は命を承け其事務を管理すへし
 第十條 各省大臣の外特旨に依り國務大臣として内閣員に列せらるゝことあるへし

○内閣會議調印の順序

内閣各大臣の會議に議始めて定まる時は總理大臣先づ之に調印し續で諸大臣順次捺印し了り始めて之を陛下に奏上して制裁を乞ふ順序にて從來の例に據るに制裁を仰く決議書は大概全員一致にて多數決に依らず故に其中の一大臣にても若し意見を異にして捺印せざる時は協時一決の日まで暫く之を差扣へて他日を俟つの習慣あり明治廿二年條約改正の議盛なる頃歸化法の閣議に至て一二大臣の捺印せざりしたため當時云々の取沙汰ありしも全く是等の例ありて何となく穩かならざりしものと云へり然るに同し大切なる閣議にても餘り全般に關係せざる或る一部分の事もあれば又故ありて大臣中缺席する事もあり曠日久しきに亘る等の事ある時は持廻り調印と稱へて各大臣の邸に就き其承諾の印章を受ける事あり又帝國議會に提出する議案には各大臣花押を手署するの例なり

○明治政府政權所在の觀察(采撫流)

左に掲ぐる内閣員郷貫及び在任年月計表并に内閣員更迭を閱せば一目の下に明治政府の政權の在る所及び藩閥政治の實相と其勢力變轉の情況を容易に且つ詳細に觀察するを得べきなり

内閣員郷貫及在任年月計表

凡例 明治二年七月官制改正以來廿四年十二月に至る廿二ヶ年半間の統計 内閣員は前の太政官の參議(兼任の有無を問はず)後の内閣大臣に限ると雖も岩倉大久保二氏の一時省卿たりし間及び内閣顧問樞密院議長の如き特に内閣に列せるものは共に亦加算す 順序は年月の長短に因る

郷貫	人員	在任年月共計	各員在任年月	各員	退閣死 被殺叛死
(一) 薩 (島 兒 鹿)	十三人	七十九ヶ年五ヶ月	十五ヶ年三ヶ月 十二ヶ年一ヶ月 十ヶ年四ヶ月 九ヶ年八ヶ月 八ヶ年十ヶ月 八ヶ年 七ヶ年二ヶ月 三ヶ年二ヶ月 二ヶ年六ヶ月 二ヶ年四ヶ月 十ヶ月 一ヶ年七ヶ月	黑田清隆 西郷從道 松方正義 大山巖 大久保利通 寺島宗則 川村純義 森有禮 島津久光 西郷隆盛 伊地知正治 樺山資紀	退 退 退 退 退 退 退 退 退 死 死 死 死

	(二)	(三)	(四)
	長山 (口 山)	京都 (家公舊族皇)	肥佐 (賀 佐)
	九人	六人	五人
	六十五年四月	三十九年十一月	三十年九月
七ヶ月	十六年一月 十六年九月 十七年八月 十八年九月 十九年九月 二十年二月 二十一年六月 二十二年五月 二十三年五月	十六年五月 十四年 十五年十月 十六年 十七年 十八年	十九年九月 二十年 二十一年三月 二十二年三月
高島朝之助	伊藤博文 山縣有朋 井上馨 山田顯義 木戸孝允 廣澤兵助 青木周藏 品川彌二郎 前原誠一	三條實美 岩倉具視 熾仁親王 徳大寺實則 中御門經之 嵯峨實愛	大木喬任 大隈重信 副島種臣 鍋島直正
	退退退退退退	退退退退退退	退退退退退退

	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	通計
	土高 (知 高)	舊幕	紀(和歌山)	阿(徳島)	尾(名古屋)	九ヶ國
	八人	二人	一人	一人	一人	四十六人
	十九年十月	六年七月	一年七月	一年七月	七年七月	二百四十年十月
六ヶ月	五年八月 四年八月 二年十月 一年七月 一年七月 三年五月 五月 二月	五年一月 一年六月	一年七月	一年七月	七月	現在九人
江藤新平	佐々木高行 福岡孝弟 板垣退助 谷干城 齋藤利行 後藤象二郎 岩村通俊 土方久元	榎本武揚	陸奥宗光	芳川顯正	田中不二麿	
	退退退退退退	退		退		

内閣員更迭表
 凡例 十三年以降廿四年まで凡そ十二年間に係る、臨時兼任は任命のみを掲げて免官を省く、
 郷貫は任命の下にのみ註す、

年 月 日	進	退	氏 名	鄉 貫
十三年二月廿八日	現任 太政大臣		三條實美	京
十三年二月廿八日	新任 左大臣		熾仁親王	京
十三年二月廿八日	在現 右大臣		岩倉具視	京
全	全參	議 (前兼大藏卿)	大隈重信	肥
全	全	(元老院議長)	大隈重信	肥
全	全	(前兼內務卿)	伊藤博文	長
全	全	(前兼文部卿)	寺島宗則	長
全	全	(兼參謀本部長)	山縣有朋	長
全	全	(兼開拓長官)	黑田清隆	長
全	全	(前兼陸軍卿)	西鄉從道	長
全	全	(前兼海軍卿)	川村純義	長
全	全	(兼外務卿)	井上馨	長
全	全	(前兼工部卿)	山田顯義	長
全	全	(轉海軍卿)	川村純義	長
十四年四月七日	免全		伊藤博文	長
十四年十月十三日	免參		大隈重信	肥
十四年十月廿一日	兼任 司法卿	(前兼元老院議長)	大隈重信	肥
全	兼任 參事院議長		伊藤博文	長

十四

全	免參	議 (轉元老院議長)	寺島宗則	長
全	兼任 農商務卿		山西顯義	長
全	兼任 內務卿		山田顯義	長
全	任參議兼大藏卿	(前內務卿)	松方正義	長
全	任參議	(兼陸軍卿)	大村純義	長
全	全	(兼海軍卿)	川村純義	長
全	全	(兼文部卿)	福岡孝弟	長
全	全	(兼工部卿)	佐々木高行	長
十五年一月十一日	免參議轉內閣顧問	(兼開拓長官)	黑田清隆	長
十五年二月廿七日	免兼參事院議長	(洋行)	伊藤博文	長
全	兼任 參事院議長	(參議)	山縣有朋	長
十六年七月	死 右大臣	(贈太政大臣)	岩倉具視	肥
十六年十二月十二日	兼任 文部卿	(前兼司法卿)	大木喬任	長
全	兼任 內務卿	(兼參事院議長)	山縣有朋	長
全	兼任 司法卿	(兼內務卿)	山田顯義	長
全	兼任 參事院議長	(前文部卿)	福岡孝弟	長
全	任內閣總理大臣	(宮內大臣)	伊藤博文	長
十八年十二月廿二日	任內務大臣	(前內務卿)	山縣有朋	長
全	任海軍大臣	(前海軍卿)	西鄉從道	長
全	任外務大臣	(前外務卿)	井上馨	長

第二章 內閣

十五

廿一年十二月三日	兼任 內務大臣 (山縣洋行中)	伯爵 松方正義	薩
廿一年七月廿五日	任 農商務大臣 (前宮中顧問官)	伯爵 井上馨	長
全	臨時兼任農商務大臣 (遞信大臣)	子爵 榎本武揚	薩
全	轉 內閣總理大臣 (前農商務大臣)	伯爵 黑田清隆	薩
廿一年四月三十日	免 內閣總理大臣 (轉樞密院議長特命列內閣)	伯爵 伊藤博文	
廿一年二月一日	任 外務大臣	伯爵 大隈重信	肥
全	免 農商務大臣 (前內閣顧問)	子爵 土方久元	薩
全	任 農商務大臣 (轉宮內大臣)	伯爵 井上馨	長
廿九年九月十七日	臨時兼任外務大臣 (總理大臣)	伯爵 伊藤博文	
全	免 外務大臣 (轉宮中顧問官)	伯爵 伊藤博文	
全	任 農商務大臣 (前內閣顧問)	子爵 土方久元	薩
廿九年七月廿六日	任 農商務大臣 (前宮中顧問官)	子爵 榎本武揚	幕
全	免 農商務大臣 (前在清特命全權公使)	子爵 榎本武揚	薩
全	任 遞信大臣 (前在清特命全權公使)	子爵 榎本武揚	薩
全	任 文部大臣 (前文部省顧問)	子爵 榎本武揚	薩
全	任 農商務大臣 (前宮內省御出掛)	伯爵 大山巖	薩
全	任 陸軍大臣 (前陸軍卿)	伯爵 松方正義	薩
全	任 大藏大臣 (前大藏卿)	伯爵 松方正義	薩
全	任 司法大臣 (前司法卿)	伯爵 山田顯義	長

廿二年二月十一日	被殺文部大臣 (附正二位)	子爵 森有禮	薩
廿二年二月十六日	臨時兼任文部大臣 (陸軍大臣)	伯爵 大山巖	薩
廿二年三月廿二日	轉 文部大臣 (前遞信大臣)	子爵 榎本武揚	幕
全	任 遞信大臣	伯爵 後藤象二郎	士
廿二年十月廿五日	免 內閣總理大臣轉樞密院顧問官 兼任內閣總理大臣 (內大臣)	伯爵 黑田清隆	京
廿二年十月三十日	免 樞密院議長	伯爵 伊藤博文	
廿二年十二月廿三日	免 農商務大臣	伯爵 井上馨	
廿二年十二月廿四日	免 內閣總理大臣 (兼內務大臣)	公爵 三條實美	
全	任 內閣總理大臣	伯爵 山縣有朋	
全	免 外務大臣	伯爵 大隈重信	
全	任 外務大臣 (前次官)	子爵 青木周藏	
全	任 農商務大臣 (前次官)	子爵 岩村通俊	
全	任 樞密院議長 (內閣三列ス)	伯爵 大木喬任	
全	免 內務大臣 (總理大臣)	伯爵 山縣有朋	
廿三年五月十七日	免 文部大臣 (轉樞密顧問官)	子爵 榎本武揚	
全	免 農商務大臣 (轉宮中顧問官)	伯爵 岩村通俊	
全	轉 內務大臣 (前海軍大臣)	伯爵 西鄉從道	薩
全	任 海軍大臣 (前次官)	子爵 樺山資紀	薩

全	任	文部大臣 (前内務次官)	芳川顯正	阿(長派)
全	任	農商務大臣 (前在米全權公使)	陸奥宗光	紀(長土派)
廿四年五月六日	免	内閣總理大臣 (陸軍大將)	伯爵山縣有朋	
全	任	内閣總理大臣 (兼大藏大臣)	伯爵松方正義	薩
全	免	陸軍大臣 (陸軍大將)	伯爵高山巖	薩
全	任	陸軍大臣	伯爵高島鞞之助	薩
全	免	外務大臣	子爵青木周藏	
全	任	外務大臣	子爵榎本武揚	幕
全	免	内務大臣 (陸軍中將)	伯爵西郷從道	
全	免	司法大臣 (陸軍中將)	伯爵山田顯義	
全	免	文部大臣 (轉宮中顧問官)	伯爵芳川顯正	
全	任	文部大臣	伯爵大木喬任	肥
全	任	司法大臣	子爵田中不二麿	尾
全	任	内務大臣	子爵品川彌二郎	長

次に觀察の便を圖り更に前二表より摘要して結果を示すと左の如し
 序次 内閣員在任延べ年月數に於ては 同人員合計に於ては 同現數に於ては

- 第一 薩
- 第二 長
- 第三 京都
- 第一 薩
- 第二 長土
- 第三 京都
- 第一 薩
- 第二 長
- 第三 土一員

第四 肥
 第五 土
 第六 幕、尾、紀
 番外 他縣人

此表以て政權の偏向偏倚の事實を證明するに餘りあり世の論者が藩閥一殊に薩長一政治を攻撃するは全く此事實あるが故なり。余は今事新しく此藩閥政治即ち政權の不平均を攻撃せず、唯之が爲めに人心の不平を醸し、國の—日本國の—治安を妨害するなからんとを希望するのみ、彼の近時の刺殺と變亂の如きも亦多くは藩閥云々に起因するを知らば蓋し思ひ半に過ぐるものあらん。

[參照 武門執權年數表]

武門	代	年數	年	代
源 (北條執權)	三代	三十四年	文治二年より承久元年	
京都將軍	六代	凡一百一十四年	承久二年より元弘三年	
足利	一十三代	二百三十八年	建武三年より天正元年	
織田	一代	九年	天正元年より同十年	
豐臣	三代	一十七年	天正十四年より慶長八年	
德川	一十五代	二百六十五年	慶長八年より慶應三年	
凡そ六族	四十一代	凡六百七十七年	西曆一八六六年より一八六七年	

〔参照〕

○普國內閣の職任

普國現今使用する所の官制は一千八百八年彼の有名なるフォン、スマインが制定する所にして其組織の主要は各大臣各省の長官となり之を聯合して内閣を成すものなり内閣會議は多數決の法を用て議事を開く各大臣に附屬する參事官ありて大臣は其議を聽くの義務を有するものとす又内閣の上には内閣總理大臣ありて公務を總理し命令を頒布す普國內閣の制は各大臣大に獨立の行為實權を有せり其閣議に方りても皆平等の議權を有し政務は概ね閣議を経て而して後之を施行すと雖も此決議たる多數決議の法に依るを以て總理大臣一己の意見を以て裁決を爲すことを得ず其順序は即ち左の如し
一全國一般に係る法律は總て閣議を経て之を議定す財政の如き要件を閣議に附することは他の立憲諸國と異なることなし

二各大臣の詳論若くは各局の法律上見解を異にする時の如きは總て各大臣全体の成議を経て之を裁決す

三高官の任命は内閣會議に於て之を決す但し官吏の任命は平素國王の權内に在れども必ず閣議に附すへきものとす例之は國王の疾病大故ありて攝政を設くるべきの如き是なり如此場合に於ては閣議を開き適當の順序方法を施し各大臣悉皆調印せされは任命することを許さす

四官吏の懲戒は内閣最高等裁判所となりて之を決す懲戒の事佛國の如きは各省大臣之を爲せども獨逸帝國於ては一大臣の權を以て官吏を懲戒することを許さす
一千八百十七年に至り普國は又新に樞密院を設置し新制法律及命令の審議を司らしむ是れ即ち内閣の側に在る政府の一大機關なり此參事院初めは大に必要なりしかと憲法制定以來は初めの如く活動を快くせざりし是れ代議制度を用ひたるか故なり

○獨逸帝國國務大臣の責任權限及び内閣の組織

マイエツト氏が或人の質問に答ふるの要略

問 獨逸帝國の國務大臣の責任權限及び内閣の組織は如何

答 獨逸帝國に於ては國務大臣の名稱を各各省の長官は悉く宰相の上奏により皇帝より親任せらるゝものなり其實責任は宰相一人にあるを以て各省の長官は單に宰相の總括する職務を分擔するに止り政黨を以て組織するものに非ず

長官は所謂の國務書記官にして終身官なるを以て其議論相合はさるときは自ら退て非職官となるの外は進退は總て文官條例即ち行政裁判所の制裁するところとなり宰相と雖も之を如何ともする能はず

帝國創立以來未だ宰相の交迭なきを以て今後の内閣の變動に於ては如何なる結果を生ずるや知るへからず獨國內閣は一種無類の組織なり「比公」の如き豪傑宰相の地位に在らん限りは決して紛紜を生ずることあかるへしと雖も後世「比公」の如き英才を出すや否は史乘の決する所なり

○佛國內閣の職任

行政長官は行政權首長第一の補助官にして出て行政官衙の首長と爲る即ち左に掲ぐる二個の職務を有するものなり

第一 長官は行政權首長の布告に連署す

第二 長官は其代理する官衙の事務につき自己の名を以て其固有の職權を行ふ
長官を國務大臣と稱するは此二個の職務あるに依るあり

是故に内閣員は總て政教法令の閣議を経て施行せし事項に就ては各々其責任を負擔す是れ獨英二國と自ら内閣の制を異にする所以なり英獨二國に在ては各大臣獨立の位置を有ち以て其責任に當ると雖も佛國に在ては之に反し一の長官として其責任を有することなく政務は概ね内閣總理の意見に依て之を施行せり獨國の如きは各大臣獨立の位地を有するか故に往々内閣總理大臣が其意見を貫徹せしむるの困難を憂ふることあるも佛國に於ては内閣總理自己の意見を貫徹すべき爲めに自黨の政治家を國會より選拔して其贊助に依り多數を以て政務の機軸を左右すること最も甚しとす

而して佛國に於ては百般の政務悉く之を内閣に集合すること亦他國の比にあらす千八百九十一年ナポレオン第一世の時の如き一旦教育の制度を定め中央教育局を設けたりと雖も後ち幾許もかくして之を廢し遂に亦全く内閣の掌握に收むるに至れり陸軍事務の如きも獨立の一省を設けて之を掌理せしむる各國の通制とするも佛國に於ては全く之を内閣の手裏に收めて之を管掌せり其理由を問へば全く機務の敏捷を圖るに外ならずと云ふ

内閣は内閣總理及各省長官を以て組織す而して内閣總理は一省の大臣を兼ねるを以て常とす内閣會議は一千八百七十一年八月發布の法律を以て之を興し一國政務の問題は皆此會議に依て之を決す就中法律に於て定むる所の條目を擧ぐれば左の如し

- 第一 國會閉鎖中に於て參事院の議決を経て歳出證券の發行を許す事(一八七一年九月十六日の法律)
- 第二 政府の大政及大統領特任の責に關係ある内政の問題を決する事(一八七三年三月十三日の法律)
- 第四條)
- 第三 大統領の名を以て邑會外に於て邑長及邑長補を選任する事(一八七四年一月二十日の法律第二條)
- 第四 參事院議官缺員あるに方り嘗て國會所選の人を以て其補員に任する事(一八七五年二月廿五日)

の法律第四條)

第五 國事犯罪を審判する爲めに裁判所内に元老院を開く事(一七八五年二月廿五日の法律第四條)

第六 右の外最も重要なる一事件あり即ち大統領空位の間其新任あるまで總ての執行權を擔任する事(二月二十五日の憲法第七條)

千八百七十一年九月二日の法律に依るに大統領の職空位あるときは一長官を選任し之に内閣會議を召集するの權及副議長の權を以て内閣會議の議長となるの權を委任することあり

千八百七十五年二月二十五日の新憲法に於て各長官は聯帶又は分任責任たることを定めたり同憲法第六條に曰く各長官は議會に對し政府一般の政治に付聯帶責任を有し其一己の處分に付ては分任責任を有す

各長官職務執行中の犯罪に付ては下院より之を公訴し元老院之を裁判す(一八七五年七月十六日の憲法第十二條)

故に長官の職務を括要せば即ち左の如し

第一 行政權首長の書類に連署する事及必要の場合に於て報告を首長に呈する事

第二 其主管省の事務に付ては自己の名を以てする事

第二に於ける長官の職權を大別して二と爲す第一純粹行政上の職權第二詞訟上の職權是れなり即ち一は行政處分の執行に關し一は行政上の詞訟是れなり而して此行政に付ては長官自ら行政者となり又詞訟に付ては自ら裁判官となるなり

行政と裁判との兩職務を一手に併有するは往々見る所にして戸長郡區長縣令の如き行政處分の職務と行政訴訟の職務とを併有するものなり

如此兩職務を併有すと雖も亦之を區分せざるべからず其之を區分するの利益は即ち第一の場合にては

越權の處分にあらざれば之に對して參事院は其上告を受けずと雖も第二の場合に於ては只裁判不當と云ふを以て之を上訴するを得るなり

各長官は其部内の官吏を統率し其所管事件を國民に施すの權あり故に官吏に向ては命令教書を下すと得教書は一人に宛たるものあり又數人に充てたるものあり

凡そ訓令を受けたる官吏は其事件に就ては裁判を受けたると同一にして之か爲めに參事院前に詞訟を受くることあり

諸長官は所部官吏の處置を無効となし又改正せしむるの權あり
故に諸長官は人民に向て政府の代人たるなり是を以て政府に代り國會に於て辨明するあり

○英國閣議の秘密に關する例

凡そ内閣の議事は嚴重に秘密を要し之を公けにす可からざるは勿論現政府の職員と雖も位地を内閣に有せざる者には之を秘せざる可からず故に内閣に列せざる職員は其政府の行爲に對し直接に責任を負はざるものとす大臣初めて樞密院に入るあるときは必ず秘密を守る可きを宣誓するを以て例とし其後内閣に於て有りたる事柄は細大を問はず漏洩するを得ず之を詳言すれば内閣員と國王との間及内閣員相互の間に於て爲したる秘密の商議は之を他人に漏洩するを得ざるなり且つ此の宣誓は内閣を退きたる大臣にも適用し現内閣大臣と同様に之を守らざる可からざるものとす

書記官并に屬吏は一切内閣會議に出づるを得ず其議事は別に記録に載すること無し其決議は國王に呈出すべき爲め定式の簡條書と爲すか又は然かするを要せずして某省限り特に適用するを得るものは該省大臣一己の監督を以て之を實行す

内閣に於て決議する所のものは國王より定式の命令布告又は法令を以て之を發布するに非されは只無

形の性質を有し其議事を要する案件に對し當時限りの効力を有する迄にて永遠の効を有せざるなり又各省の上に立ち之を指揮命令する官衙なきは英國行政々府の組織上重要な特色なりとす尤も大藏長官は内閣の首領にして且其内閣の發布する命令は各省に於て遵守せざる可からざるものたることは實なりと雖も其命令たるや決して行政組織の一部とあるものに非ず内閣の交送と共に消滅す而して其命令を適當のものありとして更に之を採用する否とは一つに新内閣の意見にあるなり

國王に於て内閣の決議を實行せんとするときは總理大臣は國王に申請して樞密院會議を開かざる可からず蓋し勅諭閣令及其他の告示は之を樞密院より發すべきものなるを以てなり其他國王の命令は之を樞密院より出だすも責任大臣の進議によりて發するも總て之を其主管省に送付せざるへからず

内閣の議事は定式の簡條書となすものを除き其外常に閣議を経たる事件に付ては如何なる程度迄之を書面上に留め置くべきやは別に定りあるとなく概ね其時の場合に依るなり又内閣中重立たる大臣等屢々密會協議を爲すことあるも其協議事件に付ては實に書面に載することありとす然れども「ロバート・ピール」氏は重大の事件に付内閣の決議を要するものあるときは之を覺書に綴り閣議に提出するを以て例としたり「ピール」氏は此覺書を内閣會議に於て朗讀し然る後順次各大臣に回覽せり此方法たるや其提出案維持の爲め陳辨する議論及説明に付熟議熟考を興好ふるの方便となるのみならず誤解又は急遽無慮の決議を豫防するに最も効力あると明かなり故に此實行は獨り總理大臣のみならず爾來各大臣一般に之に倣ひ凡そ充分の注意を以て説明演述すべき重要な件につき各大臣の注意を惹かんと欲するものあれば皆此例を履むに至れり又是等の書面は之を内閣の發書函(各大臣等合鍵を所持す)に容れ各大臣に回章することあり

樞密院議官にして内閣に地位を有せざる現政府の職員は其省に直接の關係ある問題に就き其所見を陳述すべき爲め時としては内閣に出頭せしめらるゝとあり

○各國內閣人員表

(千八百九十年ステーツマンズ、イヤブック)

伊太利	英吉牙	葡義牙	白耳義	普西亞	巴威亞	埃地亞	匈利	和蘭	希蘭	佛蘭	丁班	西牙	合衆國
九人	十六人	七人	七人	十七人	六人	八人	八人	八人	八人	八人	八人	八人	八人
閣員總數													
總理大臣ノ兼任官名	內務	外務	內務	大藏	外務并ニ工商務	別ニ總理大臣ヲ置カス	兼務セズ	全上	內務	別ニ總理大臣ヲ置カス	內務并ニ逋信	大藏	兼務セズ
樞密院議長并に掌璽大臣特に閣員に列す													
無任大臣一名アリ													

○第三章 政務及び官職

○明治十ヶ年間政務の成迹

明治政府が施行したる政務の成迹一斑を示さんか爲めに茲に最近十年間に發布したる法令類別一覽表を掲ぐ此表に就て通覽するに官制に係るもの最も多く三百四十七件あり以て官制改革の頻々たりしを察すへし次は行政次は財政次は司法次は軍事次は農商事務に係るものにして何れも百以上に上れり尙詳細は本表に就て看るへし

法令類別比較一覽表 明治十三年より廿二年迄十ヶ年間の詔勅々諭以下 舊太政官布達及内閣々令以上を統計す

科 目	備 考	法令ノ數
官制	文武百官職制俸給 (租稅會計公債 一八七一九五)	三四七
行政		二八二
司法		一一三
農商		一一三
軍務	陸海軍事	一〇八
遞信	郵便、電信、鐵道	六二
皇室	詔勅々諭其他皇室關係ノ事	四六
法律	内閣組織以前に在ては刑法治罪法及陸海軍刑法治罪法等内閣組織以後には總て法律の名稱を付する者を算入す	四一
衛生		三三
教育		三二

外	地方	警察	雜
交	議	會	總
二四	一九	一四	五六
以上各科目外ノ諸件			
一、五二三			

○繁文と官吏の過多(梁撫流)

繁文省略と冗費節減とは相俟て行はるゝものにして繁文を省かされハ冗費を減するを得ず冗費を減せされは繁文を省く可らず。今政府の例に就て云へば維新以來繁文愈々繁を極め冗費愈々多きを極めんとするの傾向あり固より今日の文明世界に伍し各國と並馳するに當りてや必要の冗費或は免かれざるものあるへく調査の緻密を要し統計の精細を求むるに於てや已むを得ざるの繁文或は避け難きものあるへしと雖も仔細に之を吟味し來れば必ずしも避け難く免かるへからざるものゝみにあらず是れ余輩か一家の言にあらず既に已に當局者自家に於ても大に此弊害を悟りて自白したることあるに非ずや回顧すれば五年前伊藤内閣か前内閣と更迭するの初め内閣總理大臣は政務整理の綱領を示せる中に「繁文を省くと」と題せる一條を擧げて曰く「維新の際舊を變して新に就くの際下司の上司に稟請し命を得て始めて施行するを例とし細大多端往復織るか如く相因て一慣例を成し一令出ること疑問百出經伺の文簿積て堆を爲し往々半年或は一年にして始めて定まる此れ従前各省及太政官の事務繁劇官吏冗多ある所以にして始めは已むを得ざるの勢に出て終りに因習の弊に堪へざるものあり文書繁多の弊は第一事務を掩帶して流通便捷ならざらしめ公私の障害たり第二官吏を冗多ならしむ第三一部を担任する

の官僚をして文書に依頼して責任の意を輕からしむ今此弊を除かんには左の方法に依るへし第一凡そ布告の法律は疑問なからしむるために其説明を要する者は可成説明書を附し各官廳に達すると第二府縣長官及び其他一局部の長たる者は法律命令を施行するに付て其明文ある者に付き經伺して指令を乞ふとを得ず其明文なき者も實際の事務を延滞せざらしむるためには法律の精神に依り處分するを以て當然となすと其他公文の底滞して或は歲月を經過し緩漫にして敏活あらざるは施政の大弊にして公私の弊患此れより大あるいかし云々」

此語や實に適切にして繁文の弊を云ひ盡し殆んど餘蘊なし之を言ふや易し之を行ふや難し之を言説するや常人も亦能くす之を斷行するや英傑にあらざれば克はざるあり今夫中央政府のと即ち官廳相互のとは假令繁を極むるも弊に堪へざるも姑く之を云はず地方官と人民との關係に於て今日の現狀殆んど繁文の極度に達したりと云ふも決して粗漏の言にあらざるへしと信す余等の親しく知る處并に聞く所を以てするに戸籍農工商業を始め一般のことに關し人民より町村役場に町村役場より郡役所に郡役所より縣廳に縣廳より主務省に進達する書面の如き書式あり用紙あり副紙あり連印あり奥印あり一通の書面に附帶し幾多の時間と煩勞と費用を重ねるを知らず假令何條何規則を改正し大に簡便を増すことあるも主任の廳若くは吏員に於て更に煩雜の手續書式等を設けず亦改正の効あからんのみ外國の例を見るに英國の如きは最も古風の國柄にして官廳に差出す重立たる書面は必ず「フールスカップ」(我國にて云へば美濃紙)を用ひ且文字を片面にのみ書するの例を存すれども其他歐洲諸國に於ては必ずしも此の如き究屈の法を定めず殊に米國に於ては新國だけありて最も簡便を極め戸籍の事に至りても亦我國の如き一戸の送籍に數通の書面を要し一字の間違に數回の問答を重ね數時間を役所に空費するか如き無用の手數なく僅に一通の届書を前住地と移轉地の邑衙に郵送するのみにて足れりとす實に繁文は其事の不便不利たるのみならず一は地方に於て人民に親接するの官吏をして威福を張るの具たら

しめ爲めに人民をして之を厭惡せしむるの媒とあり冥々裡に中央政府の施政上までも惡結果を招くと
あしとせざるなり

蓋し繁文の弊たる其因て來る處を察するに實は官吏の過多より生ずる者なり余は總理大臣の言を顛倒
して官吏の冗多は文書を繁多ならしむと云ふものなり官吏の員數恰も相當なるか或い寧ろ不足あらし
めは官吏實務に勉めて政行上却て敏活を増し人民隨て繁令を受くるとなしと雖も之に反して何れの國
と雖も官吏の員數冗多なるとき閑散の官を生し爲めに種々の法例規則を作爲し我國の良法慣例を以
て足れりとせず由て更に遠く外邦の法例を求め又他邦新制の法令を以て足れりとせず古く其舊例をも
考按するとなきを必ずべからず是に於てか自他民情慣習の相異なる意外の障害煩雜を生し彼は繁を厭
ひて簡を求むるの際に我は反て民情に適する簡を棄て、民情に適せざる煩を求むるの奇相を呈するこ
とあきにあらず實に憂ふべきことあり之の憂や下等官衙にあらすして上等官衙にあり上等官衙之を制
することなくんは下等官衙に於ては如何ともすること能はざるなり各官廳(内閣省府縣廳等)に行はる
る回議或は回覽法と稱するものは舊幕府の遺制にして前大藏次官郷氏が明治の初年に野紙の制を發案
したる頃(其前は奉書紙等に御家流筆法を以て大字に書したりと云ふ)より起りし者なるか是れ亦事務
延滞の原因たり左れば總理大臣も公文底滞の弊を救ふの一ヶ條中に「事務の各局課に關係する者ハ各
局課の間或は會議法を設け或は主任官互に面議を行ひ議決の即時に捺印し従前の回覽法に換へ異議附
箋の類を除く事」とあり然るに此事今日に至るまで多く改正を見ず依然として舊の如し畢竟此弊も官
吏過多の大本よりして改むるに非ずんは除くこと難きものなり余輩の見る所を以てせば今の府縣廳以
上の各官廳の官吏は大に沙汰するを可とす而して一面時間を延長するか如き適宜の改革を行は、決し
て事務に差支を見ることなきを信するなり

總理大臣か冗費を節するの條に於て凡そ行政官務整頓嚴格なるの國は其經費必ず節省ならざるはなし

蓋し官強の道は多費に在らずして施す處其實を務め緩急其宜を得て以て成效を永久に期するに在り維
新以來歳出の歳を逐ふて増加するは内外政務の多端なる實に已む事を得ざるに由ると雖も(中略)實務
の擧かる所成果の得る處未だ經費の遞増と相比例するに至らず宜く務めて制減を行ひ云々」とあり當
時此旨趣に基き一たひ官廳の經費を節し官吏を減したれども其後又更に漸く増員し以て其初と大差な
きに至れり」伊藤氏は能く時弊を知るものと云ふべし而して此時弊を知るの人にして尙ほ且つ官吏減
少の實効を奏すると能はざりき

伊藤伯の内閣を組織して冗員を沙汰したるハ明治十九年の初にして其前年并に以後二三年間毎年十二
月の現在人員を比較するに

勅任は	明治十八年	百九十六人
	明治十九年	二百十七人
	明治二十年	二百三十人
委任は	明治廿一年	二百四十二人
	明治十八年	五千七百五十二人
	明治十九年	六千三百三十八人
	明治二十年	七千八百六十八人
	明治廿一年	八千七人
判任は	明治十八年	三万四千三百四十五人
	明治十九年	三万三千八百四人
	明治二十年	三万四千九百五十二人
	明治廿一年	三万四千四百十六人

等外雇は明治十八年 二万七千九百六十五人

明治十九年 一万四千九百九十八人

明治廿一年 一万八千五十三人

明治廿年 未詳

右の如く勅任奏任判任共に増加したり獨り減少したるは等外備のみにして總計の人員は減少の數を顯はしたれとも尙ほ六万六千人あり陸軍常備兵の上に出で且つ俸給總額は大に増加せり(後の俸給の條に詳あり)されば伊藤伯の意見書も亦全く其効を奏せざりしものと謂ふべし

○累年官吏人員及俸給表

本表は統計年鑑に依り月俸を年額に改算す

年 度	人 數	俸 給	歳出總計に對し
十 八 年	六八、〇八三	一一、二〇二、九一二	一、九七
十 九 年	五五、一八四	一三、四七一、〇五六	一、七二
二 十 年	五九、一四八	一四、四九〇、一六八	一、八〇
二 十 一 年	六〇、七一一	一五、〇一四、五二〇	一、八七

○勅任官の増加

凡そ物の貴きは其數の少きか爲なり會て官吏にありて勅任官といへば無上の極と爲して其榮顯る大ありき明治八年前の勅任官の數誠に少數なりしが同年四月元老院を新置せしと同時に議官に任せられたる者十三名あり同七月に至り更に其數を増して二十三名となし之に大臣參議陸海軍將官を加ふるも其數五十名に充たざりしが勳功(即ち年數)ある者は年月を経て之が官等を進め初めは太政大臣、左右大

臣及參議も他の勅任官と席次の差ありしのみにて齊しく勅任官なりしに去る十八年の大改革に各大臣は親任官として尋常の勅任官と階級を殊にし尋て樞密院を設くるや議長以下顧問官に至る迄親任官に叙せられ最初官階上無上の極と見做されたる勅任官も其後は第二等の位置と爲り之に奏任判任を加へて官階四等に區分する事となりぬざりて勅任官が強ら階級を貶せられしにあらざれば今は親任官を見ると往日の勅任官に於けるか如く隨て勅任官に叙せらるゝも無上の榮と爲さるる者に似たり殊に親任官ありて以來勅任官吏の増員せしと非常にして前にも述べしが如く年功に隨ひ之を進めたるに因るならん然れども外面より之を窺へば政府が近來勅任官を授けるとの往年に比して吝ならざるかの疑なきにあらざるも舊元老院議官の如き權少書記官(華族なれど)より昇りたるものあり非職權大書記官より擧られたるものあり如何にも勅任官の増員したるは夥しき數にて今親任官と勅任官の廿三年一月の現數を擧れば左の如し(尤も一名にして勅任官を兼ね居るもあり又勅任官の三役も兼務するあれば此に掲げたるは一人一官なりと知るべし)

(内閣)親任官 一人 勅任官 三人	(樞密院)親任官十七人 勅任官 一人
(宮内省)親任官 三人 勅任官 一人	(外務省)親任官 一人 勅任官 十二人
(内務省) 勅任官 一人	(大藏省)親任官 一人 勅任官 一人
(陸軍省)親任官 二人 勅任官 二十六人	(海軍省)親任官 一人 勅任官 十四人
(司法省)親任官 一人 勅任官 十三人	(文部省)親任官 一人 勅任官 三人
(農商務省)親任官一人 勅任官 一人	(逓信省)親任官 一人 勅任官 一人
(元老院) 勅任官 七十五人	(會計檢査院) 勅任官 三人
(警視廳) 勅任官 一人	(地方長官) 勅任官 二十六人

合計 親任官 三十人

勅任官 二百十一人

(陸海軍將官若しくは軍醫總監等にして罷職の者は此表中に算せず)

其後官制の改正あり各省に勅任の局長あり法制局及び鐵道廳に勅任部長あり勅任官の數は奏任官等の新置と共に増加するの傾向あり爲めに今の親任は前の勅任、今の勅任は前の奏任、今の奏任は前の判任一二等に對比せらるゝに至れり

○在勅任官新華族舊縣別

(二十一年十二月調)

鹿島	勅任	廿七人	山口	勅任	廿一人
高知	勅任	八人	佐賀	勅任	五人
幕臣	勅任	三人	長崎	勅任	二人
福井	勅任	二人	福岡	勅任	二人
茨城	勅任	一人	愛媛	勅任	一人
鳥取	勅任	一人	愛知	勅任	一人
島根	勅任	一人	知	勅任	一人

舊神官及舊華族の庶流若しくは南朝忠臣の末葉等にて華族に列せられたるものは之を除く

○官吏の郷貫

維新以來門閥の弊を矯めて人材を登用し之を要路に用ふるの制を定められたれども其實門閥は變して藩閥となり政府大小の官吏薩長土肥四藩の人士最も多しとす
各省創立以來長官たりしもの郷籍を調査するに左の如し(廿三年)

薩藩	十五人
長藩	九人
肥藩	六人
土藩	六人
舊幕	三人
尾藩	一人
公卿	二人
宇和島	一人
又明治二十一年以前新に華族に列したる在官吏の郷籍を調査するに左の如し	
薩藩	二十七人
長藩	二十一人
土藩	八人
肥藩	五人
舊幕	三人
此外長崎、福井、福岡の三縣に各三人、茨城、愛媛、鳥取、愛知、島根の五縣に各一人あるのみ 官吏(勅奏任判任)合計は明治十九年に凡そ三万二千餘人なり其中	
在籍人員	
東京	四千五百五十七人
長崎	六百十一人
山口	千七百〇六人

高知 八百三十人
 鹿島 千七百十五人
 合計九千四百十九人(即ち總數の三分一弱に當れり)
 なりと云ふ東京在籍の官吏多きは全く維新以後に轉任したる者にして其本貫は尙ほ以上の各藩に多きを知るへし

次に比照の便に供する爲めに十四年十二月現在の本籍別(統計集誌に據る)を左に掲ぐ

勅任より准奏任に至る
 人口一万に付比例
 平均 一、二(計四、一二三)
 最多 五、四(山口)
 最少 〇、二(神奈川、埼玉、山梨)
 鹿兒島 二、九
 高知 三、九
 静岡 二、六
 東京 四、五
 沖繩開拓を比算せず

勅奏官、准官、等外、雇合計
 人口一万に付比例
 平均 二、二(合計七八、三二八)
 最多 三、八、〇(山口)
 最少 八、六(埼玉)
 鹿兒島 三、一、四
 高知 三、一、四
 静岡 三、四、六
 東京 一一、二

○地方官吏
 三府四十二縣の知事の在籍は廿三年三月の官員録に據るに左の如し
 鹿兒島縣 十一人

佐賀縣 四人
 山口縣 六人

右の如く地方長官は三縣の人士其半を占む而して地方長官の情弊に至りては世評甚だ少なからず其一
 二を擧ぐれば某縣知事は同藩の土木師を態々連れ來りて之れに私利を得せしめんが爲めに土木工事を
 起せりと云ひ或は商人の私購を容れて應用物品を高く買ひ入れ或は書肆の請托に據りて妄に教科書を
 變したりと云ひ或は官業民業共に知事同縣なる人々の爲めに占領せられ或は士族授産資金の他縣人の
 爲に私用せらるゝ等なり

地方長官更迭一覽表

明治九年廢令以後ヲ掲グ現今
 廢令ニ際ルモノハ之ヲ省ク

内務長官	明治	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
大久保利通	九年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
伊藤博文	十年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
松方正義	十一年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
山田顯義	十二年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
山縣有朋	十三年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
西郷從道	十四年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	十五年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	十六年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	十七年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	十八年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	十九年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	二十年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	二十一年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	二十二年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	二十三年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣
品川彌二郎	二十四年	鹿兒島縣	佐賀縣	山口縣

大藏 内務 司法 外務 陸軍 海軍 文部教務
 瑞典 七省 外務 司法 陸軍 海軍 内務 大藏 文教兩務
 獨逸 六省 外務 内務 軍務 司法 大藏 遞信
 那威 六省 文教兩務 司法 内務 工務 大藏 國防
 合衆國 六省 國務 大藏 陸軍 海軍 外務 驛遞

各國必らず外務内務司法大藏軍務の五省あり軍務を兩分して海軍陸軍の兩省と爲すものあり或は内務を區分して農商遞信の兩省と爲し別に文部省を置くものあり
 各省内の組織は一樣ならず佛國にては次官は即ち政府説明委員にして議會に對し説明の任に當り政務官として交代し白耳義にては會計主任にして會計を監督し亦政務官とす秘書官は各國概ね之を大臣の附屬として大臣と共に更迭す普國にては秘書官に極めて下等の官吏を用ふ

○佛蘭西國商務省の事務取扱の簡易ある事(農務省も亦同し)

農務省は商工に係る事務を管理する所にして官房は卿一人(補官を置く可置かざる可)卿の所見に任せり(官房長一人書記僚屬數員に過ぎず別に秘書官あり省中に四局を置く可成局課の數を減するを以て最も主眼とする)就中外國貿易局内國商務局最も事務多端なるも局中に課を置く四課に過ぎず局長局次長課長課次長あり其他僚屬は甚た少し一課の全員課長共に三名乃至五名なり然れとも其用を辨するの敏捷ある實に感ずるに

餘りあり 嘗て聞く歐洲各國の事業は多く民業に成り爲めに官府の事務少きを以て官吏の數少くして辨用せり今實地に就き其然る所以を案するに其要領左の各項にあるか如し

一文書受付の事 本省に來る文書の受付は一切官房内の受付にて之を受け付け逸々受付簿に件名番號を記入し前日の分を翌朝受付課次長(課長を以て)に披封し各局各別の文庫に入れ官房長に呈出す官房長は其事特に至急を要するを認むるものは直に卿に經伺處分して後主務局に移牒す又た事の重要に涉るものと認むる分は直に卿に呈出す其他尋常之を受付より各局の次長に送付せしむ此受授の際別に送付簿もなく勿論署名を要する(我國捺印を徵して後日事もなし蓋し省内に受付たる文書は盡く卿の責任にして官房と各局を不問皆其責任の部内の受授に外あらざれば受授の證を徵するか如き煩を取らざるも各官にして卿の責任を全くせざるを得ざればなりと)

二文書處理順序の事 願伺等の文書は總て正本一通を進達するの例なり故に指令等をなすには必ず願伺の要領と指令の旨趣を併せたる文案を具して卿の決行を請ふなり宛も我國にて來翰に簡明の返翰を與ふるか如し而して其文案事の重要に涉るものは卿躬ら處分の要を正本に書入れ又は端紙に書して局長に渡す其他のものは局長にて處分の要を課長に示すと猶卿の局長に示すか如く課長は旨を受けて卿の決行案の仕出を命ず(此際欄外に署名して主任たるを明にす)局長之を可として署名すれば課長は該文を課員に淨書せしめ原議と共に卿に出す卿之を可とするときは躬ら署名す即ち之れを願伺の指令として發遣すべきものなり

若卿に於て不可とするときは之を更めしむ但事の重要あるものハ曩きに處分の要を示すを以て之を更めしむるか如き場合は甚稀なり
 又卿は政務多忙にて逸々署名の暇なきときは口頭にて可と達すれば局長にて卿の命に依りとの文を加へて躬ら署名の上指令文を發遣す

一切の指令達は悉く卿の名を以てす但處分上に付照會をなすか如きは局長にて之をなす此場合局長不在なれば局長の名を以て課長之を執行すると得然るときは其責悉く課長に歸す若又關係各局長に合議の事件各意見を異にする場合には卿直に之を決す局中にては諸般局長の決にありを以て各課の意見を異にする等の場合あるときし但卿は各局長の意見を聞き或は互に主張する處を述べしめたる後決行することあり局長も亦課長に意見を述べしめて後處分することあり

斯る順序なれば課長は正當其責任甚輕さか如く聞ゆれども實務上の働きは課長に老練者其人を得ざれば事務の擧らざるは勿論文書の整頓を得る事能はざるあり

三文書發遣の事 各局中各課に件名簿を備へ之に發遣の事を整明にす(別に局中に往復掛を置かず)指令達等は直に其主管の課より發遣し當初本省に受付けたる官房の受付けを経て發遣するに非ざるなり

四文書保存の事 文書の保存は一課毎に保存す其概況の事務室内の四壁に天井迄十數條の棚を架し文書は便宜なる前側割開きの箱に入れ一件毎に順を透て之れを重ね棚に上げて保存す但一縣毎に區別し或は事件毎に區別する等の搜索の便宜に任するのみ他に記録をなす等の事なし而して其文書漸く累積して四壁に充滿すれば目錄書を附して之を本省の文庫に移す本省の文庫充滿すれば之を大政府の文庫に移す大政府の文庫にては其最も重要なるものに目錄を附して保存し其他は悉く反古に歸すと云ふ

五諸準備整頓の事 卿官房は勿論各局各課(悉く別室)に數個の電鈴及傳話機を通したり

文書用紙は要用部分の記入を省して足るべき印刷紙大小數種を備へたり

卓上には用紙狀袋文房具其他の用具を排列したり四壁には地圖其他主管に係る表面又は職員人名書等を掛けたり凡そ局中の吏員へ普く通知すべき事件ある時は廊下に掲示するを以て式とするか如し已上は其大要に過ぎず而して文書の往復及保存等に至ては寧ろ大簡なるか如しと雖も實際上整頓して毫も紛亂なき退て之を熟考すれば思ひ半に過ぐるものゝ如し(農商務省官吏巡回取調書)

○各國地方官吏

普魯士國	州	州長 官選	縣	縣知事 官選	郡	郡長 郡會より推薦して國王之を任す	市	市長 公選但し上官の認可を要す
佛蘭西國	州	州參事會 州總代 州務主事 州委員	縣總代	郡	郡會 郡總代 郡委員	町村	町村長 公選	市參事會 市會
	州長	州長 內務大臣之を推薦勅命を以て之を任す	郡代官	郡代官	郡代官	町村會	町村會	邑長 公選

白耳義國	州	州參事院 州會 州會委員	郡代官体 郡長 勅撰	邑 「エムハン」 「ブールシユメストル」 共に區會議員より 勅撰す
西班牙國	州	民政官 勅撰 州會 常置委員	郡代官体 執行官 官選	邑 邑長 公選
伊太利國	州	州參事會 州會 常置委員	郡代官体 郡長 官選	邑 邑長 邑會より推薦して 國王之を命す

○外國官吏任用の例

米國に於ても亦國務大臣を政務官とすれとも各黨互に官途を以て我有とせんとするの風あり例へば共和黨敗れて合衆黨政權を得るときは同黨の者相競ふて地位を占めんとして滿廳の官吏を一掃すること殆んど其常と云ふへく其の弊害の甚しき實に言ふへからず故に近時任官例を定め大に任免を鄭重にして此弊を防かんとするの論頻りに起りて現に國會の議に上りたると已に數年の前に在り佛國の如きは未だ全く行政官吏の任用法備はれるにあらざるも今は自然に發達して自ら一定の規矩あれば内閣の更迭頻々なるも爲めに米國の如き弊害おしと云ふ而して其の任官例を嚴にするときは又之に隨從して免黜するにも一定の法規を設け任官の例に讓らざるの規律を立て、權衡を保たざるへからず故に隨任意免の弊を防んとするには適良の任用法を設けて以て適當の人を擧ぐるの良法に如かず今各國の官制を見るに官吏任用法の最も能く備れるものを幸漏生國とす幸國に於ては疾く已に前世期の初めより試験法を施行し之と同時に亦其の黜陟を鄭重にして官吏の地位を堅くせり故に大小の官吏其の任に適はざるもの鮮しと云ふ其現時の高等行政官吏(我國の奏任以上)の試験科目を略記すれば(一)大學校に入るべき學力あるの證(二)大學校に於て三年の課程(法律政治學)を経たるの證(三)學力の試験(政治法律學)(四)官衙に於て四年間實地修業此の四年間は即ち試官期限にして初二年間は裁判所にて司法事務、後二年間は行政官廳に於て行政事務を見習ふ(其の上にて更に學力及び實地の大試験を経て初めて官に任するなり此の如くなるか故に高等官吏に於ては不學無能の笑を取るものなく能く其の職に適ふて其事務舉る此の如く官吏任用の鄭重なる代りには終身官の制を原則とす

佛國官衙の一斑を示さんには去る十一年巴里萬國大博覽會の時に當りて松方事務總裁は事務官をして現に同國農商務省に就て省務の概畧を質問筆記せしめられたる報告書の中に曰く「千八百廿八年以降

五十年間に卿其人を換ゆると五十二人一年に一名とするも猶ほ二名を餘せり又卿たる人は政府黨派の更迭に依りて進退を共にするが故に執政大臣の變更ある毎に亦隨て退かざるを得ず千八百七十二年の如き二月七日新に卿を命し四月廿三日に退職す其後七十年間に新舊相替るもの十四回なり右の如く卿は屢々其人を更ゆれども各局長以下屬員の如きは容易に變換するとなし現今の農務局長ポリエ氏は在職卅五年大書記官ラセンス氏は在職五十年なり此省の組織を概言すれば卿及び顧問委員は精神にして屬吏は支体の如し故に假令ひ精神變更するも支体依然たれば必らず舊態を失はず其原因斯の如きか故に屢革命の亂ありしと雖も省中記録の如きは依然として毫も錯雜せざるの結果を現はせり省中の現狀を目撃するに次序完備各局靜肅殆んど休暇の日の如し是れ固より其國の良習に依れると雖も亦各員が事務に練熟せるを徴すへし千八百七十年コンミュンの亂起り其黨類一時各省を總領し舊來の官吏を放逐し黨人自ら事務を採りしと雖も一事をも調理すると能はず已むを得ずして悉く舊吏を招還して再び舊官に任したり云々

任官法に二様の別を定めざるへからず即終身官と隨意免黜との二制是なり英佛の如きは隨意制にして獨逸國は終身を其制とす又官吏の任免に關する例を按ずるに獨逸の舊制にては凡そ官吏の終身之に任するを制とし免黜するには參事院の議を経るにあらざれば執行すへからずとして之を普通法典に載せて疾く已に官吏の地位を固くせり現今の制にては一種特別の裁判手續に依り官吏の公務上に就き又身体若しくは精神に缺る所ありて之を免黜せんとするときは其裁判手續に依り若し其處置に服せざる時は更に懲戒裁判に控訴して原裁判の破毀を請ふを得るを制とし若し又過失に依らずして在職の廳廢せられ又は職務上の爲に癱疾となり或は一定の年限を經過して其職を退く時は相當の恩給或は待命俸を附與するものとす英國に於ても官吏の年資を積みて功勞あるものは貴族に列し養老俸を與ふるの例あり

○白耳義國官吏任用法は左の如し

- 一 凡そ官吏の登用は廿一歳以上に非らざれば登用するを得ず但廿一歳未滿のものど雖も屬官補に登用するは此限にあらざ
- 一 官吏六十五歳以上に至れば退職せしめ養老年金を賜ふ然れども年金のみにて生計に差支あるもの、如きは猶ほ勤續せしむるとあり現に七十三歳のもの勤續せるものあり尤三十五年以上勤續のものに非らざれば養老金を賜はず但養老金は勤め終り五ヶ年の現俸を平均して其六十分の一を勤續年數に乘して其得る處の金額を年金として之に賜ふ然れども養老年金は七千法を超ゆることを得ず
- 此勤續年數の計算に大學校卒業にて俸職の(優等)者は四年(普通)者は二年陸軍砲兵官は二年各勤續の資格を與へて現勤續の年數に加算す
- 一 官吏は奉職の初め二ヶ月間は俸給を悉皆政府に納めしめ猶奉職年限中は百分の二個半を官納せしむ而して婚姻をなしたるものは百分の四個半を官納せしむ
- 但此金は國庫へ納入するに非らず又各省均一の分一を納めしむるに非らず省毎に貯蓄して已に其貯蓄の多き省に在ては稍々其分一を減す此金の利子を以て官吏奉職年限中死去のもの、寡婦又は遺兒(男女を差)を卹むなり但寡婦再嫁するときは給與し來る金額の半を給し兒女は十七歳に滿つれば給せず其卹金は養老年金の算法なり然れども其額は四千法に超ることを得ず
- 一 官吏登用の法とするに非らざれども官吏の遺子は無縁のものよりも先んして登用するの習慣なり
- 一 官吏の登用には官吏となり得へき科業を備ふへきは勿論編輯科目及課長たるを得へき科目の試験を経て後合格のものを以て登用すへきものとす
- 但大學校卒業生にして博士の免狀を有するものは稀れに試験なくして登用することありと雖も普

通は博士と雖も試験を請ふべきの例あり

一官吏係長以上の任命は卿の具狀により國王之を任命す其他は卿之を命す但各局長は小吏を任命することを得

一課長となるには七級階をニヶ年宛經過したるものに非ざれば之に任せず課長の中より漸次局長を選任す

一係長に任ずるには之か試験をなすと雖も課長以上は經歷已に慥なるものを選用するを以て試験を須ひす

一課長の年俸は五千五百法、六千法、六千五百法の三等とす

一各局長の年俸は九千法、九千五百法、一萬法の三等とす

但五十歳にして廿五ヶ年以上勤続のものには俸給に割を増すことを得尤經費の餘裕あるに非ざれば別段の支給は國會之を許さず

○俸給

官吏の俸給は従前年々に増加せり即ち左の如し

明治廿一年度 千六百七十四万四千五百三十八圓

同 廿二年度 千七百四十五万四千一百三十三圓

同 廿三年度 二千十一万九千二百六圓

右は豫算及現計に據る以下同之を歳出總計に割合すに

明治廿一年度 一割九分九厘

明治廿二年度 二割二分九厘

明治廿三年度 二割三分八厘

以て俸給の歳出の割合に多額ありしを知るべし又三年間の俸給總計より宮内官吏并に海陸軍兩省の軍官及び其文官の俸給を扣除するに其餘の俸給額は左の如し

明治二十一年度 九百九十五万八千二十四圓

明治二十二年度 千四十五万七千四十一圓

明治二十三年度 千三百二万六千三百四十三圓

海陸軍兩省の俸給は年々に増加す即ち合計左の如し

明治二十一年度 六百七拾八万六千五百十四圓

明治二十二年度 六百九拾九万七千九十二圓

明治二十三年度 七百九万二千八百六十二圓

帝國議會開設後も陸海軍の俸給は他の各官廳の如くに削減せられざるなり

官吏總數に割合すに一人平均の月俸は左の如し

明治十四年 十三圓六十四錢

同 十五年 十三圓八十一錢

同 十六年 十四圓二十四錢

同 十七年 十四圓七十七錢

同 十八年 十四圓八十八錢

同 十九年 二十圓三十四錢

同 二十年 二十圓四十一錢

同廿一年 二十圓六十八錢

右は毎年十二月の調査にして宮内省及び海陸軍兩省をも合せ等外雇までを包含して計算せし者あり我國の俸給は官吏合計に平均するに每人の中數年々に増進すること以て知るべし廿四年八月官吏の俸給を減す其減額總計四十五萬圓なり

我國大臣次官の俸給を各國に比較するに左の如し(各大臣は最初手當として年額五千圓を受け後に宮中より同額の金を賜はりしが廿四年に至りて廢せられたりと云ふ)

官名	日本	普國	米國
總理大臣	九千六百圓	一万千四百圓	—
各省大臣	六千圓	七千六百圓	八千圓
各省次官	四千圓	三千圓	三千五百圓

右の如くなれば我國の官吏俸給は各國に比して大異なしと雖も物價の高低并に一般の賃銀に比較するときは我國官吏の俸給頗る高きを知るとならん最近の「イミグラント、フレンド」に據るに各國賃銀の割合は左の如し但し日本の賃銀は第八統計年鑑に據る

	日本	普國	米國
大工	二十二錢參厘	六十錢	一圓五十錢
石工	二十五錢	五十七錢	二圓十五錢
農夫	十五錢	四十錢	七十五錢
平均	二十錢八厘	五十二錢三厘	一圓四十六錢

之れに據りて見るに普國の賃銀は我國の二倍にして米國は五倍なり然るに官吏の俸給は略々相似るは頗る多に過ぐるが如し

○維新の初の官吏俸給

明治元年三月官吏の月給金額を定む

金一千兩 總裁。金七百兩 議定。金五百兩 參與。金三百兩 諸局判事。金百兩 諸局用掛。金七十兩 諸局用掛。金三十兩 筆生。用掛二あり名を同うして等を異にす

元年五月十四日官吏月給の半額を減殺す
二年八月二十二日官吏の官祿を定む

第一等 現米	千二百石	第十等 全	百三十石
第二等 全	千石	第十一等 全	八十石
第三等 全	七百石	第十二等 全	六十七石
第四等 全	六百石	第十三等 全	五十七石
第五等 全	五百石	第十四等 全	三十二石
第六等 全	四百二十石	第十五等 全	二十六石
第七等 全	三百四十石	第一等 全	二十石
第八等 全	二百七十石	第二等 全	十五石
第九等 全	二百石	第三等 全	十三石

〔参照〕

○英獨俸給

●各表中同官職にして金額を異にするは年代并に改算の金位を異にするに依る

官職	金額	
	英	獨逸
總理大臣	五千磅 凡三万圓	五万四千マーク 凡一万八千圓
各省大臣	二千磅 凡一万二千圓	三万六千マーク 凡一万二千圓
次官		一万五千マーク 凡五千圓

獨逸國より派遣の公使

日本へ派遣

六万マーク 二万圓

英國へ派遣

十二万マーク 四万圓

○獨逸國高等俸給表

(此表は一馬克を二十五錢に改算す)

總理大臣	一四、二五〇	提督府長官	九、〇〇〇
外務大臣	一二、五〇〇	大將	三、〇〇〇 (職務費)
内務大臣	九、〇〇〇	司令長官	三、〇〇〇 (職務費)
司法大臣	六、〇〇〇	次官 (外務及内務)	五、〇〇〇
大藏大臣	五、〇〇〇	部長、或局長	三、七五〇
驛遞電信大臣	六、〇〇〇	審議官	二四七五より 一九七五に至る
陸軍大臣	九、〇〇〇		
海軍大臣	九、〇〇〇		
參謀本部長	七、五〇〇		

○各國官俸の對比 (現今の制と異なるものあるべしと雖も併せて之を掲ぐ)

官職	英	澳	普	佛	米	佛	英	他の上官	補官
宰相	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	二五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	二五、〇〇〇	英 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇 佛 六、〇〇〇乃至七、〇〇〇 澳二等官 一〇、〇〇〇	英 七、五〇〇乃至一二、〇〇〇 佛 四、〇〇〇
諸省卿	英 二五、〇〇〇	佛 一一、〇〇〇	米 九、〇〇〇	普 九、〇〇〇	佛 一一、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇 佛 六、〇〇〇乃至七、〇〇〇 澳二等官 一〇、〇〇〇	英 七、五〇〇乃至一二、〇〇〇 佛 四、〇〇〇
其他の上官	英 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇	佛 六、〇〇〇乃至七、〇〇〇	澳二等官 一〇、〇〇〇	普 九、〇〇〇	佛 一一、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇 佛 六、〇〇〇乃至七、〇〇〇 澳二等官 一〇、〇〇〇	英 七、五〇〇乃至一二、〇〇〇 佛 四、〇〇〇
補官	英 七、五〇〇乃至一二、〇〇〇	佛 四、〇〇〇	澳二等官 一〇、〇〇〇	普 九、〇〇〇	佛 一一、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 二五、〇〇〇	英 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇 佛 六、〇〇〇乃至七、〇〇〇 澳二等官 一〇、〇〇〇	英 七、五〇〇乃至一二、〇〇〇 佛 四、〇〇〇

英凡	五、〇〇〇乃至一〇、〇〇〇	但海軍元師局を取除す
諸省廳	三、〇〇〇	五、〇〇〇 大藏内務司法等
の各局	五、〇〇〇	諸省
長	三、〇〇〇	六、〇〇〇 諸省 陸軍を除く
米	二、五五〇	三、七五〇 内閣及諸省
普上官	二、七五〇乃至	六、〇〇〇 諸省廳局の大書記
英	一、二〇〇	二、〇〇〇 諸省局の課長
佛	一、〇五〇	一、三五〇 内閣及省の各局主事幹事課長書記長等
普屬官	一、四〇〇	五、〇〇〇 同前一等書記
大書記課	九〇〇	一、二〇〇 同前副課長
長主事	四五〇	八七五 同前書記書記生
副書記		
書記		
普		
佛		
英		
屬官	五〇〇乃至三、〇〇〇	
英	二〇〇	八〇〇
佛		
諸省廳局	二、一五〇乃至三、七五〇	
の會計役	一、二〇〇	二、〇二五 諸省本局
普屬官		
右	二、〇〇〇乃至二、七五〇	
補	三七五	九〇〇
普		
英	五〇〇乃至三、五〇〇	
書籍貯庫		
英		
普屬官		
書庫取締		
普屬官		

役所及	英	三〇〇乃至一、二五〇
局内取締	普下官	三〇〇
英	一、〇〇〇	
使部	英	三〇〇乃至
普下官	四一二	
使部	英	三〇〇
佛	二四〇	六五〇
普下官	二四〇	四〇〇
給仕	佛	三六〇
普下官	三〇〇	四〇〇
英	三〇〇	三七五
佛	三〇〇	六〇〇
普下官	二〇〇	三六〇
役所番	佛	三〇〇

又擲國にては官吏に等級ありて級俸あり別に職務あれば則ち役俸又は職俸を受くこと云ふ但し「グルデン」は凡そ我五十錢に當れり

千八百七十三年四月十五日改正

澳國官員年給并に役給及職務給「グルデン」は銀貨の四十
八錢餘即ち凡そ五十錢

一 等年給壹萬貳千
グルデン

二 等 壹萬
グルデン

三 等 八千
グルデン

四 等 七千
グルデン

五等	上六千	グルデン
	中五千五百	グルデン
	下四千五百	グルデン
六等	三千六百	グルデン
	三千二百	グルデン
	二千八百	グルデン
	二千四百	グルデン
七等	二千二百	グルデン
	二千	グルデン
八等	千八百	グルデン
	千六百	グルデン
	千四百	グルデン
	千三百	グルデン
九等	千二百	グルデン
	千	グルデン
十等	九百五十	グルデン
	九百	グルデン
	八百	グルデン
十一等	七百	グルデン

以上一等より四等までは新舊の別なく各其等給の定俸を與ふ五等より十一等までは其俸給新舊によつて同等内三級の別あり五年毎に一級を進む
又四等以上には官給あり五等以下には職給あり左の如し
四等官以上官給

一等	大宰相	一万四千	グルデン
二等	大審院長	一万	グルデン
	大審院長	一万	グルデン
三等	検査院長	一万	グルデン
	下エンス河州長	五千	グルデン
	上エンス河州長	五千	グルデン
	スタイエマルク州長	六千	グルデン
	ペーメン	一万	グルデン
	アーレン	六千	グルデン
	ガリチーン	九千	グルデン
	ギステンランド	八千	グルデン
	ナロール	六千	グルデン
	グルマチーン	六千	グルデン
	維府上等裁判所長	三千	グルデン
	ブラーグ	三千	グルデン

外務省	議院	大藏省	官名	年俸額
外務大臣	大總統	大藏大臣	全權公使(英、佛、獨、露、四、澳、普、支、那)	一七、五〇〇
外務次官	副總統	外務次官	全前記外諸國	一二、〇〇〇
外務次官補	兩院議員	外務次官補	全(露、澳、普、支、那)	一〇、〇〇〇
全次官	元老院書記官	全次官	全(獨逸駐在)	七、五〇〇
全次官補	元老院行法官	全次官補	代理公使	七、五〇〇
	元老院印書官		特派公使	七、五〇〇
	元老院門監補		代理公使	五、〇〇〇
	元老院宗教員		公使館書記官	全權公使年俸ノ百分ノ十五
	代議院書記官		全(獨逸駐在)	二、五〇〇
	代議院行法官		權書記官(全上)	一、八〇〇
	代議院門監		全(英京、佛京駐在)	二、〇〇〇
	代議院宗教員		總領事	三、〇〇〇以上
	議院書籍館長		領事	六、〇〇〇以上
	議院助役		大藏大臣	七、五〇〇以上
	議院書記官		大藏次官	八、〇〇〇以上
	議院書記官		大藏次官補	三、五〇〇
	議院書記官		全次官	三、〇〇〇
	議院書記官		全次官補	三、〇〇〇
	議院書記官		第一檢數官	三、五〇〇
	議院書記官		第二檢數官	三、〇〇〇

第三章 政務及び官職

○北米合衆國官吏俸給一覽

官等	官名	年俸額	官名	年俸額
五等	千	六〇〇	五百	四百
六等	八百	八百	四百八十	三百二十
七等	七百	四百二十	三百五十	二百八十
八等	六百	三百六十	三百	二百四十
九等	五百	三百	二百五十	二百
十等	四百	二百四十	二百	百六十
十一等	三百	百八十	百五十	百二十

官等	官名	年俸額
四等	レムベルグ 同	三千
	ツアラ 同	二千
	爾餘ノ各上等裁判所長	二千
	各縣局長	四千
	各省局長	三千
	大審院檢事長	三千
	維府警察長	二千
	維納ブラークレムベルク出納副局長	千
	煙草製造所長	千

五等官以下職給

第一會計検査官	三、〇〇〇	地所登簿局長	三、〇〇〇
第二會計検査官	三、〇〇〇	地價収納官	三、〇〇〇
第三會計検査官	三、〇〇〇	特許局長	四、五〇〇
第四會計検査官	三、〇〇〇	特許局審査官	二、五〇〇
第五會計検査官	三、〇〇〇	印度事務局長	三、五〇〇
第六會計検査官	三、〇〇〇	印度事務監督官	二、〇〇〇
關稅官	三、〇〇〇	印度事務幹事	一、五〇〇
金庫局長	三、〇〇〇以上 五、〇〇〇以下	全副幹事	一、〇〇〇
金庫局次長	二、五〇〇以上 六、〇〇〇以下	恩給局長	三、〇〇〇
記録局長	三、〇〇〇	民籍局長	三、〇〇〇
記録局次長	二、〇〇〇	農務局長	三、〇〇〇
國稅局長	三、〇〇〇	教育局長	三、〇〇〇
一等代理國稅官	三、五〇〇	陸軍大臣	八、〇〇〇
二等及三等全	三、〇〇〇	海軍大臣	八、〇〇〇
定稅官	八、〇〇〇	全次官	四、〇〇〇
收稅官	三、五〇〇	海軍檢察官	三、五〇〇
内務大臣	三、五〇〇	海軍各局長	三、五〇〇
全次官	三、〇〇〇	海軍大將	一三、〇〇〇
地所賣下局長	三、〇〇〇	海軍中將	陸地給八、〇〇〇 海上給九、〇〇〇
測量局長	三、〇〇〇		待命給六、〇〇〇

海軍少將	海上給六、〇〇〇 陸地給五、〇〇〇	全第一次官	三、五〇〇
海軍准少將	待命給四、〇〇〇 海上給五、〇〇〇	全第二次官	三、五〇〇
海軍大佐	待命給三、〇〇〇 陸地給四、〇〇〇	全第三次官	三、五〇〇
海軍少佐	待命給二、八〇〇 陸地給三、五〇〇	檢事院長	八、〇〇〇
海軍准少佐	三、五〇〇以下	檢事院副長	七、五〇〇
海軍大尉	三、〇〇〇以下	大藏檢事	四、〇〇〇
郵務大臣	二、六七五以下	大藏權檢事	三、五〇〇
	八、〇〇〇	行法官	三、五〇〇
		大審院長	八、〇〇〇
		巡回判事	五、〇〇〇
		區裁判所判事	一、五〇〇以上 五、〇〇〇以下

表中陸軍大臣は外に僕、薪、燈、馬飼料等とし受取る金額は凡そ年俸の四倍に達す總て武官には疾病あるときに醫藥及び看病夫をも之を官給する法なれば唯其年俸のみを以て其俸給と認むるを得ず而して其直接間接の兩俸を詳記するは到底爲し得べからざることなれば陸軍武官の年俸は總へて之を省く

○第四章 議會

○舊元老院の成迹

舊元老院の職務は法を議するに在りしと雖も權限甚だ狭く内閣の法律を制定するや先づ之を元老院の議に付するものあり之を議定案と云ふ元老院は逐條會議して之を修正し若くは廢棄するを得れども内閣先づ法律を定め已に發布して後ち元老院に付し唯之を檢閱せしむるものあり之を檢視案と云ふ元老院は之を閱覽するのみ若し非法違例あらば政府に通牒して改正を求むるを得れども元老院自家の意見にて修正廢棄する能はず然るに元老院設立中の經驗に由りて見れば内閣の發布したる法律の過半は元老院の檢視したるものにして議定したるものにあらず今元老院各年の報告に據るに議定檢視兩案の比較は左の如し

議案累年比較

種類	議案	可決	否決	修正	未決
明治九年	十	五	〇	三	二
明治十年	十四	一	一	十一	一
同視定年	三十一				

種類	議案	可決	否決	修正	未決
明治十二年	十七	一		九	四
同視定年	二十七	六	二	十五	四
明治十三年	二十一			十七	
同視定年	二十二	三	一	十七	
明治十四年	十四	三		九	
同視定年	四十一				
明治十五年	二十九	三		十六	九
同視定年	五十八				
明治十六年	四十六	十八		三十二	三
同視定年	十五				
明治十七年	三十八	十六	四	二十	二
同視定年	十二				

同十八年	議定	檢視	明治十八年 期後半	議定	檢視
二十五	七	十一	十九	五	十
十二	七				
五					

○元老院收受建白書類別件數表

關係種類	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
政 體	六	一	六	三	四	三	四	〇	三	〇
司 法	二	四	〇	一	一	〇	一	一	〇	一
警 察	一	二	九	〇	一	一	一	一	〇	〇
國 會	一	五	四	一	四	一	一	一	〇	〇
財 政	八	一	九	九	四	一	三	四	〇	〇
租 稅	三	一	二	一	六	三	一	一	一	一
官 吏 選 舉	五	〇	六	一	二	一	〇	〇	一	〇
府 縣 給 與 規 則	二	〇	五	二	四	一	〇	〇	二	〇
徵 兵	三	一	五	二	五	一	〇	〇	二	〇
戶 籍 法	四	〇	三	三	三	五	九	四	〇	一
置 縣 區 域	一	〇	二	三	五	二	六	一	〇	二

學 事	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
外 債 外 國 條 約 等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
道 路 堤 防	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
殖 產	五	〇	八	一	四	二	六	三	〇	〇
貯 蓄	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
神 祇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
佛 道	一	〇	四	三	八	〇	九	〇	〇	〇
歷 法 改 正	〇	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
風 俗	〇	六	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇
減 租 言 論 集 會 條 約 改 正	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
雜	五	六	六	六	四	四	三	二	二	四
合 計	一一五	一五八	一九九	一九〇	二三〇	一一二	一〇三	一一七	六四	一四六

○帝國議會
○經費

各國の議會經費は左の如し(日本は廿三年度豫算、各國は千八百九十年「イヤブツク」に據る)

佛蘭西 二百四十万三千七百七十二圓
 英吉利 四十八万二千三百五十五圓
 以太利 四十三万圓
 西班牙 三十九万九千六百五十七圓
 澳地利 三十六万八千六百十八圓
 普魯西 三十四万五千三百圓
 荷蘭(内閣ト) 二十五万二千三百五十八圓
 葡萄牙 十四万四千六百九十一圓
 希臘 十一万四千四百三十六圓
 丁抹(内閣ト) 八万二千七百八十六圓

我國の議院經費は各國中佛蘭西を除くの外尤も多額なりとす抑も佛蘭西の議院經費の多額なる所以は上下兩院議員に俸給及雜給を支給するが爲めにして上院の俸給九十万圓、下院の俸給百五万二千二百圓に上り別にアルゼリーより選出する議員の旅費若干を支給するに因れり而して該國の歳出合計に割合すに議院經費は〇、〇三三に當れり我國にては歳出の、〇〇九六に當る以て其割合に多きを知るべし是れ議員に歳費を給するに由るなり

○各國兩議院議員數

國名	上院	下院
英國	五六〇人	六七〇人
佛蘭西	三〇〇	五八四

白	六九	一三八
普	二四三	四三二
西	三六〇	四三一
丁	六六	一〇二
荷	五〇	一〇〇
埃	一〇九	三五三
伊	未詳	五〇八
米	七六	三二五

○議長以下職員

佛蘭西
 憲法第二十三條元老院の議長及び副議長は共和國の大統領元老院議員中より之を撰任す議長及副議長は一年間其職に任す
 憲法第四十三條代議院の議長及び副議長は共和國大統領に於て代議士中より一年間之を撰任す元老院書記官は大統領之を撰ひ代議院書記官兩院會計官は其院議長より之を撰任す
 普魯西
 憲法第七十八條各院は各自に其事務の規則及び其紀律を定む又議長副議長書記官を撰ふ
 以太利
 憲法第三十四條元老院の議長及び副議長は國王之を撰任す元老院は議員の中より書記官を撰任す
 憲法第四十二條議長副議長及び書記官等は一周會の始めに於て下院より公選す

荷蘭

憲法第七十六條議長は下院より奏上する應選人三員の姓名表に依り一會期間國王之を撰用して其職に任す

憲法第七十九條國王は會期間上院の議長を撰任す

西班牙

憲法第二十六條代議士院は其議長副議長及び書記官を選任す

憲法第二十七條元老院の議長副議長は國王之を該院議官より撰任し代議々員の任期間其職に任す書記官は元老院自ら之を選む

葡萄牙

憲法第十九條貴族院議長及び副議長の任命は國王に屬す代議院議長及び副議長は同院より奏呈したる推薦人五名の姓名表に依り國王之を撰定すべし兩院書記官の選命は各院其特別なる條例に依據して施行すべし

白耳義

憲法第三十七條每會各院其議長及び副議長を撰ひ而して事務室を建設す議長一名副議長二名書記官四名之を事務室とす

英吉利

貴族院議長并に副議長書記官は勅撰とし下院議長は一名の候補者を互選して勅裁を受く、書記官長書記官は勅任にして終身官とす書記補は議長之を推擧す

○議院開會期限及び時刻

國名	通常開會日限	開會日數	每日議事時刻限
澳國	其年十一月乃至十二月	七ヶ月	午前十一時より午後四時迄
白國	其年十一月第二火曜日	八ヶ月	午後一時より午後二時より
丁國	未詳	六ヶ月半	上院午後二時より下院午後二時より
佛國	一月第二火曜日	五ヶ月	午後二時より午後九時
普國	十月	三ヶ月半	午前九時
以國	十一月十五日	七ヶ月半	午後二時より
葡國	一月十一日	三ヶ月	上院午後二時より下院午後一時より
西國	九月乃至十月	未詳	毎日六時間
米國	十二月第一月曜日但し兩院改選期も其年三月四日より開會す	同	正午より
英國	九月第三月曜日より開會し翌年一月に至り再び開會す	六ヶ月	午後
荷國		五ヶ月	午前十一時より

○議院審査の爲めに委員を派出し又は人に訊問する事

佛蘭西 農商工業の有様に就き搜索を行ふは議院の權内に在り然れども二大權分立の原則は司法上の搜索をなすとを議院に許さず
伊太利 各議院は公益の問題を審理する爲めに議員中より委員を任命することを得委員は官廳又は個人に對し口頭又は文書の説明を求むるの權を有す

○議案を後會に繼續し又はせざる事
 後會に繼續するもの 佛蘭西 葡萄牙
 後會に繼續せざるもの 獨逸 普魯西 英吉利

○貴族院

議會初期開會の時に於て貴族院議員の數は二百五十二人にして之を類別せば左の如し

- 〔一〕皇族 成年に達するもの 十人
- 〔二〕公爵 滿廿五歳に達するもの 十人
- 〔三〕伯爵 侯爵 滿廿五歳に達し 二十一人
- 〔三〕子爵 男爵 滿廿五歳に達し 十五人
- 〔三〕同爵中より選舉せられたるもの 七人
- 〔四〕勅撰 勤勞又は學識あり滿三十歳以上にして 終身 六十一人
- 〔五〕多額納稅 滿三十歳以上にして互選 七ヶ年 四十五人
- 合計二百五十二人

〔三〕議員の數は伯子男爵總數の五分の一を超過すべからず
 〔四〕〔五〕議員の數は有爵議員の數に超過すべからず

○全國貴族院多額納稅者議員互選人納稅額身分職業年齡

三府四十二縣に於て廿二年勅令第七十九號に依り調製したる貴族院多額納稅者議員互選人名簿に就きて其詳細を査するに納稅總額は合計金七十三万二千六百二十八圓八錢八厘内最多額納稅は新潟縣にして此合計金八万千二百三十七圓四厘最少額納稅は鹿兒島縣にして此合計金四千四百三十七圓二厘又身分は華族二人、士族九十二人、平民五百八十一人、職業は農三百七十一人、工三人、商二百五十二人、雜四十九人、年齢は最高七十六年最低三十年生年別文化五人、文政六十人、天保二百二十八人、弘化百人、嘉永百四十九人、安政百九人、萬延十四人あり之を各府縣に類別すれば左表の如し

府縣名	直接國稅總納額				身分			職業			年齡		
	合計	最高	最低	一人平均	華	士	平	農	工	商	雜	最高	最低
東京府	一七、二七七	一、五三一	八三一	一、一五二	—	—	一五	—	—	—	—	六二	三〇
京都府	八、七七二	九三六	三八一	五八五	—	—	一五	—	—	—	—	六七	三三
大阪府	二〇、二〇五	二、八三六	八三八	一、三四七	—	—	一五	—	—	—	—	六三	三一
神奈川縣	一〇、三九六	一、三六〇	四三五	六、九三一	—	—	一四	—	—	—	—	六二	三三
兵庫縣	二九、一七二	八、八四二	九五〇	一、九四五	—	—	一四	—	—	—	—	六四	三二
長崎縣	七、四三三	九二四	三五七	四九六	—	—	一四	—	—	—	—	六二	三六
新潟縣	八、一三七	一、二八三	二、六九八	五、四〇九	—	—	一四	—	—	—	—	六二	三四
群馬縣	一九、九四五	一、八九三	九九八	一、三三〇	—	—	一五	—	—	—	—	五六	三〇
千葉縣	一、七五五	三、三八〇	四〇一	七八四	—	—	一五	—	—	—	—	六〇	三三
茨城縣	一〇、三三八	一、三三四	五二五	六八三	—	—	一五	—	—	—	—	六六	三〇
合計	八、九一八	一、〇六一	五〇二	五九五	—	—	一五	—	—	—	—	五八	三一

島根縣	三三,二八〇	三三,二六	九八八	一,五五二	二	九二	五八一	三七一	三	四九	六〇	三三	三〇
鳥取縣	三三,〇四四	二七,二八	八九三	一,四七〇	二	七	七	五	三	六	七	〇	〇
富山縣	一八,一六二	一,九八一	八八八	一,二二	一	二	一	二	一	一	一	一	〇
石川縣	一〇,六九〇	一〇,〇五八	五六七	七三三	一	二	一	一	一	一	一	一	〇
福井縣	七,七三三	八六三	三五七	五二五	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
秋田縣	三三,七三三	四,九六三	九三二	一,五八二	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
山形縣	一八,三三三	二,六四四	九〇六	一,二一八	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
青森縣	一三,五七一	二,二六二	五〇八	九〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
巖手縣	一〇,五五〇	一,六八二	四三二	七〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
福島縣	九〇,五七七	一,一三〇	四三二	六〇四	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
宮城縣	一三,七九六	二,二四二	五〇一	九二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
長野縣	八,五八五	一,〇九三	四三九	五七二	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
岐阜縣	一五,六七五	一,六九六	六六八	一,〇四五	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
滋賀縣	一〇,四八七	一,二九七	四三七	六九九	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
山梨縣	一七,五〇四	三,八九八	六三九	一,一六七	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
靜岡縣	一九,五三三	二,四五八	九三六	一,三〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
愛知縣	二二,一三三	三,五四五	八五〇	一,四七四	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
三重縣	一九,〇九三	四,七八六	六二五	一,二七三	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
奈良縣	八,八一四	八二八	四四一	五八八	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
栃木縣	九,一八四	九七七	四九六	六二二	一	一	一	一	一	一	一	一	〇

岡山縣	二九,四七〇	五,八六五	一,〇八五	一,九六五	三	二二	一〇	四	一	六五	三〇	三〇
廣島縣	一五,八四一	二,二四二	六五一	一,〇五六	三	六	一五	三	一	七六	三〇	三〇
山口縣	九〇,八六	一,二九	三七四	六〇六	六	九	一五	三	一	六八	三〇	三〇
和歌山縣	八九,一七	一,〇〇六	四〇七	五九四	一	一	一〇	二	一	六九	三〇	三〇
徳島縣	三三,九二五	二,一三二	六二九	九二八	一	一	一〇	二	一	六六	三〇	三〇
香川縣	三三,七二六	二,六七七	一,〇四五	一,五八二	一	一	一〇	二	一	六六	三〇	三〇
愛媛縣	一四,九三六	二,一四〇	六五八	九五六	一	一	一五	一	一	五八	三〇	三〇
高知縣	一六,三三三	五,二四〇	五〇一	一,〇八八	一	一	一六	一	一	五八	三〇	三〇
福岡縣	一一,九四三	一,一一六	七二四	八六三	二	九	一三	六	二	八	三〇	三〇
大分縣	七,九四九	一,三一九	三四五	五三〇	一	一	一五	一	一	七〇	三〇	三〇
佐賀縣	二七,五三三	一,九九七	六一一	一,八三五	一	一	一五	一	一	六八	三〇	三〇
熊本縣	一一,四四三	一,四六一	六二四	八九六	一	一	一四	一	一	六〇	三〇	三〇
宮崎縣	七,〇一五	六五八	三三六	四六八	一	一	一三	一	一	六〇	三〇	三〇
鹿兒島縣	四,四三八	四五〇	二〇九	二九六	二	一	一五	一	一	六三	三〇	三〇
計	七三三,六二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕職業中農にして商工を兼業する者は農の部に、商にして農工を兼業する者は商の部に算入す
 官吏、銀行頭取又は無職業者は雑の部に算入す
 年齢は満年を掲ぐ(廿二年六月)
 圓以下の四捨五入の算法を用ゆ

○多額納税議員類別

總人員 四十五名

(廿三年六月)

右總人員を身分によりて分てば左の如し

平民	三十三名	士族	十一名	華族	一名
----	------	----	-----	----	----

又職業によりて分てば左の如し

農	二十二名	銀行業者	各一名
商	十六名	學校長	各一名
工業	二名	雜業	各一名
		無職業	各一名

○各國上院ノ組織

(一八九〇年)

〔英國〕上院は議員五百六十名あり一は皇族五名、二は大教正二名、三は公爵貴族廿二名、四は侯爵貴族廿名、五は伯爵貴族百廿名、六は子爵貴族二十八名、七は男爵貴族二百九十五名、而して公爵以下は世襲貴族あり或は救選にて貴族となりしものあり八は教正二十四名、九は蘇格蘭代議貴族十六名、毎年同地貴族より互選す十は愛爾蘭代議貴族二十八名同地貴族より互選して終身其任に在り

〔佛國〕元老院議員は合計三百名にして其中七十五名は終身議員とし二百廿五名は在任九年の議員とす

在任九年の議員は滿四十歳以上の男子にして各地より複選し毎三年に三分一を改選す

千八百八十四年新に法律を定め終年議員に欠員あれば補ふに在任九年の議員を以てし漸次之を廢することとせり又同年の法律にて嘗て佛國に君臨せし王家の一族ハ悉く元老院に入ることを禁し海陸軍將校の現役に在るものも亦之を禁せり

〔白國〕元老院議員合計を代議院議員の半数と定め王位相續者は十八歳にして元老院に列し二十五歳にして始めて發言の權あり其餘ハ代議院選舉者より各州本籍の多額納税者を選入して之を選舉したるものなり此多額納税者は年々四百二十圓以上の直税を上納するものにして其數若し人口六千に付一人の割合に至らざるときハ更らに本額に次ぎて高額の直税を納むるものに被選權を與ふ

〔普國〕獨逸聯邦の中に就き普國の上院は議員合計二百四十三人にして本と定員なく一は丁年以上の王族二は嘗て王公の位を有し現に貴族に列するもの、三は地方貴族の長に叙せられたるもの、四は多く土地を有し廣く製造を營み或は國家に名譽を成せしを以て特に終身貴族に叙せられたるもの、五は國內八州の大地主中より選舉せしもの、六は諸大學の代議士、七は諸寺院の首長、八は人口五万以上の都府知事、九は救選議員にして終身のものあり又は任期を限るものあり

〔西國〕元老院議員は三ヶの階級より組織せり即ち一は自己特有の權に依るものにして丁年以上の王子并に太子の子、毎年一万二千圓以上の所得ある貴族、陸軍并に海軍の將校、西印度大教主、大教正、内閣議長、大審院長、控訴院長とし合計八十名に越ゆるを得ず、二は救選終身議員にして其數一百名、三は州會、寺院、大學及び最高額の納税者より互選せるものにして其數百八十名毎五年に半数を改選す

〔葡國〕上院議員は一、皇族并に教正十二人、二、世襲貴族并に終身貴族にして千八百五十七年新に法律を定め世襲貴族は漸次之を廢し唯現在の貴族及び其世子のみ列席の權を許し世襲終身の兩級貴

族の定員を一百名と限り此の定員までに減少するの目的にて以后國王は三人の欠員ある毎に一人の貴族を補任するを得るのみ三、被選議員五十名にして其中五名は大學及び協會より選舉し其餘は各行政區より選舉し毎四年に改選す

〔丁國〕上院は議員六十六名より其中十二名は下院議員たるもの及び嘗て其議員たりしものより救選せられたる終身議員にして其餘は皆各郡區中最高額の納稅者より互選したるものとす

〔伊國〕上院議員は丁年以上の王族及び四十歳以上の救選議員あり救選議員は終身官にして豫め其數に定限なく或は高等官たる可きもの或は化學文學等苟も國家に有益なる事業を以て其名を得たるもの或は毎年租稅六百圓以上を納むるものは皆救選に應ずる資格を有するものなり

〔墺國〕墺國國聯合の中に就き墺國の上院は議員凡そ百九名ありて一丁年以上の皇族二十名、二貴族六十六名、三大教正十名、教正七名、四學術技藝又は勳功ありて救選せられたる終身議員とす

〔荷蘭〕上院の議員五十名ありて其選に當るは、一地方議會より撰定したる最高納稅のもの、二高等の官務を擔任するものとす

〔米國〕元老院議員は現に七十六名ありて滿三十歳以上の男子本國人にして九年間本國に居住せしものを各州議會より二名宛選舉す任期は六年なり

○衆議院

○第一期總選舉衆議院議員類別

職業別

順序は數の多少に依る

農及養蠶業	一二〇	教員及著述業	八
元官吏	三三	無職業	八
縣會議員及元縣會議員、市會議員	二六	銀行員	七
代議人公證人及訴訟鑑定人	二二	會社員	六
在職官吏	一五	元市長、戶長、參事會員	四
非職官吏	一二	醫師	三
新聞記者	一一	其他	三
商業	一一	合計	三〇〇
工業	〇		

年齡別

三十五年以上四十年未滿	九二	五十年以上五十五年未滿	一九
三十年以上三十五年未滿	六二	五十五年以上六十年未滿	一一
四十年以上四十五年未滿	六一	六十年以上	一一
四十五年以上五十年未滿	四四	合計	三〇〇

族籍別

平民	一八九	合計	三〇〇
士族	一一一		

○議員と人口との比例

我國の衆議院議員選舉法に因れば三府四十二縣を二百五十七選舉區に分ち三百人の議員を出たす者あり此三百人を以て全國の人口に比例せば議員一人に付人口凡そ十二万八千人あり歐米諸國の議員數及び人口の比例を見れば左の如し(一八九〇イヤー、ブック)

國名	議員數	同上一人に付人口の割合
米國	三百二十五人	十五万四千人
希臘	百五十人	十三万二千人
澳大利	三百五十三人	六万六千人
普魯西	四百三十二人	六万九千人
佛蘭西	五百八十四人	六万五千人
伊太利	五百八十八人	五万九千人
英吉利	六百七十人	五万六千人
和蘭	百人	四万九千人
白耳義	百三十八人	四万三千人
葡萄牙	百四十九人	三万二千人
丁抹	百二人	一万九千人

○選舉區と人口との比例

(廿三年)

府縣名	選舉區	人口	選舉人	選舉一人に對する人口の割合
青森	第一區	二八、九〇九	一、四三六	一九、七〇八
高知	第一區	二八、五九九	一、二三九	二二、八〇一
富山	第一區	二七、五五五	一、一七三	二三、五〇一
山梨	第一區	二七、三三三	一、〇八二	二五、二二二
新潟	第一區	二七、一四一	一、〇五五	二五、七二二
長崎	第一區	二四、八〇三	一、〇五五	二三、四三三
島根	第一區	二四、四〇三	一、〇五五	二三、〇九二
岡山	第一區	二四、四〇三	一、〇五五	二三、〇九二
愛媛	第一區	二〇、八七五	一、〇五五	一九、七二二
島根	第二區	一九、三三三	一、〇五五	一八、三三三
長崎	第二區	一七、四〇三	一、〇五五	一六、四三三
島根	第三區	一〇、八七五	一、〇五五	一〇、二二二
愛媛	第二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第二十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第三十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第四十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第五十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第六十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第七十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第八十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十一區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十二區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十三區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十四區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十五區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十六區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十七區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十八區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第九十九區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二
島根	第一百區	一〇、三三三	一、〇五五	九、七二二

○各國選舉人資格要件

伊太利 年齡 二十五歳以上の男子

分限 直税納額年々三圓八拾錢以上

智識 普通教育

住居 選舉區内に住居するもの

但し學士會員、大學教授、及び二年以上兵役に服したる者は特に選舉權を有す

英吉利

年齡 二十一歳以上の男子

分限 戸主又は事務職業の主任として一家に寄留するもの

住居 選舉區内

但し選舉區内に所得五十圓以上の土地家屋を所有するものは區外に住居するも猶ほ選舉權ありとす

大學校は別に議員を選出するの權あり

葡萄牙

年齡 二十五歳以上の男子

分限 戸主又は年々百十圓以上の所得あるもの

智識 普通教育

住居 選舉區内

白耳義

年齡 二十一歳以上の男子

分限 年々租税五圓八十七錢以上を納むる者

住居 選舉區内

希臘

年齡 二十一歳以上の男子

住居 選舉區内

佛國

年齡 二十一歳以上の男子

住居 選舉區内

丁抹

年齡 三十歳以上の男子

分限 現に官府の養育を仰がず若くは曾て之を仰ぎしも已に償ふて自から家計を立つるもの

住居 選舉區内に住居すること一年以上

西班牙

年齡 二十五歳以上の男子

分限 地租五圓以上少くとも一年以上之を納め若くは營業税十圓以上少くとも一年以上之を納めたるもの

住居 選舉區内

但し高等學校教員、大教會員、僧侶、年俸四百圓以上の官吏、恩給を受くる文官、曾て高等官に昇りたる者、専門學校教授は納税せざるも特に選舉權ありとす

米國

年齡 二十一歳以上の男子

分限 三箇月若くは一年以上其州内に住するもの又は其州に於て租税を納むるもの、所有財産百三十四弗未満のもの、但し免稅士人、犯罪せしもの、決闘者、詐欺の投票を爲せしもの、

書讀を爲し能はざるもの等は州に依りて選舉權を與ふるの限にあらず

墾地利

年 齡 二十四歳以上の男子

第一種 村 區 (一年二圓五十錢以上の直接國税を納むる農夫小地主を選舉者とし之をして其人口五百に付き一人の選舉人を選擧せしめ此の選舉人議員を選擧す)

分 限 第二種 町 區 (一年二圓五十錢以上の直接國税を納むる者)

第三種 大都市の商業會議所 (其州内に於て一年二十五圓以上百七十五圓未満の直接國税を納むる者但し此階級に限り女子にも選舉權あり)

住 居 第四種 大地主 (前項分限に依り選舉區内に住居せざるも選舉權あり)

和 蘭

年 齡 三十歳以上の男子

分 限 納税資格は各地一樣ならず一般の地方は八圓三十錢以上とし都府は甚た高く特にアムステルダムの如きは四十六圓七十錢以上とす

住 居 選舉區内

普魯士

年 齡 二十五歳以上の男子

分 限 地方議會の選舉權を有する者は其區内にて悉く間接選舉人たるを得

○各國選舉人納税資格

日 本 十五圓

和 蘭 八圓三十錢但し一般の地方のみを撰ぐ

伊 太 利 三圓八十錢

英 吉 利 亦し

葡 萄 牙 年に所得額百十圓

白 耳 義 五圓八十七錢

我國の納税資格は甚だ高し試に各國の直税合計を人口に比例せば左の如し

日 本 一圓十六錢

和 蘭 二圓六十錢

伊 國 三圓五十三錢

英 國 二圓六十五錢

葡 萄 牙 一圓八十五錢

白 耳 義 三圓十七錢

佛 國 公權に依る

希 臘 亦し

丁 抹 公權に依る

西 班 牙 地稅五圓營業稅十圓

米 國 各州法を異にす

佛 國 五圓七十六錢

希 臘 一圓六十三錢

丁 抹 一圓六十七錢

西 班 牙 三圓三十五錢

米 國 五錢

○各國選舉權を有する者と人口との比例

和 蘭 〇・〇七

伊 國 〇・〇九

英 國 〇・二二

葡 萄 牙 〇・一八

白 耳 義 〇・〇二

佛 國 〇・二三

希 臘 〇・二三

丁 抹 〇・一三

西 班 牙 〇・〇六

米 國 〇・二六

○各國被選人資格要件

我國にては年齢を三十歳以上の男子とし分限は其府縣内にて直接國稅十五圓以上を納むる者と定む而して各國に於ては左の如し

伊太利

年齢は三十歳以上にして餘は選舉人の資格に異ならず但し區内住居を要せず

英吉利

年齢二十一歳以上の男子何人は何處に對するも共に被選權あり

葡萄牙

年齢は撰舉人と異ならず(廿五歳)年々四百四十五圓以上の所得あるもの何處に對するも共に被選權ありとす

白耳義

二十歳以上の男子は何處に對するも共に選舉權あり

普魯士

三十歳以上にして租稅を納むるものは何處に對するも共に權利あり

佛國

廿五歳以上の男子、何區に住居するを問はず又納稅資格を要せず曾て此國に君臨せるものは此權なしとす

西班牙

年齢二十五歳以上の男子、其住居を問はず

米國

年齢は二十五歳以上にして七年間其選舉州内に住居せしもの

○議員と官吏を兼ねる事

官吏にして議員を兼ねるを得るもの

獨逸 普魯士 澳地利 丁株

大臣其他指定したる官職の外は兼任を禁する者

匈牙利 佛蘭西 伊太利 葡萄牙 白耳義

大臣の外は兼任を禁する者

西班牙 希臘

司法官、財務官、宗教職、其他指定したる官職に限り兼任を禁する者

和蘭 英吉利

○議員給料

無報酬

英國 獨逸——會期中無賃にて獨逸國中の汽車に乗るの特權あり

西班牙 伊太利——無賃にて汽車郵船に乗るの特權あり

日當を給する者

普魯士 會期中一日五タレール (三圓七十五錢)
 巴 威 議院の所在地に住せざる者に限り一日五フロリン (二圓六十七錢七厘餘)
 匈牙利 一日(休日を除き)五フロリン二十五クルーゼル (二圓六十四錢)
 止宿料八百フロリン (四百二十三圓三十錢)
 月費を給するもの
 白耳義 二百フロリン (一百零五圓三十七錢七厘)
 歳費を給するもの
 佛蘭西 九千法 (二千二百四十一圓)
 和 蘭 二千フロリン (一千零五十四圓七錢七厘)
 合衆國 一萬弗 (一萬二千九百四十圓)
 瑞 典 千二百リクスダール (四百廿七圓廿八錢四厘)
 希 臘 二千ドラクマ (四百四十八圓二十錢)
 右は廿四年六月より九月迄大藏省にて定めたる外國貨幣日本銀貨比較により計算す

○旅費

英國、葡萄牙、白耳義、西班牙 無し
 普魯士、荷蘭、米國 相當の旅費
 伊太利 國內總て瀛車汽船無賃

○各國當選訴訟の要略

澳地利

當撰の有効無効に關する一切の問題は議員全數の投票を以て之を決す而して曾て其決する所を觀るに屢々黨派の偏倚を免れざるものあり當選の有効及び無効に關しては議員の議決する所に依るべきに拘はらず選舉の時に當て詐偽を行ひ其他賄賂を贈受したる等の所爲は別に澳國の刑法に依り一月以上六ヶ月以下禁獄の罰に處することを得るなり是を以て假令議院に於て當選の効ありと議定したるものと雖ども詐偽或は賄賂の罪あるものは法廷に於て更に之を罰することを得すと云ふの道理あることなし

匈牙利

訴狀を以て選舉の當否を争ふの件は大審院の裁定を仰くへしと雖ども此の如き案件に關する審理手續及權限を制定するの法律現存するなきを以て選舉に關する爭議は下院に於て時に委員の裁定に付するなり

佛蘭西

選舉の當否に付異論生したるとき其異論を申立つるの手續二様あり(一)異論申立人は選舉審査委員の各選舉會場に就て調製すべき報告書中に其異論の事由を登錄することを請求するを得(二)異論申立人は何等の書式を問はず其意に隨ひ異論の趣旨を書面に作り直に之を議院に提出することを得是あり異論申立人は何れの場合に於ても書寫したると印行したるとに拘はらず之を證據書類として其異論申立書に附添するを要す若し然らざれば口頭陳述を以て其事を證明すへし一千八百七十五年七月十六日の憲法第十條に依り所屬議員の資格に適するや否を判決し或は其選舉手續當否を審査する

は上下両院其裁判官たるの任に當るへし又議員の辭職を許否するの權は一に議院に屬す
瑞士

選舉の結果を公告する前第一及び第二の選舉中其手續に關し異論を生ずるときは其選舉の日より三日以内に其所管州の政府に其異論を提出すへし若し其異論の爲め當選の有効無効未だ決せず選舉の手續未だ完結せざるときは州の政府は其異論を裁定するの裁判官たるへし其裁定に對して國會に上訴することを得既に選舉の手續を完結したる場合に於ては國會之を裁定するの裁判官たるべし

○各國代議士と選舉人との關係

〔普魯士〕 舊法に由れば代議士は其の選舉人又は政黨員の約束訓示を受くべくして自家の意見を以て直に發論議決することを得ざりしが一千八百五十年改定憲法を以て其の舊法を改め更に其第八十三條に規定して兩院の代議士は全國人民の全体意向に就きての代議者あれば宜しく其良知の指す處に従ひ其所見を開陳し以て凡百の政勢を評決すべし必ずしも政黨員の約束指示に拘泥するに及ばずとせり

〔佛蘭西〕 第一共和政治の憲法第二十九條に曰く各代議士は全國に屬すと

〔白耳義〕 憲法第三十二條に曰く兩院の議員は全國人民の總代たり獨り所撰の一州若しくは一政黨の代人に止まらずと

〔荷蘭〕 憲法第八十二條に曰く代議士は自家の所見に依りて諸般の國務を討論議決すべし選舉人若しくは政黨員の訓示を受くるを要せず而して其評議討論に先きたち其選舉人若しくは政黨員の稟議評決を請ふを要せずと

〔丁孫〕 憲法第四十二條に曰く兩議員は選舉人若しくは政黨員の指示に服従するを要せず唯宜しく自家の所見を以て諸般の政治を議すべしと

〔獨逸〕 帝國新憲法第二十九條に曰く下院議員は全國人民の總代にして選舉又は政黨員の囑托訓示を以て拘束せらるゝものに非ずと

〔墺地利〕 憲法第十六條に曰く下院の代議士は選舉人又は政黨の約束に拘束せらるべきものに非ずと

○獨逸社會黨國會議員増減表

選舉年 期	當選議員	投票總數
千八百七十一年	一	一〇一、九二七
千八百七十四年	九	三五一、六七〇
千八百七十七年	一二	四九三、四四七
千八百七十八年	九	四三七、一五八
千八百八十一年	一二	三一一、九六一
千八百八十四年	二二	五四九、九九〇
千八百八十七年	一一	七六三、一二五
千八百九十年	三六	一、三四一、五八七

○第五章 外交

○條約改正始末

現行外交條約は安政元年以來幕府が各國と議定したるものにして法律上には治外法權を定め貿易上には稅則協議を約し最初より我が權理の幾分を各國に割與したる上に甲國に與へたる特例特典は乙國にも與ふるの條約あるが故に締盟國の増加する毎に愈我國の權利を減少したるが如し然れども對等の約を最初に定むること能はざりしは邦人の外情に暗かりしが故のみならず國力と文明の彼に及はざるより我に於ても彼の望む所を許すこと能はざるものありしが故にて内地旅行中外雜居の如き固より彼の欲する所なりと雖も我れ之を許すこと能はず（但し外人の攝生或は學術のために内地を旅行するを許したるは明治六年に在り）我れ彼が願望を拒絶せざるを得ざるの情實あれば彼亦我國權の幾分を侵掠するの念を發せざるを得ず是れ理の最も觀易きものなり若し此說に疑を容るゝ者あれば余は遠く舊事を引て之れを證せず請ふ近く我國が朝鮮に對して如何なる政略を施したる乎を見よ論者自ら悟る所あるべし世の現行條約を論する者動もすれば條約上の不利を以て幕府の失錯のみに歸し幕府國體を顧みず猥りに不當の條約を結びたりと責むるの輩る冤なり又一概に外人の傲慢無禮を憤り單に其貪婪剛愎を罵るも亦酷なり現行條約を結はしめたるものは幕府にあらざりて實に當時の國勢に在り設てひ嘉永安政年間に於て幕吏中に能く西洋各國の事情に通し國家の損益を知り貿易の利害を詳かにする一二博識卓見の士人ありしむるも日本總體の國勢に關はらずして彼我對等の條約を締結する能はざりしは明なり且つ此條約創定の任に當りたる者は幕吏中に選擇せられたる人物にて所謂鐵中の錚々たる者なりしに於てをや故に云く現行條約に國權を讓與したるは強ち幕府の罪とのみ云ふべからずと加之此條約を立案したるは米使ハルリスにして幸に公正忠直を旨とするの人なりしかば其稿するに當て成るべくは日本をして權利を失はざらしめんとに注意したるは氏が歸國の後も常に之を忘れず早く日本をして

對等の地位に至らしめんとを熱望したるを以て證すべし若し米使をしてハルリス其の人の如き公直の政事家たらしめずして某々氏其人の如き私利術策を惟れ主とする溥情の外交家たらしめば如何余は現行の條約よりも尙は一層の權利を減奪せられたるを保するなり其後締結したる歐洲強國中貪慾無鑿或は此約を以て未だ自己の利を謀るに足らずと思ひたる者ありしと雖ども終に初定條約の基礎を踰ゆること能はざりしなり

締約の後復た權利を彼に讓與し稅額を減殺せられたるも幕府の罪にあらずして壯士の罪なり彼の横濱に外兵を屯在せしめたるが如き浪士の外人を暴撃するとなかりせば如何ぞ外人に屯兵の口實を與ふるとあらんや又浪士が幕府をして開港延期を請はざるを得ざるの場合に至らしむるとなくんば焉ぞ外人をして減稅の要求を爲さしむるとあらんや

維新の後新政府は舊幕府の外國と結びたる條約を繼續せしに當時の論者或は幕府の取結びたる條約は真正の條約にあらず宜しく改めて取結ぶべしと唱へたる者あきにしむべからずと雖ども是れ言ふべからず行ふべからざるの論あり何となれば外國政府は日本國の總代たる幕府（即ち日本政府）と條約を結びたるものなり既に條約を定め十四年の後を以て改正の期限とす其間政府の變換あるも日本國內の事にして前政府の定めたる條約は依然として消滅せざるなり然れども此年限の終りに於ては日本より改正を外國に促し更に至當の條約を締結するの權理ありとす況んや十有餘年の星霜を経過し具さに外交の艱難を嘗め政法の改良せる人文の發達せる甚だ著しく昔時の刀を以て法律とし士ありて人民なきの日本とは雲泥の差あるに於てをや。維新以後に締結したるは明治二年九月の塙甸條約四年七月の布哇條約六年八月の秘魯條約にして塙甸は勿論布哇等の小國に對して仍ほ治外法權并に最惠國の條款あり而して他の各國と同時に改正するを得るとせり

條約改正の期限は明治五年五月廿九日（一八七二年七月一日）以後と約せるを以て其一ヶ年前に至り政

府は之を東京に於て議定するの意を告げ且豫め我意見を各國政府に開陳して其意見を諮詢せしめんが爲に特命全權大使を歐米に發遣するの議に決し岩倉右大臣を大使とし木戸參議大久保大藏卿伊藤工部大輔山口外務少輔を副使とし又各國の政事法律商法教育兵制を視察せしめんが爲に理事官を選任して大使に屬す大使先づ米國に到り改正の手續を議せんとせしに米國政府は談論に止まらずして豫め改正の箇條を議定するの利を説く然れども大使は日本政府より改正に付ての全權を委任せられざれば大久保伊藤の兩副使急に歸朝して全權委任を請ひ且つ改正考案を呈す其趣意は漸次に治外法權を廢するを主とし先づ外人をして開港場の規則を守らしめ次第に其區域を廣め裁判の如きは法律を改良し刑典の寛裕と裁判の公平とを外人に實驗せしめ然る後に裁判權を我に復し法廷を公開し日本在留の外人をして我が裁判を受けしむるを目的とせり又華盛頓に止まりたる大使等は改正案を草して將に其論判に取掛らんとせしに歐洲各國は之を好まざるの情あり乃ち華盛頓の豫約を中止して復た日本に於て議定するに決し兩副使の再航するに及んで共に米國を發して歐洲に赴き各國を巡回して歸朝す而して明治五年は改正の期限なれども大使の派出中なるを以て延期を告げたり之を第一回條約改正談判とす大使歸朝の後速に改正に着手すべき筈なりしに征韓論佐賀の亂臺灣の役清國の交涉朝鮮の變相踵で起り國事多端にして其談判に涉るの暇なく數年の歲月を空過せり其間日本の民智頗る進歩して政事上の思想を發したるより現行條約の我に不利なるを感ずると稍切にして當局者の改正を斷行せざるを責め其因循を難するの勢に至りたり時に法權回復を先にすると稅權回復を先にするとの兩論あり政府は後者に同意し明治八年初めて條約改正案を草す其案は唯稅權に止りて一言も法權に及ばず先づ輸入稅則に就き改正を試みんと欲して稅率平均一割九分強の案を立て之を各國政府に謀りしに英國は痛く之に反對したるを以て事成らずして止みたり之を第二回條約談判とす。初め徳川政府の各國と通商條約を結びし時其課稅平均の率は二割なりしに攘夷の氣焰熾なるが爲め約に隨ひて兵庫の開港を決行すると

能はず且つ日本政府が保安の職分を盡さざるを責めて自衛を爲すの外なき旨を主張し外兵を我開港場に置くの費用を補はんが爲めに海關稅率を低下せんことを要求し幕府之を拒むと能はず慶應二年五月十三日の改約に於て之を平均五分に引き下げたり現行の稅則即ち是あり。明治八年に出したる改約案は略ぼ安政年間の原約に同じきものにして我の要求決して十分ならざるに彼等は一概に之を拒絶したり。西南の戰亂平定の後再び改約の論起り十一年中各國公使に改正の事を内議し收稅權を日本に復し輸入稅を増して以て歳入の不足を補ひ沿海貿易(英語)コースチングトレードの權を日本に収め以て外人をして各港の間に輸出入せしめざらんとするの意を陳し先づ米國政府と議する所あり翌年米國駐割の我公使と同國國務長官と約書を交換せり此案も亦専ら稅權に屬して法權に及らず而して其要旨は從前の稅率を全廢し日本政府は他の外國より輸入する同種類の物品に課する者に超過せざる範圍内に於ては合衆國より輸入するものに自由に課稅するを得べく日本及合衆國は相互の輸物に課稅せざることをせり之が報酬として我政府は下の關及ひ其他一港を開くべきことを約したり此約たる法權の上に於ては我に一も得る處なく依然として治外法權の存するあり且つ第十條に於て「此約書は日本と他の締盟各國と現實此約書と均しき所の約書或は現存條約の重修を取結び右現行の時に至り實施す可し」と明記しあるを以て他の諸國改約を肯せざる間は之を實施すること能はず且當時彼の所謂最惠國條款の解釋定らずして無制限の者たる如き狀ありき(日英條約第二十二條に曰く「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき特典ある時は親利太尼亞政府國民へも同様の免許あるべし」と各國約書に皆同様なる意義の條款あり此條款を解するに二様あり一は甲國に向ひて與へたる利益は何事に限らず乙國も亦同一の利益を受くべしと解釋するものあり之を無制限の最惠國條款と云ふ一は他國我に向ひて利益を與ふる時我之が報酬として彼に利益を與ふ此の如き互換の讓與は双方の特約に屬して他に及ぼさずと解釋するもの之を有限の最惠國條款と云ふ從來此解釋定まらざりし故に我に厚意を呈する米國の

如きあるも我之に對するの特約を實行するを猶豫せしに廿二年墨是哥と條約を結ぶに至りて我は始より墨是哥に向て雜居を許し彼は始めより法權を全く我に歸して此特約を他に及ぼさざりしを以て最惠國條款は有限の者なること是に至りて判然せり之を實行するに於ては我政府が米國に對する報酬として開かんとする下の關及他の一港に他の外國は我に一の讓與する處なくして入り來らんとするの恐ありしを以て之を實行すること能はず遂に一片の空文と同様の姿を現したり同十二年英公使パークスは改正談判を成就せんと欲せば各國を合同して一跡とす此合同跡に就て謀る所あるべしとの議を建て同十三年法稅兩權に關する改正を提出せり是れ法權に關する改正に着手せし始なりとす而して外人の求むる所は全國を開くにあり我政府の要むる所は治外法權の撤去に在り此時我に於ては全國開放に異議なかりしも彼に於ては我法律の性質及び裁判官の人物に對して異議を立て談判其結果を見るに至らず到底領事裁判を撤去することは日本法律の改正を待ち治外法權を要せざる場合に至りて再び商議すべしと云へる無期限の延引を以て其終を告げたり之を第三回條約改正談判とす而して我が政府が刑法治罪法を公布せしは實に此年にあり以て外交制法の二者相交渉するの迹を見るへし

明治十五年條約改正の下調會議を外務省に開き必要適宜の改正を加ふるの基本を立て獨英白佛澳蘭西米伊葡等十一國の委員に對して開議し我委員は全く開國の見込を立て内地雜居の事を申し出でたり、今其案の要領を抄出するに外國人關係の民刑訴訟は外國人と日本人とを以て組織せる立合裁判所に於て裁判する事、外國人に關係せる訴訟は外國人の望によりて開始裁判所を経ず直に控訴院に訴ふることを得べき事、外國人土地を所有する時は地方政治に參與し日本人同様議員選舉の權を有すべき事、外國人は被告の地位に立て裁判所より召喚を受くるも裁判所に出頭せず自國領事の仲裁を仰ぐことを得る事、日本政府は諸裁判所に相當の通辨を置くの責を負ふべき事、外國人に通辨又は辨護人を置くため特別の保証を爲すべき事、外國人監獄に入るの場合に於ては特別の取扱を爲すべき事、輕罪違警

罪に限り遊歩規程外に於ては日本の裁判廷(此日本裁判廷とは多數の外國人を以て組織す)之を裁判することを得る事、神戸横濱兩地の治安裁判所及始審裁判所の判事は外國人を採用すべき事、控訴院には外國人十三人を採用すべし、大審院には四名乃至五名の外國裁判官を置く事、以上改正案中には少しも海關稅の改正に及ぶものなく裁判權に於ては僅に遊歩規程外即ち居留地より十里外に於て犯したる輕罪違警罪を日本の法廷に於て處分し得るに止まり其他は治安始審の兩裁判所控訴大審の二院皆何れも多數の外國人を以て其法廷を組織し内外人の訴訟を裁判するものにして現行條約を存し置きて治外法權を彼に許すと大差なく輕罪違警罪の裁判權を居留地以外の遊歩規程即ち十里以外に廣め之に對して内地を開き雜居を許すが如き彼に讓與する處甚だ多くして我に得る處幾許もあることなく我の不利甚だ多きに拘はらず之に同意せしもの僅に米獨兩國の全權委員のみにして他は悉く之に反對し就中英佛二國の全權委員は日本政府が如何なる法律を内地に施すべき乎又如何なる裁判官を任用する乎之を豫知せんと欲すとの議を立て遂に合同一致の結果を得ず且つ同意を表したる米國公使すら改正條約の末文に「以上の條款は各國一致の承諾を得たる上にて之を實行す」との一ヶ條を附加せしを以て談判の結果を見ずして止みたり之を第四回條約改正談判とす

是の如く數回の談判其功を奏せざるを以て先づ連合の盟主とも言ふべき英國公使に我改正案を示し其同意を得て同公使の手より各國公使に回付するの順序となし明治十七年更に改正案を提出せしが其條目中法權に關する重なる箇條は外國人に係る事件にして日本裁判官の審理すべき者は十日以内の禁錮三十圓以下の罰金に該る刑事被告の場合に限る事、外國人に係る事件にして日本裁判の審理すべき者は五百圓以下の民事訴訟に限る事、但し居留地は此限に非ずとし、此基礎により明治十九年外務省内に會議を開き去る十五年の下調會議を完結すべき目的を立てたりしが右兩件の民刑事に關する限界に付き實際上の手順を明にし難きが爲め議論紛々として更に決せず檢事の見込によりて十日以内卅圓以下

の者たることを豫定すべき乎抑別に權限裁判所を設く可き乎の疑問起り之を結了し得ざるに際し英獨兩公使より一の改良案を提出し議事を開くに及べり、此案に於ては彼れ卅五人より四十人の外人判事を我諸裁判所(全國八ヶ所の始審裁判所、七ヶ所の控訴院、及び大審院)に配置する事、十一人の外人檢事を採用する事、外人に係る訴件は其原被告を問はず之を外人多數の法廷に附する事、日本の法律を泰西主義を以て制定し實施の八ヶ月前其事情を歐文にて外國政府に通知(承認を受くると同義にて)する事、日本語及び英語を以て法廷の用語とする事、其外人判事の任用罷免は外國政府の承諾を要す其任期間に罷免せんと欲するときは外人を以て組織せる懲戒裁判所に訴へて之を決す外人の死刑に該る者は裁判宣告の後之を其罪人を本國に引渡す、外人入監の節は特別の取扱を爲さしめんが爲めに監獄則を作りて之を各國に通ずる事土地所有の外人をして地方議員の選舉權を有せしむる事、條約訂結後五ヶ年間は遊歩規程内(即ち居留地以外十里四方)は領事裁判を擴めて之を保持する事、改正を要するときは八ヶ月前に條約國に通知する事を望みたり、其案たる我に取りて讓與の非常に大なるに拘はらず佛伊兩國公使は尙ほ異議を唱へ其全文の宣布方法に關し説を立て、曰く先づ之を英佛獨三語に翻譯して各國に回示し其承認を要すと此際御雇佛人ボアンナード此改正案の日本に不利なる所以を述へ之を建議す其異論は専ら外人の罷免を外人組織の懲戒法廳に決せしめ法律制定及び改正を外國に通知するの條項に存せしかりしかば廿年七月十八日に至りて俄に議事を中止し井上外務大臣辭職したり是を第五攻撃論甚たしかりしかば廿年七月十八日に至りて俄に議事を中止し井上外務大臣辭職したり是を第五回條約改正談判とす「初め井上の條約改正談判を起すや英國公使パークスに謂て曰く願くは我に關稅權を回復する事を得ん是れ我獨立國の面目の爲めに必要なりとパークス曰く貴説實に理あり我に於ても賛成なり唯之に代るに我英國人に對し内地に雜居して自由營業する如き特權を與へられたし井上曰く宜し就ては外國人皆我法律の支配を受くる事を要すパークス曰く領承せり如何なる法律あるや一覽

を願ひたしと當時法典の以て彼に示す者なくして井上は辭屈す依て政府は法典制定の事を必要と認め司法の官吏等其業を起せり是れ法典の起原なり(前外務卿寺島伯の話)而して民法商法等は大隈伯の條約改正敗るゝの後に發布あり此事も世人の反對論少なからず其外國の爲に我法律を制定するの嫌あるのみならず其法律の雇外國人の起案に成りて彼の習慣に依るもの多く法文亦難屈あるを以てなり二十一年十一月卅日在米の我公使に於て墨西哥國と條約を結びたり此條約は對等條約にして治外法權の約なく互に在住國の法律に服従すべき事、特別の條款に依りて墨西哥國民に日本内地の在住營業を許す事、批准書交換の後直に實行すべき事、六ヶ月前に通知すれば廢止する事等の條あり。廿二年一月廿九日に日本天皇陛下の批准あり同年七月十八日を以て公布せられ政府は特に墨西哥國民の爲に國籍證明書の法を設けたり然れども此條約は其國の強盛ならざると彼我關係の大あらざる故にやさして國民の注意を惹かざるもの、如し

當時外務大臣大隈重信は就職以來一國會開設の期近し一急々、又、改正を、試み、和親條約稅關規則倉庫規則を草し別に公文三通を添え今回の談判は國別に行ひ二十二年に至り米國先づ改正を結了し次で獨魯に及び三國の條約成り既に翌廿三年二月十一日を以て實施の期限としたれども其事外國新聞(ロンドンタイムス)より條約中に双方の人民各他國に於て居住、旅行及び動産、不動産所有等の權利を得る事。輸入稅率を平均凡そ一割二分に増し、酒、醬油、味淋、煙草の輸入稅を場合によりて或る制限まで増加するを得る事(尙ほ稅權回復に至らず)。最惠國の特權殊遇は條件附の有無とも双方互に許與すべき事を載し。外に外交公文と稱する者あり、之に條約締結後五年の後に外國領事裁判權即ち治外法權を廢する事、歐米出生(初め國籍とありしを山田司法大臣の意見にて出身と改めたりと傳ふ)の法律家數名を條約期限内十二年間日本大審院の判官に任命し、其多數列席を以て外國人に係る訴件を審理する事。刑事の二ヶ月の禁錮及び五十圓の罰金若くは單に百圓の罰金を超過する事件は上告の手續により或は始審

且つ終審として大審院に提出するを得べく、民事は金額百圓を超ゆる者は同く大審院に上告するを得べき事。法典を編纂し通くも新條約實行の日より二ヶ年以内に完成すべく若完成するに能はざる場合には領事裁判権を法典發布の日より三ヶ年間延期するを得る事、歐米法律家任用期限内は法典發布の後一ヶ年以内に英語の翻譯文を公布すべき事等我に大不利益の簡條ありしを知るや國民擧りて驚愕し條約中外國人を以て裁判官とするは憲法第十九條(日本臣民は文武官に任せる)を得云々に抵觸せりとの論を受け大隈(及び其黨の者)乃歸化人を以て之に充つるの窮策を案出し爲に帝國臣民身分法を草案し「日本帝國の官吏に任用せられんとする者は樞密院の議を経て歸化手續を経ずして特に之を許可するにあらざらん」との條を設け且關稅に於て五分税を一割二分に上ぼす等の利益を誇りたれども輿論の大反對に敵する能はずして退職し改正の事又々中止となりたり之を第六回條約改正談判とす

〔廿二年條約論の經歷〕 條約改正の國家問題となりてより或は政黨問題と混合するの嫌なきにあらざれども要するに中止斷行の二派に過ぎず條約論の激昂したる前後此時より甚しきはあし故に之が經歷に關する要件を茲に摘記して當時の形勢を察するの用に供す

四月十九日の「ロンドン、タイムズ」新聞に初めて大隈伯の改正案見はれ五月下旬に至りて我國に傳播す。六月十一日日獨條約調印成る、改進黨の諸新聞紙大に大隈伯の功業を贊頌す。十六日「日本」先づ新條約案を疑ふ。七月三日報知新聞先づ新條約を辨護す。六日副島伯非條約論を説く。九日違憲論世に顯る。十五日改進黨新富坐に演説す、國家問題の黨派問題に變する蓋し此時より始まる。十六日「日本」報知新聞を論難す。十八日日墨條約公布せらる。七月中旬政府部内の非條約論者世に知らる。廿三日新條約を論して井上法制局長官辭表を上る。廿五日中午建白を上る者あり是れより元老院の卓上封書山の如し。七月下旬閣議漸く紛々たり歸化法廢案の議又漸く顯る正に是政府部内紛擾の端緒なり。廿八日大同團結派の者千歲座に演説す。八月二日三田の黒田總理大臣邸に大臣の集會あり之

を稱して三田會議と云ふ或は云ふ内閣分裂の兆既に此の時に萌すと。六日「日本」停止せらる。八日日獨條約調印成る。十五日鳥尾子大隈伯を訪て大に條約改正を論ず。十五日非條約論者開花樓に會し五團體の聯合を謀る。十八日全國有志非條約聯合大懇親會を江東中村樓に開く。廿一日高知人坂本則美大隈伯を訪て條約改正の事を質疑す其問答の世に顯れてより益新案の非を示す。廿五日全國有志非條約聯合政談演說會を千歲座に開く會三日に亘り人心大に振ふ。九月五日外交公文世に顯はる。七日「日本」再び停止せらる。十日關西非條約有志聯合懇親會を京都に開く。廿三日井上毅公私權考を著して世に公にす。廿三日後藤伯陸謁して上奏する所あり。廿四日加藤文學博士中止建白を上る。廿六日非條約論者九州大會を福岡に開く。廿七日改進黨大に新富座に演説す開會三日白衣の警官雲の如し世人之を胡麻鹽演説と稱す演説を聞かざして演説を見るの謂なり。十月三日山縣伯歐米より歸る是より伯の門前車馬織るが如しと云ふ。七日時機の切迫を見て大學の教授條約改正の非を論じ一片の意見書を山縣伯に呈す。六日府下の油商中村座に非條約大演說會を開く。五日全國非條約有志聯合大懇親會及大演說會を廣嶋に開く。十日全國非條約有志聯合大懇親會及大演說會を大阪に開く。十一日伊藤伯突然辭表を上り、松方伯新條約案調査委員設置を發案し、後藤伯黒田伯と大に御前會議を争ふ之を十一日の三事件と云ふ、是より内閣全く分裂す。十三日大學教授再び意見書を山縣伯に呈す。十五日御前會議を開く後藤伯の駁論、山縣伯の質疑端なく閣外に洩る朝野爲に騒然たり此夜京都行幸延期仰出さる。十六日副島、佐々木、寺島の三伯大内に參内して上奏す。十八日凶徒あり外務大臣伯爵大隈重信を退閣の歸途に要撃して其足を傷く。十九日「日本」東京新報共に發行停止、「日本人」東京公論保守新論共に解停、條約調査委員兩氏は調査書類を携へて内閣に至る。廿日井上伯辭表を上る。東京俱樂部員政談大演說會を隅游館に開き中止解散せらる。廿一日伊藤伯再び辭表を上る。三田會議あり伊藤伯も亦其席に列す。廿二日各大臣辭表を上る。閣議あり。東西

新聞發行停止。廿三日諸大臣大山邸に會す。安藝津新報解停。第三濃飛日報發行停止。廿四日内閣臨時會議を開く、樞密院臨時會議を開く。廿五日内閣總理大臣更迭す。

大隈伯退職の後青木子外務次官より大臣に昇任し更に改正案を作り其中反對論の喧しかりし外國の法官任用、内地雜居、土地所有の各條を除去して之を各國に回送したり之を第七回條約改正とす然るに改正の成否未だ決せざるに青木子は廿四年五月を以て退職し榎本子代りて外務大臣の職に就けり。今本論を畢るに方り數語を以て結果と爲さんと欲す抑も條約改正を實行するに於て單に理論のみを頼むべからず條約に於て權利と利益を得んとせば(其新法に得ると恢復するとに拘はらず)彼の外交家は所謂相互主義に因て亦我に要する所あるべし例へば我れ法權を復せんとすれば彼れ内地雜居を望むべく我れ稅權を收めんとすれば彼れ土地所有を求むべし而して彼れの求を許さんには先づ我が人民に於て之に應ずるの力を備へ彼をして權利を專にするを得ざらしめざるべからず論者或は理論に偏し改約の事を以て政府にのみ擔當せしめんとし人民の情態如何に論及せざるは恰かも頭首の強健を欲して肢體の疲弱を顧みざるか如し是れ改約の今日に行はれる所以なり、又幸に政府をして改約の事を成さしむるも人民にして外人の名を假りて投機商業の禁を犯し日本人の名を假して土地を買はしむる等の卑劣淺愚の所業あらしめは何を以てか國權の伸張を實際に見るとを得んや、故に云く條約改正を斷行せざるを以て獨り責を政府にのみ歸するは謬れり人民も亦與て責あり、政府は固より民力を疲すと欲く人民にして誠に奮勵怠るとなく果して能く外人に對當すべき勢力を生せしめば對等條約改正の成るは易々なるのみ彼の劣等條約の如き改正せざるの愈るに苦かず必ずや完全なる對等條約なるべし、然り對等條約ならざるべからず實に外交條約は彼我國民の權義の關係する處禍福の由て岐る、所あれば必ず對等ならざるべからざるなり墨西哥國既に改正を諾す歐洲各國と雖も我が官民の熱心不撓を以て之に當らば豈に遂に對等の條約を締結するを得ざるの理あらんや(桑撫流)

○内外關係諸事件

〔港規則〕 外國人に對し港取締規則を定めんには彼我双方の間に議論合はずば決して之を定むること能はざることになり居れり明治三年我政府は港則を制定して船舶の出入を規制するに當り邦人のみ此事を司りては外人故障を容れんとを慮り英人を用ひて此事務に當らしめたり此の如き手續を経て施行したる港則は十分に其効力を伸ぶる能はず外船往々出入す可からざる時間に入出入し碇泊す可からざる場所に碇泊し甚きは石炭の燒殻を海中に投するあり船足を水底に棄つるありて我長港長崎の如きも今は海底水淺くして大船の出入に不便を感するに至れり故に今日に至るも尙ほ港規則を立つること能はざるなり

〔居留地〕 居留地内の規則も初めは日本の政府の權内にて定むると能はざりしが慶應元年十一月横濱に於て双方協議の上横濱居留地取締規則を定めたり其の規則中の第四條に

支那人或は條約未濟の外國人取締並びに刑法は神奈川奉行より右取締役の存じ寄りを尋ね且つ外國「コンシユル」へも相談の上取扱ふべき事

とありて彼の外國領事等は各其の國人の裁判を取扱ふのみに止まらずして支那人と日本人との間に起る裁判又は他の條約未濟國との間の人民に關係ある事柄までも喙を容れて已等の權力を張る個條まで約束せり

居留地の地價は反て港市の地價より低廉ありと云ふ横濱市内の地價最高の部は一坪百圓内外にして居留地は三十圓内外を最高とす現時の居留地は幕府が條約を結ぶに際し永久借地と稱して之を外人に交付せし者にして名は借地と稱すと雖も其實は買渡せし者なり其故は價を計算し其上に望人の競買に任せて其最高の金を政府に収めし者なれば爾後借地料として納むる者は取りも直さず地租に比例す

へきものとなり斯く永久借地の権利あるを以て是權利を外人相互の間に賣買す權利の賣買は即ち地所の賣買と異なるとなし

神戸の居留地は幕末紛擾の間に創め且つ江戸を去ると遠きの故を以て横濱の如く一々幕府より制規を設けず多くは外人の自爲に放任したるの慣習今尙は存す即ち居留地は自治の跡を爲し市街の點燈、地下の溝路、道路の修築より衛生警察の諸事に至るまで全く兵庫縣廳の管理外に在りて居留地の委員之を掌れり此委員は各國の領事並居留人が撰擧する外人を以て組織し我國人にして之に與かる者は兵庫縣知事か委員長の位置に備はるのみ是等の事務を處理するの費用は居留地の外人より醜集する者にして我法律外の一種の地方税の如し

〔マツヤルズ船裁判事件〕 外國領事か日本と他國と關係の事件に干渉せんとしたる事あり明治六年南亞米利加秘露國の商船「マツヤルズ」號が支那より許多の賣奴を載して横濱に寄港す時に賣奴と船長との間に差纏れ起り我に其裁判を求む當時恰も府縣に裁判所を置かれたる時にして裁判權ハ神奈川縣廳より分離し横濱へも裁判所を置くことゝ爲れり然るに政府はこの「マツヤルズ」の一件は特別の裁判所にて裁判すべきの命令を下し神奈川縣廳令大江卓に其の裁判長を命じ又この事件は實に重大なる問題なるより爲に外務省より花房義實、司法省より玉乃世履、島本仲道、河野敏謙の四名をして陪席せしむ外國の領事も居留地取締規則に據て皆立合をなせり此時各國の領事は反對論を唱へ裁判官に向て種々の勸告をなしたるが獨り英吉利領事は賛成説を立て米國領事之が仲裁をなせり又内には玉乃、島本、河野の三氏等も反對の見込を立てたるにより裁判長は其所見并に陪席判事其他領事の意見等を併せて政府へ具申せしに政府は裁判長の所見通りに裁判すべしと指令したり神奈川縣令は又斯る裁判に外國領事の協議を要すと云ふ個條のあるは實に我國の体面を瀆すものとして當時の外務卿副島にこの事を上申し副島よりして各國公使に談判の上支那人若くは條約未濟國人民に向て裁判をなすに付ては決し

て外國領事の協議を要せざるに成れり是れ日本の國權を幾分か回復したるものと云ふべし
〔銃獵規則〕 一定の期節と禁制の場所とを指示せる政府の法令あり然れ共此法彼の外人を制規する能はざるを以て一種特別の規則を設けて之を處理せり其外人に對する者は法律に非らずして一種の條約なり（外國人銃獵免狀取扱條例第二條に曰く免狀下渡の節は外國人をして別紙雛形の通り條約書に記名調印せしめ各地方長官東京にては警視長官も同く記名調印して之を該廳に留め置き免狀渡方取計ふべし）是れ往々外人の銃獵者が不都合の舉動を爲す所以にして此場合に於ても亦之を領事廳に訴出するの一方あるのみ

〔檢疫規則〕 の如きも其國の主權内に於て自由に之を定むべきものなり然るに日本にては檢疫規則を外國人に行はんとし易の事にあらず明治十二年七月獨逸軍艦が我檢疫規則を破りて横濱港内に駛入し爲に物議を起したるが如き其一例なり

〔北海の密獵〕 我北海道臘虎獵は其制禁あるに拘らず歐米の臘虎獵船は此禁を犯して奇利を博せんとす爲に臘虎の繁殖を防ぐ明治二十年英國臘虎獵船が臘虎皮を積載して函館に入港したるを以て我より之を同港英國領事廳に訴へて其處分を求めたるも遂に其目的を果す能はざりき

〔警察〕 の事に於ても亦然り賭博の如き賣淫の如き罪科に處すべき行爲を外人名義の下に遂げ逃避の狡計を立つる者居留地に往々之れ在り然れども我警察官之れに手を入ると能はず特に大坂神戸に在りては居留地の警察外人の掌中に在るが爲めに現に警察制度と背く者を目撃するも外人自ら之を制するの外我國人は之を奈何ともすると能はざるなり往年清國軍艦の長崎に繫留するとき其水夫と我巡查との間に紛擾を生じたるが同港居留の歐米人は我巡查のなす所に對して苦情を鳴らし其極我巡查をして帶劍を廢せしむるに至りたり夫れ巡查の帶劍果して害あらん歟我國の自ら之を廢すべし然らずして彼の談判により長崎に限りて之を廢するの理ある可からず

〔外人の營業〕 明治十八年英人ブラックなる者東京築地の居留地内に日本酒を醸造せんと企て又清人陳承文は新潟の居留地に同様の計畫を爲し一時我政府と酒造營業者を驚かしめたり（其後も此に類したる事あり）是れ我政府が酒税を高課するに其法令は彼の居留地に行はれざるを奇貨とし無税の酒を賣出して以て奇利を博せんと爲したるなり此計畫や我政府と外國公使との間に談判を開き僅に之れを止むるを得たり

〔外人の新聞〕 明治九年中英人ブラック万国新聞といへる國字新聞を東京に發兌したるとありて我政府と英公使との間に談判を開きて之を停めたり又現今坊間に流布する「トペエ」と稱する雜誌は佛人ビゴが横濱に發行する所にして其國字を交ゆるが爲めに我政府は佛公使に談判して其國字を削らしむるとさかれり我統治權居留地に及ばず是れ此煩勞ある所以なり然れども幸にして彼公使等我政府の要求に同意したるが故に其目的を達するを得しのみ萬一彼れ德義の制裁を忘れて之に協同せざるも治外法權の存する限りは我之を如何ともする能はざるなり又十三年中「ヘラルド」新聞は外交條約の草案を記載し廿二年「ガゼット」新聞は大隈伯の條約案及び告知書を掲載して毫も顧る所なく却て我内國の新聞は其翻譯を掲載して罰を被りしものあり是も亦治外法權の奇結果となす

〔石油規則行はれず〕 米國政府は交際に厚誼を示したると他國の上在り然れども石油の取締に關しては彼公使我に協同せざりしを以て我法律は之が爲めに殆ど無効の姿となりたり明治十四年八月十三日第四號布告石油取締規則は華氏百二十度の熱度に達せずして引火すべき石油の輸入販賣を禁じたる者なり是れ我國の法律あり然れ共米國公使之れに對して異議を唱へたるが故を以て之を實行する能はざりき是れ唯制法の權利を害せられしのみならず我政府が民生保安の爲めに防がんとせる取締の目的をも破られし者なり

〔裁判上の損害〕 我國が治外法權の爲に裁判上蒙る所の損害も亦大なり我國人若し我國居留地の裁判廳に敗を取りて之を控訴せんとするに於ては遠く海外に出でざる可からず歐米十數の訂盟國中獨り英國の控訴院支那の上海に在るのみ其餘は本國に至らざれば控訴を爲すと能はず上海すら數日の航路を取らざる可からず若し夫れ本國に至りては少くも半月多きは月餘の旅程を経るを要す誰か遠く控訴上告の勞を取り多額の費用を抛ちて勝を萬一に賭する者あらんや開交以來今日に至る迄殆んど四十年我政府及び人民の外人を被告としたると其數幾許の多きに至りしを知らずと雖ども其始審に敗れて控訴せし一事を除き他に其例あるを聞かざるなり政府の事は或は此他にあるや否を知らず假令之あるも蓋し一二に過ぎざるべし人民に至りては斷して此事なきを信す其實此の如し是我國人は彼の外人に對する控訴上告の權利を剝奪せられしと云ふも決して過言に非るなり且つ夫れ今日の條約諸國中（支那、朝鮮、暹羅、墨斯哥を除く）専門法律の士を置きて専任判事たらしむる者は獨り英の一國あるのみ其れすら之を横濱の一港に置きて他の諸港には尋常領事の判事を兼ねるあるに過ぎず其他は皆商業の事を監するを以て其本分とする者にして法律の經歷ある人より簡拔せしに非るなり加之其居留の國人少き國の領事は其身躬ら商業を營み居る者ありて領事の職は殆ど兼業の姿とされり我國人が外人を被告とする場合に於ては此商買兼領事たる人起ちて判事の椅子に就く其裁判亦推知すべし而して實際に於ては此不完全の裁判は直ちに終審の裁判となるものとす何となれば我人民は距離の爲め費用の爲めに實地の上に於ては控訴上告するを得ざるが故なり

〔外人海事審司たり〕 我政府中、外人を使用して是れに一種の裁判權を委ぬる者現に之れあり遞信省管船局は海事裁判を審案す而して審吏は船長運轉手機關手等の過失ある場合に於ては其免狀の使用を停止し或は禁止するを得るの職權を有す管船局の規則（西洋形船々長運轉手機關手免狀規則第十條）に之を規定して「其筋吏員をして之を審問せしめ云々」といへり而して實際に於て審理せらるる船員我國

人あらば我官吏之が審司たりと雖も審理せらるゝ船員にして外人たるの場合に於ては全く外人を以て之を審理せしむるなり蓋し當初は英人ブラウンを以て其專任とあせしが其去りて郵船會社に移るに及び後に英人モンドウヨウ、スクワイア(英國の非職海軍少佐)之に當れり此審理は壹人を以て主任となし他二人の參坐を要するものなるが此參坐も亦た皆外人にして廿二年の頃には燈臺局雇アランス海軍省雇ゼームス之に當れりと云ふ外人の審司を交へずして我司檢官の審理裁決したるは廿三年の頃に在り

〔海外郵便〕舊來海外に送るの信書は全く外人の掌中に在り故に我國人が歐米に書信を送らんとするに當りては我郵便切手を以て之を發すると能はず當時我居留地に英米佛三國の郵便出張局ありて其本國の官吏之に居り其本國の郵便切手を賣り出し唯居留の外人が貼用したるのみならず我國人が書信を海外に送るに當りても彼の郵便局に至り彼の郵便切手を求めて之を貼用せしなり夫れ此業の一私業に屬せし往日は已むを得ずと雖も既に國內の私業を禁し是を以て政府の職に歸したる以上は我國内に外國の郵便局を設立せしむべきに非ず然るに當時我が内地の郵便事務は慣熟して支障無かりしと雖も尙草創に屬する外國郵便の事は之を扱ふの人無かりしを以て米國政府よりして此の事に經驗あるブライアントを我政府に紹介し氏は數名の米人と共に我驛遞局に奉事し我外國郵便事務は擧げて此等の米人に委任したり此訂約は明治六年八月六日に調印し明年四月十八日に交換せし者にして我政府は更に之を英佛二國に及ぼさんと欲したるも彼等容易に我請求に應せず其口實とする所は佛國政府より派出する所の郵便局は獨り日本のみに非ず土耳其、埃及、支那等二十有餘國に之あるに今若し日本の請求を應じて其局を撤去せば各國よりして續々同様の請求あるべくして之を拒むに苦むべしといふに在りしが我政府は我郵便事務の整頓せること支那埃及と同視すへきに非ざるを辨じ米國の既に同等の條約を結んで實際に支障なきと説き往復數回に涉りしが適し明治十一年佛國巴里に萬國郵便公會あり我政

府は在巴里公使鮫島尙信をして此の一事を公會に決せしめたるに公會は之を可決せしを以て佛國政府も亦奈何ともすると能はずして之を承諾せしが尙は實地事務の引續に於ては横濱出張の佛國郵便局在勤の佛人を我郵便局に二年間雇入れんことを請求せしにより此一事を承諾して局を結ひたり此の如く初めに米國の條約を實行するには米人を使用し佛國の郵便局を撤去するには佛人を使用し實際の事務毫も疑滞なかりしを以て東洋の外交に強硬の名ある英國人も亦隊を容るべきなく遂に明治十二年三月に及びて同出張の郵便局を閉鎖して此に三國の郵便全く我版圖内に跡を絶つに至れり其初めに當りては外交に寛容の風ある米國すら我政府が其國人を使用する實際の手續を知りて漸く其出張局を撤去したるも終りには強頂の英國すら一も請求なくして我能く郵便の全權を伸ぶるを得數年の後我國人事務に習熟し外人の要なきに至りて悉く之を解雇し共に初て此一事を完了するを得たり支那の如き土耳其の如き交を歐米に通ずると遠く我國の前に在りと雖も今日尙は外國の郵便出張局を其國內に設置せしむ然るに開交の晚き日本は幸に既に外國の出張所を毀たしめ上海にても我郵便出張局を領事館内に設け又萬國郵便同盟に列するに至れり

〔外國資本〕の移入に關しては往年我政府の中山道鐵道公債を發行するや初めて外人にも之を所有するを許したるに當時世人は其外人の手に歸せんことを豫想せし者ありたれども未だ此結果を生せず其後日本銀行が兌換の制度を鞏固にせんが爲めに銀券を英都ロンドンに賣りて金塊を得んと欲せしも英人は我銀券を購はず因て更に銀塊を換へんとせしも彼亦之を購はざりしと云ふ 又聞く往年東京駐劄英公使ブランケットが日光に遊びし時我國の銅坑を見んと欲して足尾山に赴き其の採掘悉く歐洲の法に倣ふを見又機械の裝置整備せるを見て日本人の鑛業進歩せるを嘆稱し且其借區年限を問ひ十五年なりと答ふるを聞き驚て曰く巨萬の資本を投じて大業に従事す器械の裝置のみにも數年を要すべし然るに借區十五年に止まるときは未だ利益を收めざるに早くも期限盡きんとす借區主の危險も亦大ならず

や但之を延期するの慣習あるが爲めに日本人は安じて營業に従事するも外人は唯慣習に依頼する日本人の大胆に驚かんのみと(此一事は數年前公使と共に銅坑を觀し者の話ありと云ふ)

〔外國罪人引渡〕 廿二年八月の頃西班牙の臣民一名マニラに於て罪を犯し日本へ脱し來りしを西班牙領事廳の手にて捕縛し獄に繋ぎたり然るに不幸にして此獄は西班牙の所有にあらず西班牙は日本に於ける治外法權を實行せんとすれども之を行ふの器械を有せず然るに英國は其用意あるを以て西班牙國の費用を省くが爲めに牢獄を貸して其囚徒を繋かしたり此際若し西班牙の爲す所法に協ひしことならば英國が獄を貸したればとて差支あるにあらずれども爲めに甚た面倒なる事情を生じたりと云ふは日本の領分内に罪を犯したるにあらずして逮捕を脱れん爲め渡り來りし罪人を直に捕へて獄に下したるものなればなり此れ實に我が警察權を侵し國權を蔑にしたると明白なるが故に日本政府は之を咎めて其趣を論争せり蓋し政府が之を論争するは其國をして他國罪人潜匿所たらしめんが爲めにあらず修好條約に讓與すへしとの明文なき其國固有の主權を侵したるを責むるなり故に一旦其罪人を解放し再び日本政府の手にて捕縛し而して罪人引渡しの法に従ふて西班牙官吏に渡すへしと要求し且つ無法の手續を以て國外へ罪人を送り出すを禁じ之を禁するに手強き處置を用ひたり當時の趣一種異様の思ひあり即ち牢獄は英國の國旗を翻して其中には不法を捕へたる罪人あり而して日本巡査は嚴重に之を守護して人の近づくを許さず故に若し吟味の爲めマニラへ送り歸さんとするも之を支へて運び去るを許さざるべし斯る有様にて九箇月を経る間に西班牙領事は本國より訓令を受け遂に正當なる日本政府の要求に従ふこととなり罪人は解放せられたれども更に日本官吏に捕へられて事漸く落着したり

又同年十月(前件の未だ落着せざる以前)他の一事件起れり而して今回罪を犯したる者は西班牙人にあらずして英國人あり生れは葡萄牙國にして英國に歸化したる惡徒一名香港にて文書偽造の罪を犯し脱れて日本に來れり依て英國官吏は香港上等裁判所の逮捕狀を受け此までの習慣に従ふて其罪人を捕へ

たり其捕縛は假令屢々行ひ來りて既に習慣を爲し又日本政府が權利を主張するに鋭敏となりしは僅に近來の事なれども此英國に關係したる第一の爭論に於ては日本官吏の要求直に行はれて前に西班牙が久く決せざりし所を英國公使は速に決断したり

〔倫敦タイムズ〕新聞は此の二件の通信を得て英西二國の處置當を得ざりし事我政府の要求したる所の至當なるを論じて案外にも大丈夫の行ひを敢てしたる日本の既に野蠻にあらず半開の國にあらずと云へり即ち其要を左に抄出す「日本に於て西洋諸國が治外法權を維持するの結果如何に付て我東京通信は詳しく報道する所あり蓋し日本人は此法權を存するを厭惡するの極點に達し之を撤去せんとして既に大國過半の同意を得たり即ち合衆國獨逸露國及び佛蘭西國は皆國民の利益となるべき相當の交換物を得て之を撤去する事に同意したり(大隈伯の條約を云ふ)而して英國及び他の歐洲諸國は右四國と意見を異にして取るものよりも與ふるものを尙は大なりとし日本の請求を否みたり我通信者は英國の此政略を賛成せず且つ人の萬國の公法を破るを助けて其舉動の不審あることを説明せり實に英國は自國の爲めにあらず西班牙の爲めに通信者の所謂扶助者の位置に立ちて萬國公法を破りたり英西二國官吏の所置と比較すれば遙に立優りて高尚なる日本の官吏の國權のある所を主張して止まず遂に西班牙の非を責めて其云ふ所を成功す實に此等の行は一方には歐洲の文明國たる二國の公使にあるまじき事にして又他の一方には此まで充分禮儀を盡して交るに足らずとせし東洋の小國に對しては我輩の期せざりし所なり又尙此事に付て英國の爲す所は毫も我輩の平生より希望せし所にあらず西班牙へ親切を盡したるが爲めに測らずも日本へ對して無禮を働けり此際獨り公明正大俯仰天地に恥ぢざるものは只た日本國のみなり云々」

○我通貨に關し外人の容喙

(大藏省沿革誌)

○元年閏四月九日外國事務局より英、米、佛、獨、荷、伊六國公使に投東して新貨鑄造の意見を諮問す
 ○二年正月橫濱東洋銀行上呈せる我邦銀貨の品質均一ならざる爲めに損害を醸生すへきの意見書を神奈川縣より外國官に轉致す其申牒に曰東洋銀行上呈せる書翰を送上し併せて卑職の意見を陳す其一側に開く大坂造幣場に於て純銀一擔(即ち我十六貫)の價直を洋銀二千四百枚となして收買するを約定せりと夫れ純銀は樣本に依りて品質の佳悪を確定し決して變易する者に非ず然るに洋銀は日々價格を高低す試に一枚を以て我か一分銀貨三枚に抵算す干に抵算すれば金二千一百兩と爲る僅かに一擔の價直にして此の如きの大差を生ず若し多額の重量に至れば實に巨大の損耗を來たさん蓋し定約の初に於て時價に依る可きを豫約せざりしは原と我の失錯たるに由り宜く收買斷止し若くは時價を以て收買するの策を求むへし其二東洋銀行云ふ外國に携齎する一分銀貨は舊幕府初次に鑄造せる者一百枚を以て主位と爲し開港以前の舊洋銀を改鑄せし者を以て之に比較すれば改鑄洋銀一百一十枚を主位の一分銀貨一百枚に當て又明治元年以來に改鑄せる一分銀貨は一百四十枚主位の一分銀貨一百枚に當ると因て其樣本を贈致す其三分銀貨を外國に携齎する所以の者は即ち前款に言へる如く洋銀の時價騰昂するに由り彼の本國に於て之を洋銀に鑄換す其利益を占有するや頗る夥多なりと聞けり其四然りと雖も今之か輸出を禁止せんと欲するも得可からず蓋し彼我條約中銅錢を除くの外貨幣を齎歸するを妨げざるの明文有るを以てなり其五東洋銀行の意見書に曰ふ輸出を遏止するを以て宜く一月一分(即ち百分)の利息を交付すへしと是れ亦た得て施行す可からざるの事と爲す何となれば則ち彼歳の三月或は四月に收取する一分銀貨を以て正月に收取すと詐稱し正月より利息を賦算するも亦之を論破す可からざるを以てなり其六夫れ已に純銀買收の定約を解破するの方策無く又東洋銀行の申議も施行する能はず然るも別に他の方策の以て之に代ふ可き者あらは唯た一分銀貨の品質に應し時價を立定して以て之を官府に買收せば庶幾くは輸出を防遏するに足る有るのみ今若し之を不問に置かば巨大なる國損を招かんとす故に意見を陳述す請ふ會計官と熟議して之を處分するを

東洋銀行意見書

一分銀貨の第一樣本は舊幕府の創鑄せる者にして品質純銀に係る即ち主位と爲す第二樣本は安政六年以降に鑄造せる者にして純銀九分即ち主位の一百枚に比較すれば一百一十枚を以て之を當つ第三樣本

明治元年以降に鑄造せる者にして主位の一百枚に比較すれば一百四十枚を以て之に當つ日本に輸入する洋銀と日本より輸出する一分銀貨の數額を計量するに前月兩回に横濱より輸出する一分銀貨は凡そ二百枚に及へり試に輸出の一分銀貨を把て輸入の洋銀に比較すれば純銀を含有する多量と爲す故に日本國人は巨額の純銀を擲棄して其價直にて收取せざる者に同じ吾恐る速に此弊を救はざれば銀貨輒ち盡るに至るを譬へば此に純銀一擔有り其價直洋銀一百「ドルラル」の時價は一分銀貨三百四十枚の比例を以て之を交付す即ち外國人は一分銀貨八千一百六十枚を獲しに買収する一擔の純銀は凡そ一分銀貨七千六百七十枚に當る然らば則ち日本人は八千六百六十枚を以て僅に七千六百七十枚を買収するに同じ且つ彼我の條約書にも銀錢一枚重量一百三十四「グレイン」に下らず純銀九分より減せば混交物一分に過ぎずとの明文有り之を以て計較すれば一分銀貨八千一百六十枚と七千六百七十枚との間差は凡そ七分の比算あり且つ其輸出するは一分銀貨にして其輸入するは礦銀なるを以て鑄耗の損失亦た知る可し凡そ外國人の輸出する貨幣は大坂に於て新鑄せる者に非ずして舊幕府の製造せる所謂徳川一分銀貨なる者とす而して其重量及品質の共に條約書に記載せり大坂に於て新鑄する貨幣は大抵二分金貨の一種に止まると聞く其二分金貨は徳川一分銀貨に比較すれば品質劣下し現に日本國內に於ては一分銀貨と同價を以て通用するも外國人に在りては然かく通用するを得可からず故に洋銀一百「ドルラル」を以て一分銀貨三百一十一枚に兌換せし者今後之を低下し六百枚と爲して可ならん夫れ貨幣の其の品質佳良ある者の價直をして劣下なる者よりも昂貴せしむるに非ざれば則ち外國人は輒ち佳良なる者を據取して海外に齎歸し唯た劣下なる者のみ日本に遺在せんとす今若し上文の順序を以てすれば造幣場は目前幾多の利益を得る有る可く果して然らば徳川一分銀貨を以て二個若くは三個の一分銀貨を新鑄するも可あらん是を以て一擔の純銀を買收せずして徳川一分銀貨七千六百七十枚を買收し相當の時價にて準算し二分金貨を以て之に交付せば則ち新鑄貨幣は速に流通するを得ん然り而して造幣場は目前の利益を失ふ有る可しと雖も是れ乃ち貨幣の價格其相當に歸する所以にして復た今日金貨の衡均を失する爲めに起生するの疲弊を防絶するを得ん豈獨り造幣場のみ目前の利益を得せしめ而して斯の商民をして困窮せしむ可きの理有らんや蓋し今日一分銀貨三百一十一枚を所有する者は即ち洋銀一百「ドルラル」を所有するに異ならず然りと雖も若し佳良なる貨幣を外國に輸出せば明治に至りては大坂

新鑄の一分銀貨三百一十一枚を以て僅に洋銀五十弗に當るを得るに過ぎざる可く此の間差の益金は銀貨を輸出するに由りて外國人の所得に歸する者とす

○元年六月八日 外國人の請求に應じ洋銀を我が一分銀貨に改鑄し洋銀一百枚を以て一分銀貨二百九十三枚に兌換す

○二年三月晦 各國公使再三致書して我が二分金貨及一分銀貨の處分を爲す可きを督促す乃ち姑く其鑄造を勒停するを回答す 英公使書牘の畧に曰聞く貴國一分銀貨及び二分金貨は近日時價殊に低下すと曾て交換せる新定條約に據れば一分銀貨の質分は銀九分以上にして一百三十四グレインと決定せり此銀貨は一分銀貨三百一十一箇を以て洋銀一百枚に當てたり然るに即今時價低下し洋銀一百枚に一分銀貨三百四十箇如くは三百五十箇に當つるに至りて外國人は多少其損失を被れり蓋し一分銀貨の時價此の如く低下する所以は條約に新定せる銀位より劣下せる質分の一銀貨を鑄造し且贗偽の二分金貨流行する評説の流傳するに職由ず而して此の如き説の流傳するは獨り貿易の妨碍を爲すに止まらず貴國政府の聲譽を墜すに至る請ふ速に之を處置し人心を動搖せる評説を絶止し且貴國貨幣の時價をして過甚なる低昂を爲さしむるを

○二年五月廿八日 貨幣を偽造する罪犯を緝捕す 布告に曰金銀貨幣は天下の至寶にして四民の賴て以て生産する所の者なり然るに近日之を偽造する有りて民間に流布し甚きに至ては兌換其時價を私設し之を賣買する有りて聞く是れ國憲を蔑如する者とす今後兌換を首め一般商賈に至るまで銀貨を行使する者有らば必ず嚴刑に處断せん若し此の犯者を認定せば緝捕して官府に申告す可し

○二年七月六日 英國公使より我が輔相以下と貨幣の良惡紛淆せる者の處分を面議するを外國官に牒請す 其豫示に曰く日本通用金貨の品質良惡混淆して大に貿易上の妨害を爲す因て速に下項の各款を處置する爲に各國公使等三條輔相岩倉議定澤外國官知事各位と面晤せんを要す其一從來日本政府如く徳川氏如くは各藩の鑄造せる一分銀貨二分金貨は國內に通用する貨幣と爲し而して日本政府の適當ありと認定する貨幣を新鑄して之に兌換するに至るまで普く國內に通用し決して阻格する無かる可きを日本政府の確保するを要す其二外國人如くは日本人より日本政府に納致する地稅如くは抽稅に一分銀貨二分金貨を充用するも阻障する無く之を收領すべきを日本政府の證明するを要す其三日本貨幣の

鑄造に關して日本政府の施爲せし順序は今回の應接に於て各位より各國公使に詳告するを要す蓋し此の事項の詳告に關しては向に外國官知事等に要約し已に三月餘を経過するも尙ほ未だ之を果さず是れ特に督促を爲す所以あり

○二年七月七日 楮幣及び贗貨に關する幣害は漸を以て之を消除す可きを會計官副知事大隈八太郎各國公使に回答す 其書に曰く楮幣及贗貨に關する事件を諮詢せる旨趣を領會す抑も此の事件たるや嘗て開陳せし如く前途會計の準的既に立ち内國の如きは遠境避障に至るまで遍く布告の主意を解了し一般に楮幣を流用するの景況を見はし爲めに多少の便宜を得るに至れり然るに去歲大阪に開創せる造幣所は其建築工事未だ竣成せざるに方たり楮幣及び贗貨の弊害を起生し速に新貨を發行するに非ざるよりは得て救済す可からず故に目今工事の竣成を督促せり然るに向に書を寄贈せる日に在りては未だ竣工の期を豫知す可からざるを以て或の事に不便なる者あるべきを料度し爲に其事由を陳述せり蓋し工事の竣成するは尙ほ幾多の日月を費す可きを以て若し依然等閑に委せば互市各港は必ず困難を被る者あらん因て我が商賈等に命し兌換を開設せしめて楮幣を兌換し貿易上に阻障無からしめんとす即ち横濱の如きは本月中旬に開舖せしめ其他の各港も亦當に漸次に開舖せしむべし但た我國開港以來始めて着手するの事件なるを以て彼此商賈の便利を權るには唯だ宜く兌換に於て臨機の處置を爲す有るべく而して其定規を設くるは倉卒に辨すべきに非ず姑く先づ前文の處置を施行し本年十一月以後は新貨の鑄造に従事し其事業の漸く盛大なるを待ち乃ち新貨を發行せん果して然らば楮幣贗貨の幣害は隨て消除に歸し貿易盛に開け以て彼此兩國の信義を貫徹せしむるを得可きなり

○二年七月十日 錢貨の價値を衡定し錢一十貫文を以て金一兩に當てしむ

○二年七月十二日 右大臣三條實美大納言岩倉具視外務卿澤嘉外務大輔寺島陶藏大藏大輔大隈八太郎及び伊藤俊介等と英佛米獨伊公使と高輪應接所に會臨して贗惡貨幣の處分を辨議す 其問答の概畧に曰く彼問ふ前者條款を分て諮問せし贗金處分の決答は如何ん我答向者布告して其通用を嚴禁せり問ふ贗金の通用を禁止するは今日始て之を聞く答ふ贗金通用は從來國禁に屬す然るに近來所在流布するを以て今後禁令に違ふものは嚴に其罪を糾鞠すべきを布告せり然るに此の事や未だ各位に報告せず問ふ贗金鑄造は幕府衰政の際に在りと云ふと雖も屢々亦た多少の贗金を鑄造する無きを保

するか答ふ是の弊事の起るは全く幕府の末路にあり問ふ賈金通用を禁する布告の旨趣は何如ん答ふ其患害實に淺少ならず因て今後禁令を犯すものは國法を以て之を處斷すべきを布告せり問ふ賈金は何等の品類に係るか答ふ諸藩の鑄造せるものは總て賈金と稱す問ふ前日の貴答には會津仙台の二藩と言へり此二藩を除くの外は之を鑄造するもの無きや答ふ二藩の外尙は薩摩筑前安藝等も亦た之を鑄造す此の他に尙は恐くは私に賈金を鑄造せるものあらん又た大坂及び西國より賈金流傳する有り故に其地方は嚴に之を告戒し且探偵を差撥せり而して薩筑藝三藩廳に推問するに目今決して之を鑄造する無しと答陳せり抑も賈金の通用する所以は内地の戰亂に遭ひ政府の威權弛廢するの疊に乘し自ら都會の地に流傳するに至れるあり問ふ第一條に關する貴答は此に止るか答ふ今後は更に提警を嚴肅にす可きののみ問ふ賈金及び各藩私に鑄造せる惡金は目今尙は存在する有りや答ふ目今決して存在する有る無し問ふ賈金は尙は民間に流傳するか答ふ目今大抵盡るに歸したり問ふ貴國政府今後諸藩其他に於て濫惡なる金銀貨幣を鑄造せざる可き保證書を我に付與するか若くは此等の事あらは貴國政府爲めに我が損失を賠償するか答ふ若し今後此等の事あれば藩廳を推糺し而る後に之れか處置を爲す有る可し問ふ今後諸藩嚴禁を犯して濫惡なる貨幣を流傳せしは貴國政府爲めに我が損失を賠償するか或は其藩をして賠償せしむるか答ふ我が政府其罪を糺す可し賈金を兌換する如きは我政府の擔當す可き者に非ず問ふ譬へは目下諸藩若くは人民の濫惡なる金銀貨幣を鑄造せし證據を得る有らば貴國政府其の兌換を擔當するか或は私鑄者をして其兌換を擔當せしむるか答ふ果して此の事有らば我政府宜く之を兌換すべしと雖も目今内國の情勢は已に各位の瞭知する所にして昨今僅かに箱館を平定し今日に至ては政府の政令始て一途に出づるを得たり因て將に暇を諸侯に賜ひ藩邑に就かしめんとす然るに貨幣の措置は其事たるや最も重大に屬するを以て諸侯の歸期に先ち更に會同審議せんといふ此衆議を経るに非ざれば則ち決答する能はず問ふ客冬面晤の次に於て目今箱館略ぼ平定に屬すと説けり然るに今又た平定に屬すと云ふ夫れ彼地方に脱走せる賊兵は僅に二千餘人に過ぎざるに貴國政府の妨礙を爲す其れ此の如く大あるか又問ふ本年五月賈金の通用を禁止せるや唯々之を内國人のみに布告し外國人には一語の報知を爲す有らず是れ吾儕の心懷の頗る平なる能はざる所以あり答ふ賈金の鑄造及通用に於けるや新たに布告して之を禁止するに非ず何となれば賈金の素より通用す可きの理由無きを以てあり聞く兌換等或は私に

賈金の時價を設けて兌換する者有りといふ尤も不肅と爲す故に其の兌換を禁止したるのみ問ふ外國人已に數万兩の賈金を收領する者有り然るに之に報告せずして損害を被らしむるは豈に憚む可きならずや答ふ前者報告せざる所以の者は二分金貨の如きは外國人の手中に落ちたる者無しと聞く有るに由りてなり問ふ兵庫長崎二港の貿易は大抵二分金貨を以て經紀す然るに外國人の手中に落ちると云ふは固より虚説に屬す答ふ近日新貨幣を鑄造し而る後に賈金に交換せん問ふ然らば外國人の收領せる濫惡なる二分金貨は貴國政府之を兌換するか答ふ我が政府の鑄造せる賈金は之を如何する答ふ我が政府の關知する所に非ず問ふ日特に之を兌換す可し問ふ諸藩の鑄造せる賈金は之を如何する答ふ我が政府の關知する所に非ず問ふ日本國人は諸藩の鑄造せる賈金を以て漁船銃器及び夥多の物品を收買し外國人は安んじて之を領収せり然るを貴國政府之を兌換せざるの理有らんや今ま諸藩の鑄造せる二分金貨を收領する者數百兩有りて大抵濫惡に屬す然るに豫め其の事由を吾儕に報告せざるは何ぞや答ふ貿易上に於て金銀の良惡を鑑別するは商賈の專辨す可き者といふ問ふ一千八百六十二年貴國と英國と和親條約を締結せるの日一分銀貨は銀九分混和物一分と決定せり此の事や亦た貴國政府其條約に背反せり答ふ一分銀貨は舊幕府の鑄造する者にして毫も之れが重量を更變せず一に舊定重量に沿仍して以て鑄造したり問ふ今後若し諸藩私鑄の證據有る一分銀貨は貴國政府之を兌換するか答ふ確實ある證據ある者は之を兌換す可し問ふ濫惡なる一分銀貨は貴國政府之を兌換し濫惡なる二分金貨は之を兌換せず其理由果して何くに在るか答ふ一分銀貨と二分金貨とは大に重量を異にす故に二分金貨は兌換するを得ざるなり問ふ楮幣を發行するの一事は條約に記載せず然に締盟各國と協議せずして之を發行す之れ亦吾儕の心服せざる所なり答ふ此の事や既に累次布告せる如く政體革新の際措置の周到ならざるの致せる所なり問ふ二分一分二朱の貨幣は貴國政府の發行する貨幣なりや答ふ賈金を除くの外は我が政府の發行する貨幣たる素より論を竣たす問ふ從來通用せる金銀貨幣は幕府より即今の政府に至るまで外國人安んじて之を收領せり是れ誠に吾儕の困苦する所なり且惡金の通用を禁止すれば則ち貿易は杜塞するに至る可し今後濫惡ある金銀貨幣は各其時價を設け通用せしめは何如ん答ふ濫惡なる貨幣の通用は斷乎として之を禁止せざるを得ず貿易上或は細少の妨礙有るも近日新貨幣を大坂に鑄造し從來の貨幣楮幣を併せて之を兌換せば今日の如き濫惡貨幣を通用するの患害無からんとす問ふ外國人從來收領せる濫惡貨幣は貴國政府何如ん

か之を措置するや答ふ其收領する者未だ必しも悉皆濫惡貨幣に非ざる可し故に精良貨幣は我が商賈之收領せん問ふ貴國政府の二分金貨と稱する者其の質は何如ん答ふ此の事や記憶を欠く日後審査して答示す可し大率一千分中の一百二十分は金にして其餘は銀と記得せり問ふ外國人收領せる各藩私鑄の濫惡貨幣は貴國政府之を兌換せず然らば吾藩より各藩に要求し之を賠償せしめて可なるか答ふ此の事たる阻障無き能はず若し私鑄の證據有る各藩は我が政府之を糺問し果して實ならば當に處分する有るへし問ふ横濱の兌換は唯だ楮幣のみを兌換し贖金は一切に兌換せざるか答ふ然り但だ贖金は嚴に警防して横濱港内に流布せざらしむ可く之を兌換する能はざるなり問ふ貴國政府の公鑄に係る貨幣と各藩の私鑄に係る貨幣とは如何して之を鑒別せんか吾藩之を辨知する能はず答ふ此の事や精査して之を報知せん問ふ如何なる二分金貨を以て濫惡の者と爲して可なるか答ふ其の事に練熟せる商賈に非ざるよりは金銀貨幣の良惡を鑒別する能はず問ふ天皇政府の維新以前に鑄造せる貨幣は通用す可き者たるか又た幕府の鑄造せる貨幣は通用す可き者たるか又た孰れか政府の公鑄せる者にして孰れか各藩の私鑄せる者なるか抑も何等の標識を認て以て之を鑒別せんか答ふ此の事たる精査を経るに非ざれば則ち答辨する能はず問ふ前五月以來贖金楮幣の事項を開陳し大阪に於ては之を伊達公に諮問し東京に於ては東久世公に諮問せり然るに今日に至るまで尙ほ其決答を爲さるは何ぞや答ふ再會を待て之を決答せん彼れ云ふ再會の日には必ず要領を得るを望むと

○二年七月十四日 二分金貨の量質分析書を各國公使の書記官に送付す其析計書に曰く二分判金貨一百兩其重量は一百六十匁と爲し此の計内金三十五匁二分銀一百二十四匁八分にして即ち一百分中に金二十二分銀七十八分と爲す

○二年七月二十日 本月十九日三條實美等各國公使と高輪應接所に會議し濫惡二分金貨を兌換する方法を約定せり因て外務省左項の如く報告す報告に曰く其一本日即ち七月二十日公使各位より居留商民に告達し本月二十二日を期し所有二分金貨の數額を記送し本月二十三日を限り之を神奈川裁判所に携帶して檢勘を受く可し本日檢勘を受けされは所有主の損失に歸せしむ其二兵庫大阪長崎は近日「ニエーヨーク」號郵船の便を俟て檢勘吏員を差撥す可し故に公使各位より其地方に居留する領事に致書して此の事由を通知し郵船漕到せば直ちに居留商民に達告し翌日を期して金額を記送せしめ後ち一日を

期して檢勘を受けしめよ其三新潟函館は陸路を經行して檢勘吏員を差撥す故に公使各位より領事に致書して之を處置するは一に上項に同くせよ其四貨幣を檢勘し而して苟も奸詐の欺狀の在る有れば則ち必ず帳簿に就きて之を檢覈す其五日本人民の鑄造せし貨幣に非ざる確證の在る有る者は之を兌換せざる可し

○二年七月廿二日府藩縣に令し贖惡金貨の數額を精査して之を錄上せしむ太政官宣達に曰く偽造貨幣の禁令は屢は之を布下せるも尙ほ贖惡金貨の民間に流布する有りて其の弊害已に極まる府藩縣宜く管轄人民の贖惡貨幣を行使するを嚴禁し之を藏貯する者有らば數額を精査し本年十月を期して總計開申す可し

○二年七月 是月重て府藩縣に警戒して贖惡金貨を行使するを嚴禁せしむ申達に曰く本年五月廿八日贖惡金貨の流用を嚴禁するを布令せり然るに尙ほ或は令に違ひ禁を犯す者有りと聞く今後嚴密に檢督し務て姦詐を懲戒せよ

○二年九月二日 集議院に勅問して贖惡金貨の處分方を對議せしむ
勅問に曰く方今贖惡金貨天下に散布し屢は嚴禁の令を下すも未だ之を措置するの方を得ざるなり官府或は眞貨を以て之を交換せんか是れ姦を啓き惡を誘くなり或は之を廢停せんか其品種甚だ多く美惡并せ廢せん且つ理勢行はれ難き者有り或は金質を分析し本價を以て之を買收せんか是れ稍や穩當の處置に近きも善く其の方法を得るに非ざれば則ち反て怨嗟を速かん夫れ貨幣の流通は國家の安寧焉に繋る然るに今や上下の困弊此の如し加之のみならず互市貿易上に於て紛紜を來たすを免れず其の國威を墜損する實に淺鮮ならず方今何の策か克く之を濟ひ公私兩ながら其の便を得ん群臣其れ僉議して以聞せよ

對議に曰く貨幣を偽造する者の罪を議せん或は曰く既に往の罪は之を議せず唯だ後來の偽造者を嚴罰せん或は曰く眞贋を論せず楮幣を製造して之を交換せん或は曰く速に新貨を鑄造して之を交換せん或は曰く眞贋を分析し其本質に應し楮幣を以て之を交換せん或は曰く眞贋を分析し其本質に應し眞貨を以て之を交換せん或は曰く洋銀を賃借し從前の金銀貨を廢停せん或は曰く現今始く眞贋に鑑印して等差を設け之を行使せしめん或は曰く現今始く各府縣に於て楮幣を製造し眞贋に交換して以て眞貨の製

成を俟たん或は曰く二分金貨を官府に徴收して國債と爲し利子を賦加し年月を期定して之を交換せん
或は曰賈貨を官府に徴收して眞貨を貸付し年數に派賦して之を還納せしめん

○元年六月二日 發行の楮幣は眞貨に兌換せざる可きを大坂在留各外國領事に報告す
報牒に曰今者國內に布告し新に楮幣を製造して之を發行せる所以は是れ特に國民貨財の融通を資助す
る爲めにして本と眞貨に兌換する者に非ず故に貴國商民自ら好て楮幣を領收する有るも必ず之を我か
國産の需要物品に換ゆるを要す請ふ之を貴國商民に告知せよ

○元年六月二十四日 神奈川府より外國人我か楮幣を以て物品を收買し或は眞貨に兌換するを要求す
る者の措置を一再稟候す其畧に曰く今者新に楮幣を發行するに際し偶に外國人に聞くなり曰貴官嘗て
報告して曰ふ外國人楮幣を領收するも眞貨に兌換するを許さず其楮幣を以て我國の物産を購買せしむ
る即今物價騰貴するの日に際し四種二分金一分銀二朱金一朱銀の貨幣を除くの外は蓋し流通し難かる
可し若し外國人濫に楮幣を本港に齎し來て物品を購買し或は眞貨に兌換するを要求せし本廳未だ會計
の基本を立定する能はざるに由り其措置を奈何ともするなきなり云々

又曰く外國人逐次に楮幣を本港に齎し來て兌換を要請す初め條約に從て今彼より楮幣を目して正金と
爲し以て兌換を請ふ者あれば則ち我府之を拒却するは交際上に於て其理由なきに若しむ因て二策を稟
候す其一は楮幣交支の額に應じて眞貨を本廳に下付し兌換の豫備にせしめよ其二は彼れ兌換を欲すは
必ず大阪兵庫二港に於てす可く他港にては之を許容せざるを以てせよ若し二策俱に行ふ可らざれば楮
幣通用の阻塞を疏通するの措置を爲すを企圖す云々

○二年六月十一日 外國官より英佛米獨伊五國の公使及び領事に楮幣發行の布告二通五月廿八日を送致
五月廿九日を送致

して之を其在留商民に告知せしむ五國之に回答す
英公使の答書に曰く貴國明治二年五月二十九日の書牒を以て楮幣の發行及び交換の方法并に其既往將
來に於ける處置を指示せり發行楮幣の計額は三千二百五十萬兩にして三年間を期し眞貨に交換し而し
て我か一千八百七十二年に至り交換殘餘の楮幣には一年六分の利子を賦加し且つ目今發行額外に増造
するを停止し製造器械を焚毀すべきの來旨を領悉す夫れ過多の楮幣を發行するは會計饒裕なる邦國に
於ても尙ほ往々に困難を生出す可き者にして下官竊に貴國の爲めに之を憂慮す若し果して貴國の如く

ならば復た異議を容る可き無しと雖も眞貨楮幣の交換を停止し楮幣を眞貨と同一に使用せざる者われ
ば犯罪を以て之を論するに至ては是れ日本國內に限るの制度なりと云と雖も其波及する所は則ち將に
巨害を外國貿易上に貽さんとするに貴國政府に於て楮幣の時價を停止するは敢て異論を開陳せず然れ
ども將來此の如き不當なる措置を續々に施行するあらば下官本國に通知し我國商民の公理を伸へ損耗
を被る無からしめ以て下官の任を盡さん而已抑も貴國政府楮幣を發行せば恰當の價格を量較す可きに
却て時價を停廢し強て國民をして眞貨と同一に行使せしめ終に其影響を外國人に波及せしむるに至る
蓋し楮幣をして眞貨と同一に通用せしむるは政府の布令若くは威權を以て強迫し得べきに非ず唯だ國
内人民厚く政府を信し而る後に始て能く普行するを得んのみ然るに今や是に反するよりして彼我交際
の妨碍を來たし竟に條約の主旨を失はしむ貴國政府既に貿易上に巨害を起生するを知悉し而も尙ほ楮
幣と眞貨と同一に通用すべきを發令せるは尤も痛歎すべきなり又來論に云ふ民心妥貼に至るの間暫く
貿易上に些少の不便を起生する無きを保たすと抑も幾許の月日を期して民心妥貼に歸す可き乎且外
國人民の之を待つは幾許の月日を期す可き乎下官の目撃する所を以てすれば決して人民之を信用する
の情況あるを見ず既に商賈の其業を失ふ者比々踵を接し彼我の貿易殆ど爲めに廢絶せんとす貴國會計
官假令に何等の困窘に遭ふ有るも徒らに威脅強迫の術策を施行せば内外國民共に其命令を信奉せざ
る可し下官今貴國の爲めに謀るに方今の形勢を人民に明論し政府出納する金穀の數額計算并に會計
の目的等を詳細に開示せば人民始て能く政令を信奉せん是れ即ち泰西各國既行の成跡にして獨り貴國
のみ施行す可からざるの理有ると無し且方今通用金貨の價格を低降せるを以て下官及び各國同職より
數回致書して之れを質問すと雖も未だ其回報を得ず抑も閣下の熟知する如く貴國政府及び各藩の劣惡
金貨を鑄造せる有り或は其質價を有せざる者も亦多く民間に流布するを以て内外國民共に甚た之を苦
む而して其の貿易上に障礙する殆ど兌換す可からざる楮幣と其の患害を均くす因て請ふ一千八百六十
六年の條約書中に約定せる貨幣の質分より劣下せる貨幣を鑄造するの事由及び貿易に障害する贗惡金
貨を淘汰するの措置を答示し以て下官の企望を鑿足せしめよ
米佛獨伊四國公使來書の旨意皆之に同し故に畧す

○外務省史略

(外務省の調に據る)

本邦の外交に於ける其由來久しと雖も古代に在りては玄蕃寮鴻臚寺等の官を置き外客接遇のことを掌りしのみ降りて舊幕政府の末季に至り嘉永年間亞米利加合衆國の軍艦相州浦賀に來り修好通商を求めし以來英、露、佛、蘭、米等の各國絡繹來りて貿易を請求し外交是より頗る頻繁事務亦隨ひて煩雜となり是に於てか安政三年十月堀田備中守を外國事務の獨任と爲し同五年十月始て外國奉行を置き水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守之に任す其後慶應三年四月平山圖書頭を外國總奉行と爲し同年六月小笠原壹岐守を外國事務總裁に任せり是より先き嘉永七年三月横濱村に於て亞米利加合衆國と十二箇條の條約を訂結せしより當時に至るまで他の外國と條約を締結するもの和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西、葡萄牙、米、瑞西、白耳義、伊太利、丁株の十ヶ國なり其後大政朝廷に歸し 天皇親ら萬機を宸斷し勅裁を加へられ慶應四年(明治紀元)正月九日二品嘉彰親王に外國事務總裁の宣下あり又外國事務取調掛等の官を置けり是を維新以後外交官の權輿とす同月十七日職制を定め太政官中に外國科を置き二品晃親王に外國事務總督を命せられ更に外國事務掛等を置く此年二月又外國科を改て外國局と爲し督、正權輔、正權判事等を置き晃親王を督とし伊達宗城、東久世通禧を輔とす同月晦日佛蘭西、和蘭の公使に謁見を許さる是を外國公使謁見の始とす是年閏四月又官制を改定し外國局を廢して外國官と爲し正副知事、正權判事等を置き職制を定め伊達宗城を知事とし東久世通禧を副知事とす同月十五日開港の地方官に命して外國の事務を兼攝せしむ是年九月瑞典那威國及西班牙國と假條約を締結す同年十月 天皇東京に幸す外國官の官吏總て供奉を命せられ其東京に着するや築地數馬橋舊幕臣小笠原長常の邸を以て假外國官と爲し外交一切の事務を掌理す是を東京に官署を置くの濫觴とす是年十一月西本願寺の隣地戸川銚三郎の邸に外國官を移す同月新潟港及東京に互市場を開く明治二年正月

外國官上下の官吏に東京在勤を命す同年四月復外國官を築地二の橋島山義勇の邸に移す是年二月中國條約改定の調査を外國官に委任せらる同年二月通商司を諸開港場に置き貿易の事務を管せしめ五月該司を會計官に轉屬せしむ以上維新以前より外務省創置に至るまでの外交古今の沿革とす

明治二年(西曆千八百六十九年)

七月八日初て外務省を置き從三位外國官知事澤宜嘉を外務卿に從四位外國官副知事寺島宗則を外務大輔に任す是より先き外國官を行政官の一部に置き外交の事務を處辨せしむ是に至りて行政官を太政官と改稱し外國官を廢して外務省を置き六省の一に居らしむ正副知事及正副判事を廢して卿、少輔、少丞、少錄の官を置き丞以下正權あり又史生省掌等の官を置き築地二の橋外國官の公廨を外務省の官署と爲せり

九月三日 民部監督正上野景範を布哇國に遣す是より先き米國人ウエーリト恣に本邦人を布哇國に誘致し傭奴と爲す今盡く召還せしむ十四日澳地利洪噶利國と修好通商航海條約を訂結す(明治四年十二月批准書を交換す)同月二十二日延邊館に天長節の宴を張り各國公使書記官等に饗應を賜ふ是を天長節賜宴の始とす

十一月二十一日 木挽町五丁目開拓長官の舊邸(幕府の時松平周防守の居邸なり)に本省を移轉す

明治三年(西曆千八百七十年)

正月十九日 海外旅行出願規則を定む

二月 外國人雇使條規を頒つ

三月八日 曩に締結せる西班牙國との條約批准書を交換す

四月三日 東京外國人居留規則附録を定む

七月二十八日 是より先き米佛の兩國交戦す因て是日局外中立を布告し兩國の船艦入港處分の條規を

定められ之各を開港場及沿海地方に頒つ又軍艦を品川、横濱、兵庫、長崎、箱館の諸港に置き不虞に備へらる

八月九日 鴉片烟販賣規則及生鴉片取扱規則を頒布し且つ之を各港在留の支那人に告諭す」同月各港在留の清國は及條約未済國人にして本邦の禁令を犯す者は處するに本邦の法律を以てするの制を定む
十月十七日 外國公使旅行接待例規を府縣藩に頒つ」同月清國上海に假領事館を置く」清國は當時條約未締結の國なり然るに我人民往々上海に居留する者多きを以て同地の道臺に協議し假に領事館を置き居留人民の取締を爲せり

閏十月二日 辨務使館を英、佛、米の四ヶ國に創設し大中少辨務使、正權大少記官を置く其位階大辨務使從三位、中辨務使正四位少辨務使從四位、大記以下之に準す」是日從五位外務大丞鮫島尙信を少辨務使に任し英、佛、米三國駐割せしむ其翌日從五位森有禮を少辨務使に任し米國に駐割せしむ」十二日東京在留の外國人遊歩の區域を定め規程を頒布す
十一月七日 先に締結せる瑞典諸國の條約批准書を交換す
十二月十一日 本省を霞ヶ關一町目一番地に移轉す」是より先き霞ヶ關(舊黒田邸)の民部省を皇城内に移す依て本省を其跡に移されんことを請ふ許さる乃ち營繕工を竣へ茲に至りて移轉す

明治四年(西曆千八百七十一年)

二月二日 省中に洋語學所を置く三日清國上海日本長崎間海底電線の架設を許可す」是より先き丁抹電信會社同國公使を經由して電信架設のことを請ふ茲に於て此命あり其年六月其工を竣す」八日漢語學所を置く

三月二日 李佛戰爭和議成る因て局外中立を解く
四月二十七日 大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣と爲し清國に遣はし條約締結のことを議せしむ

五月十三日 正四位參議副島種臣に命し露國ボシエツト灣に至り樺太島疆界のことを協議せしむ

六月 人民を外國に勾賣するの刑條を定む

七月四日 布哇國と修好通商條約を締結し即日批准書を交換す」十四日正三位澤宣嘉外務卿を免し正二位大納喜岩倉具視其後任(外務卿)に任す」二十九日伊達宗城清國に於て同國と條約を締結す

八月三日 外務省三等出仕山口尙芳外務少輔に任す」十日諸省の列次を更定し本省を神祇省の次に置き又官制等級を更定し財務、公書、翻譯、編輯、各港、庶務の六課を置き其事務を分擔せしめ其章程を定む二十九日欽差大臣伊達宗城を清國より召還す

十月八日 正二位外務卿岩倉具視を右大臣に任し特命全權大使として歐米各國に派遣せしむ

十一月四日 正四位參議副島種臣外務卿に任す」五月初て領事を置き總領事を五等官領事を、六等官、副領事を七等官、代領事を八等官と爲す」二十三日外國郵船の航客規則を頒布せらる

十二月二日 條約批准の書式を定む」各國と條約批准書を交換するや必ず御璽の下に右大臣副書捺印するを例とせり是に至りて此例を改め外務卿副書捺印することとせり

明治五年(西曆千八百七十二一年)

正月二日 始て各國公使に新正祝賀の拜謁を許され以後毎歲恒例と爲す」二十九日清國上海に領事館を置き領事に裁判の權を付與し杖罪以下及徒罪の贖罪に換ふべきものを處斷せしめ徒以上實決の者の假口書を付し本邦に送らしむ」假領事館を廢す

二月二日 正四位少辨務使柳原前光を清國に遣はし交際のことを辨理せしむ

四月二十五日 從四位外務大輔寺島宗則を大辨務使に任し英國に駐割せしむ

五月三日 從五位少辨務使鮫島尙信を中辨務使に任し佛國に駐割せしむ

八月 上屋規則を横濱税關に於て制定す」(大坂神戸の兩港は異論あり改正せり)

八月十八日 外務大丞花房義質等を朝鮮に發遣し舊原藩の貿易を罷むることを報し少録一員を釜山の草梁館に駐在せしむ是を本省官吏を釜山に置くの權與とす

九月二十八日 琉球藩嘗て米、佛、蘭と條結を締結す今後本省の所轄たるへき旨本省及琉球藩に達せらる

十月十四日 大中少辨務使大少記を廢し更に公使書記官を置き特命全權公使(二等)辨理公使(三等)代理公使(四等)一等書記官(五等)二等書記官(六等)三等書記官(七等)とし正四位大辨務使寺島宗則を特命全權公使に從五位中辨務使飯島尚信を辨理公使に從五位少辨務使森有禮を代理公使に任す十五日創て領事館を清國福州、香港の二所に置き福州の領事に厦門、臺灣、淡水の三口、香港の領事に廣州、汕頭、瓊州の三口を兼轄せしめ又鎮江、漢口、九江、寧波の四口を上海領事館の管轄と爲す同日伊太利國ヴェニスに領事館を創置す二十日正五位外務省三等出仕上野景範を辨理公使に任し米國に駐在せしむ未だ任に赴かず

十一月二十七日 辨理公使上野景範外務少輔に轉任す廿八日始て書記生を置き公使領事に屬せしむ

明治六年(西曆千八百七十三年) 一月三十一日 創て伊太利國羅馬及澳地利維也納に公使館を置き正五位工部省三等出仕佐野常民辨理公使に任し澳國に駐在せしめ伊國兼任を命す

二月七日 露國比特堡に公使館を創設し從三位澤宣嘉を特命全權公使に任し同所駐在を命す然れども任に赴かずして同年九月二十七日病て薨す二十日米國紐約に領事館を創置す廿二日代領事を廢す二十七日 正四位外務卿副島種臣を特命全權大使に任し清國に派遣す(曩に調印せる日清條約交換のことを辨理し且つ臺灣は清國の所轄に接近するを以て該地の生蕃琉球人剽殺のことを告知せしむ) 三月九日 先に締結せる日清條約の批准を交換す

八月六日 日米間郵便交換條約を訂結す(後明治十四年四月十八日批准書を交換す)二十一日秘露國と條約を締結す(後明治八年五月十七日批准書を交換す)

九月三十日和蘭、白耳義の兩國に公使館を創置し正四位少辨務使柳原前光を代理公使に任し蘭國に駐在せしめ白國を兼ねしめ從四位侍從長河瀬眞孝を辨理公使に任し伊太利、澳地利二國に駐在せしむ前光未だ任に赴かず同年十一月二十二日外務大丞に轉任せり

十月八日 清國在留日本人須知規則を頒つ十三日正四位外務卿副島種臣を參議に任し本省事務總裁を兼ねしむ種臣在職僅に十三日同月二十五日其職を辭す二十八日從四位特命全權公使寺島宗則を外務卿に任す

二十四日 清國北京に公使館を創置し正五位陸軍少將山田顯義を特別全權公使に任し同所駐在を命す任に赴かずして翌七年二月九日死せらる

十二月四日 領事館を米國桑港に置く

明治七年(西曆千八百七十四年)

一月十八日 從五位海軍中將榎本武揚を特命全權公使に任し露國に駐在せしむ

二月十二日 正四位外務大丞柳原前光を代理公使に任し清國に駐在せしむ

三月八日 佛國馬耳塞に領事館を創置し伊國ヴェニスの領事館を廢す十日和蘭國海牙へ領事館を創置す

四月八日 清國厦門に領事館を創置す十日各港在留の清國人に籍牌を給し條規を定む蓋し同國未だ領事を置かざるを以てなり

七月十二日 本省所轄琉球藩の事務を内務省に屬す十五日日米間郵便交換細目規則を約定す二十

八月十七日 正六位一等書記官青木周藏を代理公使に任し獨逸國に駐在せしむ」二十七日航海公證を創定し凡そ外國に航する者は各開港地の管轄廳及各國駐在の公使館に就て公證を受けしむ
九月三日 代理公使青木周藏を特命全權公使に昇任し墺國、蘭國の公使を兼ねしむ」九月正五位大藏少輔吉田清成を特命全權公使に任し米國に駐在せしむ」十三日正五位外務少輔上野景徳を特命全權公使に任し英國に駐在せしむ」二十三日本省所管の外國政府及其人民本邦政府に對する訴訟の裁判を司法省に屬す」三十日和蘭國海牙に公使館を創設す

十月三十一日 清國と臺灣所辦の條約を訂約す」是より先き臺灣東南部無主獨立の生蕃割殺常なく東海の一害たる既に久し矣明治四年十一月我人民六十六人該島に漂着し牡丹社蕃のために横殺せられ僅に十二人脱歸す茲に於て我政府使臣を發し兵を派し問罪することに決す惟ふに生蕃の地清國管轄の部に接近せるを以て明治六年副島全權大使を清國に派遣し之を告知せしむ其年四月西郷陸軍中將を發遣して蕃地の事務を都督せしめ附するに兵艦を以て臺灣を懲辦し過去を責め將來を約し内は以て難民の怨を散し外は以て航旅の安穩を計る所あらんとす料らさりき清國政府異論を唱へ頻に退兵のことを勸告す茲に於て更に參議大久保利通を辦理大臣に任し臺灣事件を辦理せしむ大臣の北京に至るや總理衙門の大臣と談判する數回而して決せず和議已に敗れんとするに際し彼の大臣在清英國公使に囑托し我希圖の三條に同意し銀五十萬兩の償金を出すへ旨を發言せり茲に至りて遂に議決し本條約を締結するを得たり

明治八年(西曆千八百七十五年)

五月二十五日 外務少輔山口尙芳議官に轉任す」二十六日日米間郵便前拂條約を約定す
一月二十九日 露西亞皇帝秘露國船「マリヤルツ」清民強買の事件を審判して神奈川縣令の判決を是認す」(是より先き「マリヤルツ」船体修繕のため横濱に進出し碇泊中船長と清國船客との間に争端を起し

神奈川縣令に出訴したり縣令大江卓其願末を糺彈し船長の清國人を強買するの所業たるを認め判決して被告即ち清國人の勝訴と爲す原告之に服せず後終に彼我兩國々際の問題となり露西亞皇帝の裁判を仰くことに決す茲に至りて是の判決あり)

六月九日 從五位外務大丞森有禮を外務少輔に任す

八月十七日 清國天津に領事館を創置し牛莊を兼轄せしむ」二十二日露國と樺太千島交換條約の批准書を交換し又樺太千島交換條約附録を訂約す(樺太島は本國と露西亞國の間に介在し其所屬明確ならず故に我政府特命全權公使榎本武揚に訓令し彼政府と協議せしむ武揚任に赴くや開談數回互に其宜しきを取り是年五月七日を以て終に彼に屬する所のクリル十八島を我に樺太全島を彼に讓與するの條約を議定し是に至りて批准書を交換せり)

十月十日 布哇國に領事館を創置す」二十九日在上海領事をして同所郵便局總裁を兼ねしむ

十一月十日 正五位外務少輔森有禮を特命全權公使に任し清國に駐在せしめ從四位特命全權公使鮫島尙信を外務大輔に任す

明治九年(西曆千八百七十六年)

二月八日 日米間郵便追加條約を締結す」(後同年三月三十一日批准)」二十六日朝鮮國と條約を締結す」(是より先き維新の際太政權古万機親裁の事を朝鮮政府に報告し舊交を尋かんことを通牒す該政府對へす後我軍艦彼國江華灣に至る彼我軍艦に發砲し頗る粗暴の舉あり故に我政府特に參議兼開拓長官黒田清隆を特命全權辦理大臣に任し議官井上馨を副大臣とし兵艦數隻を率ゐ戒嚴以て江華に至り朝鮮國の大官申慮其副官尹滋承と會同し開談辨論終に其局を終へり是に至りて修好條規を締結す)
三月十日 清國牛莊に領事を置く」(是より先き天津領事をして牛莊を兼轄せしむ是に於て天津領事の兼轄を解き米國領事に兼務を命ず)

四月一日 露哥薩港及英國倫敦に領事館を創置す」十四日本省職制章程ヲ太政官ヨリ交付ス、其職制章程を太政官より交付せしは之を以て始とす

五月九日 伊國羅馬に領事館を創置す」十七日清國芝罘に領事館を創置す

六月一日 朝鮮の修信使金綺秀參朝謁見を許さる是れ維新後朝鮮の使節來朝の始なり」十二日露領浦潮徳に貿易事務館を置く八月二十四日朝鮮國と修好條規附錄並に通商章程を締結し併せて灣民處分規則を改正す

十月三十一日 朝鮮釜山に管理官を置く

明治十年(西曆千八百七十七年)

一月(日不詳) 白耳義國比律悉に領事館を創置す

二月一日 外客應接所の燧爐より出火し本廳悉く焼失す(是日午後一時出火す時執務の時間なるを以て官吏皆在廳す故に力めて書類の焼失散佚を防ぎ各國の條約書及記録藏書の類一も烏有に屬せしものなく倉庫並に別宇の廳舎灰燼を免かれ構外亦延焼なし)二月工部省舊電信寮の跡を以て假省と爲し事務を施行せり

四月四日 延邊館を以て假に本省と爲し移轉す

九月十日 從五位外務大丞花房義實に代理公使を兼ねしめ朝鮮國に派遣す

明治十一年(西曆千八百七十八年)

一月十二日 從四位外務大輔鮫島尙信を特命全權公使に任じ佛國巴里に在勤せしめ白耳義國公使を兼ねしむ

三月八日 伊太利國ナポルに領事館を創設す

四月十八日 從四位勳一等陸軍中將西郷從道に特命全權公使を兼ねしめ伊國駐在を命す(未だ任に赴

かず同年五月二十四日免せらる)

五月二十三日 伊太利國米蘭に領事館を創置し羅馬の領事館を廢す

六月二十七日 從四位勳二等特命全權公使森有禮を外務大輔に任す

七月二十五日 日米間現存條約中或る箇條を改定し兩國の通商を増進するため締結せし條約に調印す(是年四月八日批准書を交換す)

十月三日 遣外使臣の職制を定む」特命全權大使、特命全權公使、辨理公使、代理公使、臨時代理公使を實際主任の官とし書記官を補佐書記の官とし書記生以下は之に次ぎ共に其附屬官とす」八日領事官の職任を定む(領事官は貿易工業上に於て我人民の權利を保護し任國政府の認可を得法律及條約に従ひ其事務を執行するものとす)

明治十二年(西曆千八百七十九年)

二月十日 英領新嘉坡領事館を創設す

三月八日 從四位議官穴戸璣を特命全權公使に任じ清國に在勤せしむ」十四日代理公使花房義實を朝鮮に派し元山、仁川開港のことを協議せしむ」十五日本省を麹町區寶田町舊太政官跡へ移轉す(同月十七日より事務を執行す)是年三四月の交外國貴賓の來航するものあり延邊館を以て貴賓の逗留館と定む茲に於て本省移轉す

七月十三日 朝鮮國元山津開港の豫約を決定す

九月十日 正四位勳一等參議兼外務卿寺島宗則を文部卿に任じ從四位勳一等參議兼工部卿井上馨を外務卿に任す

十月四日 白耳義國アンウエルス及英領メルボルンに領事館を創設す」十日在日本英國郵便局閉鎖の件を約定す

十一月六日 從四位勳二等外務大輔森有禮を特命全權公使に任じ英國に在勤せしめ從四位勳二等外務省二等出仕榎本武揚を外務大輔に從四位勳三等特命全權公使上野景範を外務少輔に任す
十二月十五日 長崎遊歩規程取扱の件を決定す

明治十三年(西曆千八百八十年)

一月二十八日 朝鮮國元山津の開港を布告せらる

二月二十一日 在朝鮮國釜山の管理官を廢して領事館と爲し又元山津に領事館を創置す」二十八日從四位勳二等外務大輔榎本武揚を海軍卿に任じ從四位勳三等外務少輔上野景範を外務大輔に任す工部大書記官芳川顯正を外務少輔に任す

三月八日 從四位外務省御用掛長岡護美從三位同鍋島直大正五位勳二等陸軍少將井田讓正四位勳二等元老院議官柳原前光を特命全權公使に任じ護美を關國に直大を伊國に讓を墺國に前光を露國に駐在せしむ」十六日朝鮮國釜山元山に創て警部巡查を駐在せしむ

四月十七日 朝鮮京城に公使館を創設し從五位勳四等代理公花房義質を辦理公使に任じ京城に駐在せしむ」是月獨逸國伯林に領事館を創設す

五月二十五日 墺地利國トリエントに領事館を創置す

六月三十日 清國厦門の領事館を廢して上海領事館の管轄と爲す

九月三十日 伊國ヴェニスに領事館を再置す

十月四日 佛蘭西國巴里に領事館を創設す

十二月四日 從四位特命全權公使鮫島尙信任所佛國公使館に於て病に罹りて卒す」二十八日英領新嘉坡の領事館を廢す

明治十四年(西曆千八百八十一年)

三月二十五日 特命全權公使柳原前光を全權大使と爲し露國皇帝アレキサンドル二世の葬儀に參會せしむ

七月十一日 本省を霞ヶ關新築に移す(是より先き明治十年二月本省焼失同十一年十月工を起し是に至りて經營全く功を竣す)二十日從四位特命全權公使井田讓の墺國在勤を免じ佛國に駐在せしむ

八月五日 佛蘭西國巴里の領事館を廢す(是より先き明治十三年十月領事館創置の令あり未だ領事を派するに至らず是に至て廢館となる)

十月二十一日 正五位外務少輔芳川顯正工部少輔に轉任し正五位外務省三等出仕鹽田三郎其後任を襲ふ

明治十五年(西曆千八百八十二年)

一月二十五日 條約改正の豫議會を本省に開く」(各國政府委員の會する者十四人即ち本邦政府の委員外務卿井上馨、副委員外務少輔鹽田三郎、露西亞國政府の委員特命全權公使ド、スツルツェ日耳曼國政府の委員特命全權公使フォン、アイゼンデッヘル、同第二委員領事ザツペー、貌利太亞國政府の委員特命公使サー、ハレー、エス、バークス、白耳義國政府の委員特別全權公使シ、ド、ロート、佛蘭西國政府の委員特命全權公使ギョイヨーム、ド、ロケット、墺地利國政府の委員辦理公使ゼ、シ、ブアリエー、ホッフ、ル、フォン、ホフマンフェルス、和蘭國瑞典諸威及丁抹國政府の委員辦理公使ファン、デル、ボット、西班牙國政府ノ委員代理公使ゼ、ジブアリエードン、ルイスデル、カステイロ、イ、トリゲロス、亞米利加合衆國政府の委員特命全權公使ジョン、エ、ピンガム、葡葡國政府の委員特命全權公使ドム、ジョアキム、ジョセ、ダローザ伊太利國政府の委員特命全權公使ゼ、シヴァリエー、イ、マルマイン、ランシアレス、とす其開會の主意たる現今條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議のためにして會議の數十六回を重ね同年七月二十七日に至りて全く議事を決了せり)

三月二十日 正二位勳二等議官淺野長勳を特命全權公使に任し伊國に在勤せしむ
 四月十九日 朝鮮國仁川に領事館を創置す
 七月六日 從四位勳三等外務大輔上野景範を特命全權公使に任し埃國に駐在せしむ
 七日從四位勳二等特命全權公使吉田清成を外務大輔に任す
 十二日貿易事務官の俸給を定む
 (貿易事務官は露領浦潮斯德に置く蓋し該官の特設の官職にして當時本省の職制中に載せず然れども勤務上に於て領事と異なる所なし故に其俸給を定む)
 十三日正四位勳一等元老院議長寺島宗則を特命全權公使に任し米國に駐在せしむ

八月十二日 清國駐在從四位特命全權公使穴戸璣の職を免し從四位勳二等海軍卿榎本武揚を特命全權公使に任し其後任を襲かしむ
 三十日從五位勳四等辦理公使花房義質朝鮮仁川に於て亂民事件商辦の條單及修好條規續約を締結ス
 (明治十五年七月二十三日朝鮮の亂民黨をなし我公使館を襲ふ公使其支ふへからざるを知り館員二十八人を率ゐる正門を出て敵數十人を斃し血路を開きて王宮に赴かんとす既にして南大門に至れば鐵扉嚴鎖外より開くを得ず是に至りて公使意を決して仁川に至る亂民追撃府兵亦亂民に屬す公使等踊躍奮進濟物浦に到り小舟に得て海上に浮ひ終に歸國のことに決す會々英國測量船飛魚號の南陽灣にあるを認む即ち國旗を竿頭に掲げ目標とす船近づくに及びて船長國旗を認め小蒸汽船を卸ろし乗せて本船に移らしめ直に錨を拔て長崎に達す是に於て即時東京に電報を發し事變の概略を稟す本省の此報に接するや外務卿井上馨山口縣赤間關に出張し直に花房公使に訓令し再び京城に赴かしむ公使八月十日馬關を發し同十六日京城に達す同二十日國王に進謁し承命辦事の主題を面陳し三日を期し決答あらんことを約す其二日に至り領議政書を寄せて曰く別に王命あり他處に赴任す本件は歸來の後之を議せんとすと公使其邦交を蔑視し使命を辱めらるゝを怒り奏章一本を作り國王に呈し袂を揮て京城を發し濟物浦に到り乗船す領議政書を致して止め重ねて商辦の地を爲すを望むの情あり

依て兩日間船を停め其來議を待つ是に於て國王更に李裕元、金宏集を正副全權大臣と爲し船に就きて事を議せしむ二十八、二十九の兩日にして商辦全く了る是に至りて其條約に蓋印し同年十月三十一日其批准書を交換す

十一月六日 正五位勳四等外務大書記官竹添進一郎を辦理公使に任し朝鮮に駐在せしむ
 十二月七日 獨逸國ハンボルクに領事館を創置す
 二十日從二位勳三等參事院議官蜂須賀茂韶を特命全權公使に任し佛國に駐在せしめ西班牙、葡萄牙及瑞西の公使を兼ねしむ

明治十六年(西曆千八百八十三年)
 二月六日 佛國馬耳塞の領事館を廢す
 廿六日伊國メシーヌに領事館を創設す

三月三日 從五位勳二等外務省三等出仕花房義質を特命全權公使に任し露國に駐在せしむ
 四月十九日 亞米利加合衆國政府より下の關償金を返還す
 (文久三年五月十日夜(西曆千八百六十三年六月二十五日)米國船長門國府中沖碇船の際毛利家の軍艦より發砲し又佛蘭西荷蘭の船船内瀬戸通航の際下の關より發砲し又續きて米國軍艦を砲撃せり故を以て米、蘭、英、佛、の四公使其非理暴舉を咎め幕府に迫る元治元年九月二十一日協議全く就り取極書四ヶ條を約し償金として三百万弗を四ヶ國に分與す然るに米國に於ては實際の友誼を彰表するため會て償収する所の金額返還の事遂に議院の可決する所となり該政府は同地駐在本邦公使を経て返還せり)

明治十七年(西曆千八百八十四年)
 二月四日 外務書記生の公使館に駐在する者は特に奏任官に准せらる(蓋し在外公使館ハ外國の特禮を受く故に在勤中奏任に准せらる)

三月一日 正五位勳二等外務少輔鹽田三郎參事議官に轉任す
 四月七日 佛國里昂に領事館を創置す
 三十日清國厦門に領事館を再置す
 是月和蘭國海牙の領事館

を廢す

五月七日 從四位司法大輔河瀬眞孝を特命全權公使に任し英國に駐在せしむ」十四日從四位勳三等文務少輔九鬼隆一、正四位勳二等參事院議官田中不二麿を特命全權公使に任し陸一をして米國に不二麿をして伊國に駐在せしむ

十月二十八日 台灣封鎖の件を告示す（本邦駐劄佛蘭西國特命全權公使モンキウツツより十月十九日附を以て同國水師提督クルペーは其本國政府より清國臺灣島を封鎖すへき命を受けし旨並に是日二十三日附を以て同國水師提督クルペーは臺灣の比部に在る諸港の封鎖を本月二十三日より實行し該港内に在る同國と和親の各國船舶は其積荷を完了し該嶋を退去するため三日間の猶豫を與へし旨我政府に通知せり故に茲に之を告示す）三十日朝鮮京城に領事館を創置す

十二月十一日 從二位勳一等伯爵參議兼外務卿井上馨を特命全權大使に任し朝鮮國に派遣す（明治十七年十二月四日朝鮮京城郵政局開業の日暴擧を企つる者あり火を近傍の家屋に放て大臣閔泳翊を傷け其災延いて王宮に及ぶ我辦理公使竹添進一郎國王の請により兵を率ゐて王宮を護衛す同六日清兵韓兵と共に王宮を襲ふ我兵擊て之を退く後國王王大妃に侍することを欲し後門の外に出つ茲に於て公使兵を率ゐて公館に歸る是より先き清韓の兵我公館に迫る我兵又擊て之を退く敵又我南山の營を燒き其糧食を掠む公使乃ち意を決して仁川に退き急を本邦に報す是に至りて大使を派し其事を處辨せしむ）

明治十八年（西曆千八百八十五年）

一月十九日 特派全權大使井上馨朝鮮より歸る（大使の朝鮮に到るや朝鮮政府金宏集を全權大臣に任し政府に於て大使と對話せしむ一月七日八日の兩日を以て談判を決了し兩國の交際を安定するを得たり同九日條約書に調印し同十一日京城を發し是日歸朝す）

二月四日 正三位勳三等參事院議官侯爵西園寺公望を特命全權公使に任し奧國に駐在せしむ」二十四

日從二位勳一等參議兼宮内大臣伯爵伊藤博文を特派全權大使に任し清國に派遣す（明治十七年十二月朝鮮京城の變延いて日清兩國の交渉に及ぶ故に大使を清國に派して之を商辨するに決す是に至て此命あり）

三月二十六日 朝鮮京城に變亂の際損害を被りし財産額等届出の儀を告示す

四月十五日 從五位勳五等外務大書記官中村博愛を辦理公使に任し關國に駐在せしむ」二十四日露領浦潮斯德港入口の諸海峡に水雷火設置に付き露國海軍士官の先導にあらされは入峽を許さる旨本邦駐劄の露國公使の通知に接す故に之を告示す」廿八日特派大使伊藤博文清國より歸朝す（大使の清國に到るや清國政府は既に直隸總督李鴻章に談判の任を委せり大使一旦北京に入り國書を奉し再び天津に到り開談す五月三日より同十五日に至り商議六回兩國交渉の事件を安定するを得たり同十八日約書に書押す）

五月四日 朝鮮國漢城を開市場と定むる旨告示す」七日噸數證書を所有する日本船舶は英國版圖内の諸港に於て測量を要せざる旨告示す

六月三十日 辦理公使竹添進一郎の朝鮮在勤を免す

九月五日 朝鮮國官民に於て政府及官署の名を以て我人民と條約を訂立するも總理衙門の蓋印するにあらされは私約と見做す旨告示す」二十六日從四位勳三等農商務大輔子爵品川彌次郎を特命全權公使に任し獨國に駐在せしむ是日從四位勳二等外務大輔吉田清成農商務大輔に轉任す

十月二十日 万国「メートル」條約に加入す」是月英領「ホバルト」及清國漢口に領事館を創置す

十二月五日 正二位勳三等特命全權公使侯爵蜂須賀茂昭を特派大使として西班牙國皇帝アルフォンソ二世の葬儀に參會せしむ」十日從四位勳二等特命全權公使青木周藏を外務大輔に任す」二十二日從二位勳一等伯爵井上馨を外務大臣に任す

明治十九年(西曆千八百八十六年)

一月二十八日 布哇國移住民條約を締結す

三月四日 從四位勳二等青木周藏を外務次官に任す

四月二十九日 日米間犯罪人引渡條約を締結す

五月一日 條約改正會議を本省に開設す

本會は明治十五年の豫議會に於て創設したる條約改正の事業を完結するの目的を以て開會するものにして各國政府全權を附與して本會に參列したる委員は左の如し

日本

佛蘭西

澳地利

大不列顛

伊太利

白耳義

亞米利加合衆國

獨逸

和蘭瑞典諾威丁抹

西班牙

葡萄牙

露西亞

瑞西聯合

外務 大臣 伯爵 井上 馨 及 外務次官 子爵 青木周藏
特命全權公使

ゼー、ア、シエンキウウキツ

コント、チャールス、ザルスキ

サー、フランシス、ブランケット

レナート、マルチノ

ヂョルヂ、ナイト

リチャルド、ビ、ハッバルト

フオン、ホルレーベン及總領事サツペ

イ、イ、ファンデル、ボット

ジョゼ、デラヴァット

ジョゼ、シルヴァ、ルレーロ

ゼグイッチ
ア、ウオルフ

布哇

せり

六月五日

西德二郎

明治二十年

一月六日

三月二十四日

五月四日

六月四日

西園寺公望

七月九日

八月五日

九月十七日

二十六日

明治二十一年

西曆千八百八十八年

第五章

外交

百二十九

辦理公使

アルウヒン

右開會七月十八日に至り議事を重ねる二十七回殆ど結了せんとするに當り事故のために會議を中止せり

六月五日 瑞西國ゼキークに於て締結せし赤十字社條約に加盟す三十日從五位非職太政官大記書官西德二郎を特命全權公使に任し露國に駐在せしめ瑞典諾威の公使を兼ねしむ

一月六日 露國駐在特命全權公使花房義質の在勤を免す

三月二十四日 清國福州に領事館を再置す二十八日清國廈門の領事館を廢す

五月四日 正五位勳三等公使館參事官伯爵田氏共を辦理公使に任す

六月四日 獨逸駐在特命全權公使子爵品川彌次郎宮中顧問官に轉任す是日埃地利駐在特命全權公使侯爵西園寺公望其後任を襲ふ又伊太利駐在特命全權公使子爵田中不二麿に佛國駐在を命し正五位勳三等

辦理公使伯爵田氏共を特命全權公使に昇任し澳地利に駐在せしむ

七月九日 辦理公使侯爵德川敬篤を特命全權公使に昇任し伊國に駐在せしむ十六日葡萄牙政府は從

來日本各所に在る二等領事館ヲ廢シ更ニ副領事館ヲ設置スル同國公使館の通牒に接し之を告示す

八月五日 朝鮮國漂民經費償還法の内原主に屬する償還手續の省令を發す六日從五位勳五等外務省

記録局長近藤真鋤を代理公使に任し朝鮮國に駐在せしむ

九月十七日 從二位勳一等外務大臣伯爵井上馨宮中顧問官に轉任す是日從二位勳一等内閣總理大臣伯

爵伊藤博文を兼臨時外務大臣に任す

二十六日 暹羅國と修好通商の宣言を約定す

明治二十一年(西曆千八百八十八年)

二月一日 從二位勳一等伯爵伊藤博文の兼臨時外務大臣を免し正三位勳一等大隈重信を外務大臣に任す
 十日米國駐在特命全權公使九鬼隆一の在勤を免し從四位特命全權公使陸奥宗光を米國に駐在せしむ
 五月二十八日 佛國馬耳塞及英領新嘉坡に領事館を再置し又英國リヴァプール、獨逸國ブレーメン及清國廣東、西班牙領マニラニ領事館を創設す
 十月二十四日 清國並に朝鮮國駐在領事裁判の規則を公布す（從來清韓兩國の領事は其場所により殊に判事を兼任せしめ其區内の裁判事務を取扱はしめたり是に至りて其制を改め兩國駐在の領事は其職權上裁判權を有するに至れり）

○在外公館創立表

公使館	創立年月	領事館	創立年月
佛國巴黎	明治三年閏十月	米國桑港	慶應三年九月
獨國柏林	全	清國上海	明治五年二月
米國華盛頓	全	英領香港	全年九月
英國倫敦	五年四月	米國紐約	六年二月
伊國羅馬	六年一月	佛國馬耳塞	七年三月
澳國維多利亞	全	蘭國海牙	全
魯國聖彼得堡	全年二月	清國廈門	全年四月
清國北京	全年十一月		
蘭國海牙	十三年三月		

其後明治廿年井上伯が外務大臣たりし頃には十ヶ國に公使を派出して十七ヶ國を兼務し（支那は米英に各一人歐洲に一人の公使を置くのみ）又三十五ヶ所に領事（外に名譽領事あり）を置きたり。在外公館の費用年々凡そ六十餘萬圓あり

○各國條約年月地名全權一覽表

國名	年	月	地名	日本全權	外國全權
米國	假	一八五一年六月十九日	江戸	下田奉行井上信濃守外國奉行岩瀨肥後守	總領事タウンセント、ハルリス
	本	一八六〇年四月十二日	華盛頓	外國奉行新見豐前守村垣淡路守小栗豐後守	國務卿レウ井スカスト
	假	一八五一年七月十一日	江戸	外國奉行永井玄蕃頭岡部駿河守岩瀨肥後守	全理事官ヤンヘン、トリッキ、ドンクルギエルニコス
荷蘭	本	一八六〇年三月一日	全	全	全
	假	一八五一年七月十一日	全	永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀨肥後守津田半三郎	貴族エフミウス、フイチ、アイチン、
魯西亞	本	一八五九年八月八日	全	村垣淡路守	ゴシキリウイチ。箱館領事カウシセルオフエル
	假	一八五一年七月十八日	全	外國奉行水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀨肥後守津田半三郎	エルシン、エン、キンカル
英吉利	本	一八五九年七月十一日	全	水野筑後守	ルゼルホルト、アルコ

佛蘭西	葡萄牙	孛漏生	獨逸北	瑞西	白耳義
假 一八五八年九月九日 本 一八五九年八月廿八日 假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日	假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日	假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日	假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日	假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日	假 一八六〇年八月十七日 本 一八六二年四月八日 假 一八六一年一月十四日 本 一八六四年一月廿三日 假 一八六九年二月廿一日 本 一八六九年十月十七日 假 一八六四年二月六日 本 一八六五年五月十四日 假 一八六六年八月十一日 本 一八六七年九月十三日
全	全	全	全	全	全
水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守野々山鉦藏	外國奉行酒井隱岐守	外國奉行溝口讚岐守酒井隱岐守松平次郎兵衛	外國奉行竹本隼人正	村垣淡路守竹本圖書頭黒川左中	外國奉行田村肥後守
外國官副知事東久世中將判事寺島陶藏井關齋右衛門	外務卿澤宣嘉大輔寺島宗則	神奈川奉行竹本甲斐守外國奉行菊地伊豫守星野金吾	星野備中守	菊地伊豫守星野備中守大久保筑後守	外國奉行石野筑前守
全權公使バロン、グロス	ジェルヘツスドベルリコ	イシドーロー、ラフォンヌ、キユマレイス	理事官兼領事エドワードクラルク	カラ、ツライレンブル	レフユエス
ホン、ブランド	アイメ、ヒュンベルト	總領事兼理事官ロドルヒ	リンドウ	總領事オウギユステ、ト、キント	全

伊太利	丁抹	那威	西班牙	澳地利	布哇
假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日	假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日	假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日	假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日	假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日	假 一八六六年八月廿五日 本 一八六七年十月三十一日 假 一八六七年一月十二日 本 一八六七年九月四日 假 一八六七年九月廿七日 本 一八七〇年十一月廿八日 假 一八六八年十一月十二日 本 一八七〇年三月八日 假 一八七〇年四月一日 本 一八七二年一月十二日 假 一八七二年九月十四日 本 一八七二年十月十八日 假 一八七四年七月四日 本 一八七一年八月十八日
全	全	全	全	全	全
外國奉行柴田日向守朝比奈甲斐守牛込忠左衛門	石野筑前守	柴田日向守粟本安藝守大久保帶刀	石川河内守	東久世中將寺島陶藏井關齋右衛門	澤宣嘉寺島宗則
澤宣嘉寺島宗則	東久世中將寺島陶藏井關齋右衛門	澤宣嘉寺島宗則	澤宣嘉寺島宗則	澤宣嘉寺島宗則	外務卿副島種臣寺島宗則
ウヰクトル、アルミンヨ	特命全權公使コントデラ	荷蘭理事官兼總領事フアン、ボルスブルック	全	エフヒーファンタルフー	支那駐在公使ガルシヤ、
フネブリシヨロトリケイ	トムギユス	海軍少將兼全權公使アン	トニー、ベツツ	代理公使エツチガリス	全權公使チャールス、イ、
デロング	全	全	全	全	全

支那	秘露	朝鮮	暹羅	墨西哥
假 明治四十年七月廿九日 同 明治十一年七月廿九日 本 明治六十年四月卅一日 同 明治十二年三月一日	假 明治六十年八月廿一日 同 明治三十二年八月廿一日 本 明治八十年五月卅一日 同 明治八十五年五月卅一日	明治九年二月廿六日 開國四百八十五年丙子二月二日	宣 明治廿一年一月廿七日	假 明治廿一年十一月卅日 同 明治廿八年五月卅日 本 明治廿二年 同 明治廿九年
天津	東京	江華	東京	華盛頓
欽差全權大臣伊達宗城	外務卿副島種臣	外務卿寺島宗則	辦理大臣黒田清隆 副大臣井上馨	在米全權公使陸奥宗光
欽差大臣李鴻章	全權公使オレリオ、カ ルシヤ、ワイ、ガルシヤ、 代理公使ドクトルフエデ リコユルモール	判中樞府事申樞 都府副總官尹滋承	全權大使フングス	在米全權公使マチアスロ メロ

計廿一ヶ國(瑞典那威及び澳地利匈牙利を各一國として算す)

○外國人旅行免狀ノ表面ニ記載セル内地旅行規程

一内地に旅行する外國人は總て各地方の規則に遵依すべし

- 一此免狀の日附より三十日間に必ず出立すべし
- 一本文旅行日限を定むると雖も途中事故ありて期限中に歸着する能はざる外國人は豫め郵便を以て其國公使を経て其事故を外務省へ申立べし
- 一此免狀返納期限は歸着の日より五日以内たるべし尤長崎函館等の遠方より出立して元地に歸着する外國人は其國公使を経て三十日以内に遞送すべし
- 一旅行中止宿所に於て必ず其宿主に此免狀を示し止宿を請ふべし尤途中と雖も雖遷卒又は區戸長より免狀の檢査を請ふ時は必ず此免狀を示すべし如何なる事故を以て話柄とあすとも之を示さざる外國人は差押の處分を受くべし
- 一此免狀は一人一己の用をなし他人へ貸し與ふを許さず
- 一此免狀を受けて内地を旅行する外國人と雖各地方に於て日本人民と賣買取引及び諸約定を爲すを許さず
- 一此免狀によつて旅行する外國人内地にて日本人民の屋宅を賃借し又寄留するを許さず
- 一旅行中事故ありて半途より歸着し猶行盡さざる殘り場所へ旅行せんと欲する外國人は假令許可せる場所と雖一旦免狀返納致し更に旅行の許可を受くべし
- 一本文並に此指令中掲載せる條例を犯したる外國人は外務省より一々其保證したる公使へ告訴すべし

〔參照〕

○外交條約の承認及び廢棄に關する各國憲法中の規程

獨逸憲法十一條

皇帝は帝國を代表し帝國の名義を以て戰を宣べ和を講じ外國と同盟し及び其他の條約を結び國使を派出し及び外國の使節を受く○外國より聯邦の領地及び其海岸を侵襲する時を除き帝國の名義を以て戰を宣ふるには上院の承認を要す外國條約は此の憲法の第四條に掲ぐる帝國立法の事件に適合したる者は之を締結する爲めに上院の承認を得るを要す又其の條約に効用おらしむるが爲めに下院の承認を要す

普魯西亞憲法四十八條

國王は戰を宣べ和を講じ外國との諸條約に署名す○貿易諸條約及び一國若しくは國民の負擔を生ずべき諸條約の兩院の承認を得て始めて施行すべき者とす

奧地利憲法四編第六條

皇帝は國事の條約を結ぶ○貿易條約及帝國の全部若しくは局部の負擔或は國民の義務を生ずべき條約を確定する爲め帝國議會の承認を要す○十一條に帝國議會の權利を示し其の第一項に貿易條約及び帝國全部の負擔を生じ及び國民に課税を命じ又帝國議會の代理する王國及び所屬の疆域の變更を致すべき國事條約の檢査及び可決とあり

白耳義憲法六十八條

國王は海陸軍を指揮し戰を宣告し平和、聯合及び貿易條約を結ぶ○貿易條約及び國財を費やすべき條約若しくは國民に關係すべき條約の兩院の承認を得るに非ざれば其の効力なし

又葡萄牙憲法第七十五條に行政權の首長たる國王の職掌を示し其の第八項に攻戰同盟條約防禦條約扶助金條約及び貿易條約を結ぶ事但し一國治安の爲めに要する時は該條約を取結び之を國會に通知す○平和の時に取結ぶ條約の王國の土地又は所屬地の讓與若しくは其の境界の變易に關する者は國會の承認を得るの後に非ざれば執行すべからずとありしが其後増補法例第十條に於て凡そ政府に於て外國を取

結ぶべき諸條約は之を批准する前に密會を開き國會の承認を得べしとの明文を掲げり而して伊太利の憲法にては國益及び國安に關する條約は豫め兩院に報知し且其理由を附すべし○國財を費し若しくは國疆の變改に關する條約は兩院の承認を得るに非ざれば其の効力なしとあり西班牙の憲法にては國王の攻戰同盟條約貿易條約及び外國に扶助金を給する契約を准定するには特別の法律に依らざるべからざることを示せり此外歐洲立憲諸國の憲法に掲ぐる所は概ね大同小異なり

○條約の承認及び廢棄に關する各家の説

「一たび締結したる條約の自國に不利益なるを以て其の關係ある外國と改正の協議を開き能く自ら目的を達する者おらざるなり現行の條約の遵守すべからざるを知らば斷然と之を廢棄するに在るのみ」是れ有名なる露國の將軍イグナチーフの言にして前年我邦より條約改正の議を諸條約國に通知したる時に下だしたる冷評なりと聞く期限を確定せずして締結したる條約にても一方の邦國に於て形勢事情の全く變化したることを證明して之を變更するを得るは公法學士の概ね一致する所なりブルンチー氏は其の國際法に於て條約は一方の條約國が廢棄を通知するに由り消滅する場合に二あるを論じ事情に由り廢棄權の生ぜしむを以て其の一と爲し且つ之を解釋して曰く國際條約は現在及び未來の人民の安寧に關する者なり而して現在の人間は未來にある國民に向ふて永遠の義務を負はしむるを得ざるを以て當然とす假令へ現在にある一國の代表者の宣言に因り未來の國民に向ふて義務を負はしむるを得るにもせよ其の代理權は決して絶對的の者に非ざることを知るべし條約を以て永久不變なる者と思惟するは不當なり條約は憲法と同じく人類及び國民の自然の發達に従ふを以て當然とす又曰く條約上義務の條件及び公認と承認とを問はず其の基礎となりたる實際の情況をして時日の經過に従ひ大に變化を生せしめ條約上の義務を盡さんとすれば却つて自然の道理に適せざるときは其の條約の義務は自然

に消滅する者なりと而して氏は之を例ふるに共和政治若くは君主政治を以て基礎と爲して取結びたる條約の其政治の甲若くは乙に變化したる時に於て之を無効と爲すを得るとを以てせり又曰く其の條約の規定は必要なる一國制度の發達と併立するを得ず及び必要なる民法の變更に適當せざるに至る時は其の國に於て此の條約を廢棄するを得べしと又ヘンツェル氏は其の現時歐洲列國法に於て論じて曰く條約の締結後に或る事情の發生して爾後繼續し爲めに義務の履行上に種々の差支を惹起し殊に其義務は條約國の其の國に對する義務と相衝突し又は人民の權利及び安寧及び他の邦國の權利と相衝突する時は國際條約を廢棄するを妨げざるありと有名なる公法學士の論ずる所は此の如し或る必要を生出したる時は無期限ある條約すらも一方より之を廢棄して敢て公法上の通義に背違する者に非らざることを證明するに足れり

クリニベル氏は國際條約の廢棄に反對するの論者なり然れども條約に其の期限を定むる者に限りては其の廢棄權あることを承認する者の如し

ワツナル氏曰く其國の不利益を生ずると云ふ口實のみにては未だ條約を無効ならしむべからず一國を亡滅せしむべき條約に至つて之れを無効と爲すべし是れ一國の主權者は外國に對し其國を亡滅すべき義務を負ふべき權力を有せざればなり

ハレック氏曰く條約上に其の義務の永續すべきことを明記するとも一方に於て獨立國の體面を失ふべき又は内部の制度に變更あり其の條約を適用すべからざるに至るときは其の義務の消滅に就くは勿論なり

ヘンター氏曰く國民の權利及び安全に撞着する條約は政府に於て之を廢棄するも不可なるよし

○法典編纂の業を外國人に委任したる例

法典編纂の業を外國人に委任したるの例は立法史上極めて稀なる顯象と云はざるを得ず一千八百三十三年希臘に於て刑法治罪法を編纂するに當り政府は獨乙「ハ、リヤ」國の學士マウレル氏に托して之を起草せしめたり是れ殆ど立法史上唯一の例なるが如し然れども是れ歴史上の理由の存するありて單に外邦の學士を聘して法典を起草せしむる者と大に其事情を異にするものあり希臘は本と土留其の版圖に屬せしか一千八百三十年歐洲諸大國の保護により遂に回教政府の羈絆を脱して獨立國となり獨乙「ハ、リヤ」國のオット親王を迎へて王位に登らしめたり故に王は故國の學士に托して法典を起草せしめたる者の如し

モントチゴロ國民法は一千八百八十八年四月を以て發布し同年六月より之を實施したり此民法の魯國オデツサ大學の教授ボギシツク氏の立案に係る者にして亦是れ外人をして法典を立案せしめたるの一例あり然れども「モントチゴロ」國は其實魯西亞アレキサンドル帝の命を受けて「モントチゴロ」國の法典編纂に従事し其編纂入費も魯國政府に於て悉く之を辨したるは「モントネグロ」王ニコル第一世が民法發布の詔勅に於て之れを明言し且魯帝の優渥なる保護によりて法典編纂の大業を致すを得たるを感謝せり

埃及國に於て一千八百六十九年に發布せる裁判構成法は英、佛、獨、伊、墮、魯より各二人米國より一人埃及より二人の委員を選出し「カイロ」府に於て合議編纂せるものにして其他の諸法典も亦皆埃及の法律家と外國の法律家の協議編成せる者なりと云ふ是れ埃及は固と獨立國にあらずして歐洲諸國の保護國たるを以て勢ひ外國人と協議するの必要ありたるに由れるもの、如し

印度の訴訟法、刑法、治罪法、證據法、契約法、相續法等は皆英國の有名なる法律家マッコレー氏、マクレオツド氏、ミレット氏、ビーコック氏、メイソン氏、スチーブン氏等の立案に係りたるものなりと雖も印度は固と英國の藩屬なるを以て是れ亦外國人立案の法典と稱すべからず只當時立法の全權は英國人

に歸せしを以て法典の草案も英國人の手に成りたるものと云ふべきのみ(穂積法學博士)

○歸化人を官吏に任用する年限

智利	十年以上	那威	十年以上
ルーマニヤ	十年以上	和蘭	六年以上
英吉利	五年以上	露西亞	五年以上
白耳義	五年以上	佛蘭西	三年以上
希臘	三年以上	瑞典	三年以上
希臘	三年以上	ブラジル	二年以上
米合衆國	一年以上	コロンビヤ	一年以上
葡萄牙	一年以上		

○埃及混合裁判の要領

埃及政府が雇入るべき法官は先づ外國より其人物を指名す外國の指名する人物に非ざれば之を雇入るるに能はず其諸國より採用する人員の割合例せば佛國より何名英國より何名伊嶼よりは何名と國々より指名する人員をも定めあり是れ其名は埃及の法官あるも其實は諸外國より任命するに同じ故に埃及の外人法官の其實諸外國の代表者たるの實狀あり

死亡等に依て外人法官に缺員を生ずれば先きに之を指名せし國より復た其代人を指名するの契約なり
埃及には始審裁判控訴裁判の二種あり此諸裁判所皆外人法官ありて擬律事實向ながら之れを判決せし

む右諸裁判所の事務官も亦外人法官が之を任免するの權あり即ち裁判所附屬の書記其他役員の任免悉く皆外人法官の權内に在り

右諸裁判所の外人法官に過失あるに當り之を懲戒罷免するの權は控訴裁判所に在り而して同裁判所には外人法官多數を占むるが故に此法官不正の事あるも埃及政府は之を懲戒し之を罷免するの權力なく其權力は一に外人を以て組成せる控訴院に在り(廿年に中止せし我條約案を「ボアンナード」氏等が痛く非難せしは亦此と同一の事項に係る)

右諸裁判所の外人法官は埃及政府より勳章其他の恩惠恩賜を蒙るを許さず之を犯す者は即ち罷免せらる

此立合裁判の條約を廢止變革するには諸外國の承諾を要する者どす埃及政府は隨意に之を行ふを得ず

第六章 軍事 ○陸海軍備

今軍備の事を論述するに當り其觀察に便ならん爲め本編を四章に分ち第一陸海軍の制度第二軍備の目的及び適當の兵數如何第三陸軍と海軍の緩急及び軍費第四結論と爲し順序を逐ふて之を開陳すべし

(一)陸海軍の制度

我國陸海軍の編制及び組織は維新以來數回の變遷を経たり陸軍は最初舊幕府の制度に因りて専ら佛式を用ひ其後漸次に獨逸式に變せり又海軍は最初に英式を用ひ其後佛式を踏するに至れり現今の陸軍は常備軍後備軍國民軍の區分あり平時に五万四千人を備へ(其三分の一は年々新徴の兵あり)戰時に十三万四千人を徴し合計十八万八千人を得べし(廿二年末の調に現役五万四千二百餘人、豫備八万二千餘人、後備五万四千四百餘人あり)後備軍國民軍を合して交際戰時の用に供す可きものは大凡を廿万人に過ぎざるを知るへし陸軍に歩騎砲工輜重の五種あり十四年間の平均を見るに歩兵二万二千三百人砲兵千九百九十三人工兵八百二十六人輜重兵三百十八人騎兵二百七十九人にして之を近衛及び六師團に配布するの制度たり海軍は軍艦三十艘(廿四年春衆議院に於て戰艦に堪ふべき軍艦は何艘なりやとの間に對し政府委員は凡そ廿三艘而して本年中には嚴島千島松島の三艦出來上るべしと答へたり)乗組員五千五百人を備ふ而して之を五軍區に分てども鎮守府の設置は未だ三ヶ所(横須賀吳佐世保)に過ぎず又軍政上を見るに兵部省分れて陸海軍二省となりしより組織上幾多の改革を経て現今陸軍には參謀本部と監軍部あり陸軍省に對して鼎立すると恰も立法行政司法の三部の區分に於けるが如し蓋し參謀本部の専ら軍機に與る所なり而して歐洲諸國參謀部の例を案するに佛國に在りては内閣に屬せり英普諸國に在りても其權限は頗る重大とす之を設けずんば已まん既に之を必要とする以上は成るべく軍事上

有効のものたりしめざる可からず陸海軍は 天皇陛下の親しく統率したまふべきものなれば全く獨立して他の牽制を受けず他日政黨の勝敗によりて内閣の交迭を生ずるとも參謀本部の超然として其風潮外に立つことは余輩の最も希望する所なり前年陸海軍合同の參謀本部を設けたれども種々の事情あるを以て遂に其海軍部を分離するに至れり今日我國の參謀は果して十分の權力ある夫の英佛普の如くなるか吾輩は未だ之れを信せざるなり又監軍部は實際如何なる効を顯はしたるか或は云ふ長官たる人の權衡上より種々の弊害ありと然るに近時陸軍大臣の兼官を解さしは稍々改良の途に其の歩を進めしものならん

茲に參照として各國軍備一覽表を左に載す

各國軍備一覽

陸軍の部

國名	平		戰	
	士	官	士	官
日	一九、二九四	四七、一八三	四九、九七七	二、六五〇、〇〇〇
佛	二八、六四〇	七三、五二一	五四、一三、六五	二、五〇〇、〇〇〇
露			七三、六、八五八	二、一、九四、三、七
英			三〇、一、〇、四二	二、一、四九、六、六四
西			一、四、四、六、六四	九〇、五、六、一八
葡	二二八	三〇、〇〇〇	三〇、二、一、一八	四、〇、一、九〇
白		五〇、〇、九、九二		一、三、五、〇〇〇
義				一、〇、三、八、六〇

海軍の部

國名	人員		合計	艦			其他	合計
	士官	水兵		鐵甲	水雷	其他		
露西亞			六二,五〇〇	四	二九	一九五	三六八	
英吉利			五四,二六五	一一	一四〇	三三〇	二六〇	
佛蘭西			一五,五七三	二七	三三三	一〇五	二〇〇	
日耳曼			一五,五七三	一五	六五	五	一七五	
伊太利			一五,五七三	二七	三三三	一〇五	二〇〇	
荷蘭			八〇一九	一一	五〇	四九	一〇	
奧匈	七,五〇〇		八〇一九	一一	五〇	四九	一〇	
西班牙	二二,〇〇〇		二二,六七三	一四	一四	八〇	一〇三	
葡萄牙	二,四八〇		三,〇九六	一	五	四六	五三	
合計	二四,九八〇	二二,八五〇	四七,八三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

國名	人員	艦	其他	合計
希臘	三三五			三三五
意大利	一四,三五九			一四,三五九
英吉利	二七,七三九			二七,七三九
合計	四二,八三三			四二,八三三

〔二〕軍備の目的及び適當の兵數如何

國の軍備は幾許を以て能く敵を防ぎ得べきやと問ふに先づ其目的を定めざれば當局者も之が明答を爲すを得ざるへし現に廿二年中三浦梧樓氏の軍事未定稿を草するや軍事を論せんには先づ敵の所在を定むへしと云へり曾我祐準氏の如きも其の著書に依りて見れば兵員の多少に於て未だ確説なきか如し然れば我政府は國防策の如き最も重要な問題に就き已に一定の目的あり之に従ふて着々施設の歩を進むるかど云ふに未だ然かと云ふと能はざるなり夫の國防會議軍事參議官條岡發布以來議員たる將官の一回にても會議を爲したることは未だ余輩の耳に入らざるなり富津の砲臺觀音崎の砲臺は巨多の費用を抛ちて未だ完成せず其必要なる大砲すらも備らず海防費の献金は僅に一時を補綴するに過ぎざるに似たり吳佐世保兩鎮守府建築の費用は海軍公債の多分を占むれども未だ著るしき成績あるを見ず是れ或は國防の目的確定せずして區々の小施設を爲すか故に非らざるなきを得んや抑我國の軍備は内國の變亂に備ふる爲めか將た外國の入寇を防ぐ爲めか鎖國時代なれば兄弟艦に對するの戰爭なるを以て必ずしも深く軍備に就て憂慮を爲すを要せざるなり今や然らず時世一變して専ら外國の關係となれり兵制改革の論起り軍備擴張の說行はるゝものは決して國內の變亂に備ふる爲めには非らざるなり然れば外國とは何れの國を指すか其敵國の摸様によりて我か防禦の術も亦異ならざるを得ざるべし我々の第一に注目すべきは其一輩水を隔る支那にあり余輩の調査する所と某中將の著書によりて之を參考するに支那に於て陸軍の兵數は幾百万ありと誇張すれども其實は戰時の實用に供ふべ

きものは凡そ十万を超える能はず海軍は先年佛國と戦争以來頗る擴張したるに相違なしと雖も其軍艦を運用する者は概ね歐洲人なるを以て有事の日に於て外國に出征するとは太た覺束なし故に支那は決して侮る可らずと雖も亦大に恐るゝに足らざるなり獨り我々の寒心すべきは歐洲諸強國の東洋に向ふて呑噬を逞ましめんとするにあり然れども夫の絶西の地より多數の兵を我か東洋に動かすは最も其難んする所なり現に往年英佛連合兵の北京を攻るや其兵員數方に過ぐる能はず近年佛國兵の清國の南岸を襲ひし時も本國兵は僅々の數に止り餘はアルゼリー兵を以て之に充てたるにても之を知るべし蓋し遠く兵を東洋に出さんとすれば糧食器械等其費用の多きに堪へざるを以てなり故に歐洲兵の恐るべきは其多數なるに非らずして兵の精練なるにあり武器の銳利なるにあり果して然らば我國にて之に應ずるにも兵の精練と武器の銳利とを望まざる可らず是れ我々の我國の軍備に就き第一に注目すべき要點なり若し兵數の多寡如何を考ふるに人口比例を以てすれば固より歐洲各國に及ばざること殆んど一と九との割合に當ると雖も更に一方を顧みて財富の度よりして比例せば彼我非常の懸隔あり彼の富は我に十倍するを以て決して我兵數の鮮少なりと謂ふ可らざるなり國防の目的を確定せず我に對するもの形勢を視察せず財富の多少に一大懸隔あるを思考せず四面海を繞らす嶋國を以て疆土相接して何時に戦争の破裂すべきを知らざる歐洲大陸諸國の兵備を學ばんとするは余輩の決して賛成する能はざる所あり

(三)陸軍と海軍の緩急及び軍費

我國は四面皆海なるを以て大陸諸國の如く境土相接し不意に敵兵の侵入を受くる憂少なしと雖も一方より視れば事あるの日に當り軍艦出沒して何處に襲來するやを知る可らず山岳國內に連亘し敵兵の深く内地に侵入する爲めには不便なれども我か兵隊を召集し又は之を派遣するにも亦非常の困難あり其の地形たる此の如し然れば國防上には陸軍を先きにするべきか將た海軍を主とするべきかは今日の一

疑問あり或は曰く島國を守るに海軍を以てするは當然の事なり宜く海軍を先にして陸軍を後にすべし或は曰く海軍は我國の短所なり海上に於て熟練ある西洋の軍艦と戦ふは危険なり國防の策は陸軍に頼るに如かずと而して今日前者の説を賛成するもの其多數を占むるか如し此二説は互に一理なきに非ざれども其實は俱に極端に陥るを免れざるなり夫れ洋中に國するを以て専ら海軍の擴張にのみ從事すべしと云ふは如何ある論據に基づくか論者は動もすれば英國の力を海軍に致すを視るにより我地形の之と相似たるを以て海軍を盛大にするの必要あることを主張せり是は實際の事情を知らざるの論なり英國は全地球上に許多の殖民地を所有するに因り之を保護する爲に海軍を擴張するの必要あり我國の如きは然らず今日此の太平洋中に散布する群島の外には一も屬地と云ふべき者なし然れば環海を防禦するの外は別に許多の海軍を要せざるなり而して海軍は我國の長所にあらざる洋上に出て、戦ふときは熟練なる歐洲の軍艦に抵抗する能はざるを以て退いて陸軍に依頼すべしと謂ふは最も笑ふべきの論あり果して海上に戦ふを以て我か短所なりとなせば益々進んで其の熟練を得るの道を求めざる可らず東洋の戦争に於て毎に海軍に失敗する者は未だ十分の力を海軍に盡くす能はざるに因るなり余輩は夫の白哲人のみ堅艦巨船を以て海上に雄視するの特性あることを信せざる也國家のとは漸次に成功あるを期すべし一朝にして直ちに其目的を達するを望むべしからず今や我海軍は未だ歐洲諸國と對立の域に達せざるとて之を擴張するの道を講せず國防を以て一に陸軍に依頼せんとするは亦余輩の賛成する能はざる所あり

然れども余輩は今日に於て海陸軍費は必らず之を均一にすべしと謂ふに非ず之を均一にしたりとて海陸軍は必らず同一の進歩を見るべきに非ざるなり累年の平均に因り陸軍費と對比するに合計凡そ二千四百万圓にして陸軍費は其の全額の三分の二を占め海軍費は三分の一に當れり軍事を視察する者の説を聞くに我國の陸軍は假令ひ多少不完全なる所あるにもせよ近年に至つては著るしき進歩を爲し海軍

とは日と同ふして語るへからずと思ふに海軍を整頓するには許多の經費を要し一艘の軍艦に平均卅万圓以上の金を費せば今日の海軍費にては十分の擴張を望む可らずと謂ふものあるべけれども陸軍にても亦兵營被服給食等巨額の費用あり然るに其兩者の進歩に於て太しき甲乙ありとすれば余輩は獨り經費の一事にのみ注目すべからざるを知るなり現今海軍の艦數は三十艘あれども其の實戰の用に供すべきものハ僅に十艘に止ると聞く而して其乗組員の如きも其熟練經驗に於て毫も遺憾なしと謂ふべからず先年浪速艦の新造未だ日を経ざるに近海航行中暗礁に乗り上げて大破損を生じたることあり(時に皇太后陛下御乘御ありしと云)當時其近傍にありし漁師か危険々々と大呼して注意を加へたるに其の航路を轉せざりしと聞く此の一例を以てするも大に當局者の思慮を勞せざる可からざる者あるを知るなり維新以來廿餘年の間に於て海軍に費す所の金額は無慮一億万圓に下らず然るに其成績たる今日の如し大に内部の組織を改正するに非ざる以上は之に投するに何程の金額を以てするも我が國防の完全となるを望むへからざるなり

以上論ずる所を以て陸軍と海軍とは共に必要にして相並びて行はるべきものにして強めて其緩急を斷定するの要を見ざるを知るべし
更に進んで我國に於ける軍備の多寡を觀察する爲め先づ陸海軍費の比較表を左に掲げん

陸海軍費累年比較表

	陸軍費	海軍費	合計
十六年度決算	一一、四八〇、九八四	七、二五三、二二八	一八、七三四、二一二
十七年度決算	一〇、九七八、七三七	六、五〇八、四六三	一七、四八七、二〇〇
十八年度決算	九、六九二、〇六二	五、八二〇、一六四	一五、五一二、二二六

十九年度現計	一二、〇〇四、一〇七	八、九三六、二八七	二〇、九四〇、三九四
二十年現計	一一、八四二、五三九	一一、三二九、一七四	二三、一七一、七一三
廿一年度豫算	一一、〇五六、四七四	一一、三五六、五四九	二二、四一三、〇二三
廿二年度豫算	一一、三七〇、五一四	七、一五〇、二〇八	二〇、五二〇、七二二
廿三年度豫算	一一、七六八、五八二	一〇、七八二、〇五一	二四、五五〇、六三三

此表に據りて視るに明治十六年度以來海陸軍費は年々増加する傾向あり二十三年度を以て十六年度に比較すれば凡そ六百万圓を増加せり今二十三年度の海陸軍費を歳出の總計に割合せは全く二割九分九厘に當る之を各國に比較するに左の如し

(本表は大藏省主税局最近出版の財政参照表に基きて調査し日本は二十三年度の豫算に據る)

國名	陸海軍費合計	歳出ト割合
獨逸	九五、〇三四、四七五	五四、五
英吉利	一五六、一三〇、〇〇〇	三四、八
日本	二四、四七一、七四六	二九、九
露西亞	一八四、一九六、七八〇	二七、五
丁抹	四、六一七、五七四	二六、一
希臘	四、五九九、五七五	二四、八
荷蘭	一三、六一四、三〇五	二四、五
佛蘭西	一八〇、九五〇、七二三	二一、六
西班牙	四〇、〇六七、〇二四	

白	伊	葡	合	埃
耳	太	荷	衆	地
義	利	牙	國	利
均	均	均	均	均
	五八、二八四、四五六	七、六〇四、三七八	五七、〇〇〇、〇〇〇	五四、五四七、七六九
	九、八二三、五八〇			
				二一一
				一八九
				一八一
				一七五
				二五二

此表に據れば海陸軍費と歳出との割合最も高きは獨逸にして歳出の五割四分五厘に當り英國之れに次きて三割四分八厘とす其次は實に我國にして二割九分九厘なれば各國軍費の平均割合より多きこと凡四分六厘なり抑々獨逸は聯邦二十三より成り他の費用は多く各邦にて之を擔當し外交軍備のみ専ら帝國政府の經濟に屬すれば其割合の甚だ高きを以て軍費の多額なるを證するに足らず英國は海外に屬地多く従て許多の海軍を要すれば軍費の多きも亦當然なり此外佛埃魯各強國の軍費は我國よりも割合少し以て我軍費の一般の歳出に比較して其の多額なるを知るに足れり更に軍費を人口に割合せば左の如し(統計の原料は前に同し)

國名	人口一人に付軍費の負擔額	國名	人口一人に付軍費の負擔額
佛蘭西	四圓七十三錢	希臘	二圓三十二錢
英吉利	四圓四十三錢	獨逸	二圓〇〇三錢
丁抹	四圓三十三錢	伊太利	一圓九十六錢
荷蘭	三圓十四錢	露西亞	一圓七十八錢
西班牙	二圓二十六錢	白耳義	一圓六十八錢

葡	一圓六十二錢	日	一圓四十二錢
埃地	一圓十三錢	合衆國	六十二錢
牙		本國	

故に人口比例より云へは我國の軍費は最小額に居るを知るべし然れとも之れを以て直ちに我國の軍費の少額なりと思惟すべからず我國と歐洲列國とは財富の程度に於て非常の差違あるを以て其人民か負擔の重さを感じるは我國の六十二錢は佛の四圓七十三錢英の四圓四十三錢にも過ぐる者あるべきなり故に我國の軍備は一國の歳入より比較を下だし最早其極度に達せしと謂ひざるべからず軍費の十分なるに非ず一國經濟の事情に於て之れを許さざるを如何せんや

余輩は尙ほ進んで陸軍費と海軍費の分配比例に就きて觀察せざるべからず明治廿三年度の豫算に據り海陸軍費の割合を視るに陸軍費百に對して海軍費七十八に當る(臨時費を除き經常費のみを算すれば陸軍の百に對して海軍五十一に當る)試に各國の陸海軍費の比例を見る左の如し

英	七十一	西	二十七
荷	六十九	露	十九
丁	六十四	希臘	十八
米	四十二	獨逸	十二
葡	四十一	埃地	十
佛	三十七	各國平均	三十七
以	三十二		

然れば我國の海軍費の比例は實に世界第一に位し經常費のみにも第四位にあるを知るべし又歐洲諸強國の海軍費を軍艦數に比例するに多きハ一艘に付廿九萬圓少きは廿萬圓にして平均廿五萬圓に當ると云ふ然るに我國にては平均一艘凡そ卅八萬圓なり然れば我國の海軍は世界に比類なき費用を要する者なり固より我國にては器械の新調軍港の新築等あるにもせよ歐洲諸強國の海軍にても砲銃火藥の發明ある毎に其の調製を要し遠洋航海等の爲めに巨額の金員を費やすに非ずや然れば我國の海軍に於ては當局者の注意に因り大に費用を節減する道あるべし故に余輩は軍費總額を現今の儘に据置くものとし之を標準として全体の上より觀察を下せば其の軍備の未だ整頓せざるを更に海軍費を増加すべきの理由あるを見ず今日我國の有様を以てすれば軍費の三分の一を海軍に充て三分の二を陸軍に充つれば可なる者と信するなり某中將も亦軍費を一年二千二百萬圓として内千二百萬圓を陸軍に八百萬圓を海軍に二百萬圓を國防に充つへしと云ひしと聞けり

然れども吾輩は陸軍の費用に於ても決して満足すべからざる者あるを知る我國陸軍總費額を以て現役兵員一人に割付れば平均二百十三圓となる之を歐洲諸大國の平均二百五十三圓に對して太々等差なしとす然れども彼我物價の高低あり將た食品と物件との精粗あるに就きて考ふれば我國の費用は甚だ多額ありと云はざるを得ず將校下士の俸給其他の費用を除き兵卒一人の實費は平均一年八十八圓卅九錢即ち一ヶ月七圓三十六錢に當る之を一般人民の生活に比較すれば決して經濟の法を得たりと謂ふべからざるなり

以上論究する所を以て我國の軍費は決して今日に増加すべからず唯當局者の處置如何に因り大に其の實務を舉行するの道あるべきを信するなり

〔四〕結論

上來論述する所を以て陸海軍の編制軍備の現状及軍費を察するに足らん今本論を結ぶにつきて聊か遺

漏を補ひ更に數言を附せんと欲す

我國軍隊の編制は國民の間より平等に徵集する法を用ふれども將校の任用に於ては頗る贊成する能はざるものあり其筋の調書に就て將校の員數及び其出身の土地を見るに陸軍將官四十九人にして内山口十七人鹿島十二人福岡四人皇族三人高知和歌山各三人其他七人なり佐官三百十二人にして内山口七十七人(殆ど全數の四分の一)和歌山廿八人鹿島廿四人石川十九人高知十七人あり海軍將官十六人にして鹿島七人佐賀三人静岡二人山口一人其他三人佐官等は概ね鹿島人とす一等大佐十八人の中十人は鹿島人なるを以て其餘は推して知るべし以上の表記に據り陸軍將校の重要な地位を占むるものは山口人にして海軍將校の重要な地位は鹿島人の手にあるを知るべし殊に奇とすべきは陸軍將官に於て山口鹿島兩縣人の常に相比例して進級する事なり例へば山口人一名少將に進めば鹿島人も同時同級に進むか如し此の如きは維新勳閥の結果に出て事情の已むを得ざるものとすも萬々一其の間に於て藝能地位の相比過せざるあらは當に軍事の發達を妨ぐるのみならず爲めに部下の不平を惹起すの恐れなしとせざるなり故に此等の弊害を矯正するには將校進級の法を改良するより善はなし以前は士官の登用に停年拔擢進級の兩法を用ひしに近來は獨逸の制に倣ひて聯隊進級に改めたるより爲めに後進有爲なる者の進路を妨ぐる形迹なきに非ざるに似たり余輩の觀る所を以てすれば歷年と拔擢の兩法を併用するを以て今日我國の事情に適當するものとす且つ政府は近年士官の任用法を改正せしより下士より士官に進むことは甚だ容易ならず或は下士の奮發心を減し其品格を下すの恐れ無しとせず此等も亦軍事の改良上に於て當局者の注意すべき所なり

軍費に關しては既に反覆論辨をなしたり今日我邦の經濟上に於て海陸軍費を増加する能はされは成るべく實務上に改良の方法を立て費用を減して實跡を擧ぐるの工夫なかる可らず當局者に於ては疾く此點に於て十分に注目するならんと雖も既往の成績に就て之を視れば頗る遺憾なきに非ざるなり試みに

其の一二を擧げんに歐洲より種々の器械を買入れて不用に屬し數回砲臺を築き直して其の實功を見ず或は多年大砲を試鑄して更に成績なく屢々兵營を移轉して爲めに許多の費用ありし等の如き世間に流傳する所は盡く形迹なしと謂ふべからざるなり幸に近來陸軍將校は其の部内の經濟上に心を用ひ將校中より五名以上の委員を選定し専ら兵員の被服調度を經理せらるゝと聞く已に第一師團第一聯隊に於ても種々の節約法を設け被服裁縫の如きは營内に職工所を備へ先づ當季の下着類より着手したるに大に費用の節減を見るに至れり則ち明治十九年度に於て商家に托したる直段は夏襦袢袴下共地質及び仕立上代一組に付五十三錢三厘明治二十二年に於て將校直轄に係る直段は四十七錢三厘又十九年度より廿一年度の間に商家の納めたる直段は年度に由り一錢内外の高下あれど平均零右十九年度の直段に同じ然るに昨年調製せし所は地質の善良なる上に一組に付六錢方の直安なれば僅に夏襦袢と袴下のみにても一聯隊に付七百圓内外の費用を減少したりと云ふ故に余輩は當局者の注意如何によりて費用を節減する道あるべきを知るなり

尙ほ軍事上の費用に就いて觀察せざる可らざるものあり徵兵の現役に服すると已に二年を経て技藝品行共に優等あるときは三年の定限中一年以前に歸休せしむ其數一中隊に三人ありとすれば年々歸休するもの凡そ六百人なりと是實に常備現役の數より減去するものなるに陸軍にては之れを差引となく豫算決算共に歩兵一中隊は百二十人砲兵は百一人騎兵工兵共に其定數に従ふて食料被服諸費を計算せり明治二十年度の兵卒費用は一人一年平均八十八圓三十九錢(此費額も過當なるとい前に論ず)あれば六百人にて五万三千圓なり然るに之れを全數に積りて計算表に載するは太だ怪むべきに非ずや又た兵卒費用八十八圓三十九錢の内糧食費は三十八圓九十七錢なり(第一期の衆議院に於て政府委員の曰く海軍の被服は陸軍より低廉なれども食料は陸軍に比して高價なり海軍は脚氣豫防の爲に最初は麥飯なりしか此頃の麵包となせり即ち被服費は陸軍廿一圓、海軍十四圓、之に反して食料費は陸軍廿三圓廿六錢

海軍五十一圓十一錢あり)陸軍にては明治十七年以來二十年迄東京府下の玄米相場は明治十七年五圓廿八錢十八年六圓六十一錢十九年五圓九十九錢二十年四圓九十四錢なり之を中等米の價格とす然れば白米一石六圓と見積るに付て二圓の損失あり兵卒一人一年の食料二石一斗九升に付ては六圓卅八錢の損失あり之れを合計より見れば殆んど驚くべき高に上るならん此外馬匹の飼料等に付ても調査する所なきに非ざるも一々茲に舉示せず海軍部内に至りては經濟上に就き更に余輩の注目を要するものあり軍港未だ成らざるに先づ官舎の爲めに巨額の金を費やせしが如き一時輿論の反對を惹起せり又明治十八年三田育種場を買入れて久しく之を茫々たる草萊に放棄せしが如き同年九州の炭山を買入れ近日或る事情によりて之れを或る種類の人に賣拂ひしが如き或は内部に於て種々の情實あるに非ざるを得んや余輩之れを聞く夫の佛國將軍の陸軍卿たるや大に經濟上に意を用ひ毫も經費を増加せずして兵士の食料被服ともに大に精良とありしと海陸軍に幹たる者大に注意する所あらは今日の定額を以て十分軍備を擴張するとは必らずしも一大困難に非ざるべきあり

結末に於て一言すべき者あり何ぞや軍人の志操氣風を高尙嚴正にするとは是なり本年四月五日に於て獨逸帝ウヰルヘルム二世は長文の勅諭を陸軍司令官に發して軍人の奢侈を戒め其の志操の嚴正廉直ならざる旨を諭したり抑も歐洲大陸にて陸軍々人の社會に敬愛せらるゝは英國に於ける海軍々人に譲らず隨て種々の費用を要し近年獨逸などにては富豪の子弟にして俸給に依頼せざる者に非されは武官となる能はざる情況となれり去る千八百七十年の戦争に於て佛國の將校は化粧道具の外懷中無一物なりとて獨逸の將校は之れを嘲笑せしとありしか其獨逸の將校も二十年の太平に慣れて驕奢浮薄に流るゝに至れり故に此の勅諭は全國輿論の賛成を受け其黨派の異同を問はず何れの新聞紙にても皇帝の美德を稱揚せりと云ふ軍人に質素の美風なくんば有限の費用を以て軍備を擴張するを望むべからず獨逸皇

帝の勅諭の如きは亦た我軍人の宜しく服膺すべき所なり(采撫流)

(采撫流氏右ノ軍備論ヲ草セシニ廿三年七八月刊行ノ某新聞之ヲ載セタリ今校訂ヲ加ヘテ茲ニ掲グ當時ノ同新聞ニ曰ク)

本紙の軍備論は當局者は頗る注目する所あり遂に其の完結するを待つて印刷に附し小冊子と爲して之れを監軍部其他各部局に廻送し其の意見を聞くに至り殆んど陸海軍部内の一問題とあり昨今猶ほ其の取調中なる由

其の模様を聞くに軍制論中陸海軍經費の割合及び其緩急を論せし章、進級條例中其進級の適當を得ざる者あるとを論せし章、陸海軍費の使用等に關する點は大に同意を表する者多く當局者を除くの外軍制論の全体は殆ど其同意を得んとする者ありと聞けり尤も現役期限三年を縮少して二年となすの章に在ては反對の意見を有する者少ならず曾我中將に於てすら二年半の外は縮少するを得ずと論する程なれば現行の制を維持せんと苦心する當局者か之に反對の意見を有するは怪むに足らずさりとて反對者のみには非ず他に同意を表する者少ならず彼の若手にして評判ある某將軍の如きは二年にても其教育の方法に依り十分立派なる兵士を養成するを得べしと云へりどぞ又吾輩は軍備論を携へ夙に軍事に老練の名を得たる某中將の門を叩き其の一讀を乞ひ且つ之れが批評を求めたるに某中將は喜んで之を諾し詳細に意見のある所を舉示せられたり今其の要領を擧ぐれば左の如し

第一 陸海軍の制度を論ずる章に曰く、現今の陸軍は常備軍、後備軍、國民軍の區分あり、平時に凡そ五万五千人を備へ戦時に九万を徴す可し、而して後備軍國民軍を合して、實際戦時の用に供すべきものは合計凡そ十七八万人に過ぎず云々と、此の計算は少しく誤れる處あるが如し、蓋し國民軍なる者は日本帝國の臣民十七歳より四十歳に至るまでの者を兵籍上掲載したるが其數甚だ多きも大部分は全

く教へざるの民なれば之れを驅て直に戰場に赴かしむるを得べきものにあらざ、其幾分か後備を終りたるものあり是は戦時に鐵道線路を護らしむる位の用に供し得ると云ふに過ぎざるべし故に實際戦時に使用し得べきものは常備九万と後備六万合して十五万のみ他は兵力として頼む可からざるなり之を圖となせば左の如し

國民軍										未だ演習を経ざるもの									
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
現役										九万人									
常備										合拾五万(實戰に適する者)									
後備					豫備					六万人					四十				
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	國民									
軍										此大部分は兵事教育を経ざる者と雖其後備を経過せし者のみは曾て演習を爲したる者とす									

又曰く現今陸軍には參謀本部と監軍部あり陸軍省に對して鼎立すること立法、行政、司法の三部の區分に於けるが如しと、此は一の比喩なれば敢て其誤りを糺す程のことにもあらざれば、參謀本部と監軍と陸軍省とは各々其職務を異にすれ共相助け軍政を爲すものにして彼の立法行政と司法との各獨立するが如きものにあらざ、序でながら一言す

第二 軍備の目的及び適當の兵數を論ずる章に曰く、四面海を繞らす島國を以て、疆土相接して何時に戰爭の破裂すべきを知らざる歐洲大陸諸國の兵備を學ばんとするは、吾輩の決して賛成する能はざる

處あり云々、此文意に依れば我が邦は島國ある故、不意に敵の攻撃を受ける憂ひなしと云ふに在るが如くなれど、島國あればとて不意に敵の攻撃を受けずと云ふの理あり、只島國なる時は一時に多數の陸兵を送り來ると能はざるの不利ありと雖も之と同時に卒然として敵艦の海を壓し來るの害あり未だ容易に防禦の難易を論ずべからず

第三 陸軍と海軍の緩急及び軍費の事を論ずる章に於て或る者の言を引て曰く、海軍は我が國の短所なり、海上に於て熟練なる西洋の軍艦と戦ふは危険あり、國防の策は陸軍に於けるに若かず云々、と而して記者は此の説を以て極點に走る者となしたるが會て某將官此言をなせりと聞く然れども彼の短所なりと云ひしは蓋し大なる理由あらん今日我が邦に於て主として海軍に依頼して以て國防をなさんどせば、幾許の費用を要す可きか頃日或る海軍將官は我が邦の海軍をして英、佛、魯三國の東洋艦隊に拮抗せめんとせば、少くも二億万圓を費さず可からずと云へりと聞く余は此計算は蓋し決して孟浪の論に非ざるべしと信ず、然るに我が邦の軍事費は、今日に於て現在の支出額以上を出す可からざるの事情あるに、陸軍なれば先づ不十分ながらも現在額を以て、國防の目的を達し得るならん、又記者は我が邦を以て英國の如く殖民地を有せざれば、環海を防禦するの外は別に許多の海軍を要せず云々、と造作を云へど、環海を防禦するだけの海軍にして備ふるを得ば、何んぞ兎や斯く議論をなさん其備の甚だ困難なればこそ議論をなすなれ、如何程廉價に計算するも我邦環海を防禦するの海軍を造らんに三千萬や五千萬金にして爲し得べしとは何人も保證せざるべし必竟實際論に非ざるべし、又陸海軍費の割合を論じて其中將も軍費を一年二千四百萬圓とし内千四百萬圓を陸軍に、八百萬圓を海軍に、二百萬圓を國防に充つ可しと云へりと引證したるが、其二百萬圓を國防とは海防の誤りならん、國防と海防とは自から大なる差違あれば兵事を論ずる際に在ては其誤りを糺し置かざる可らず

第四 徵兵の制度を賛成して募兵の弊を論ずる所甚だ可なり但し其未だ足らざる點を舉示すれば、募

兵の不便不利なるは徵募せる現在兵の外戰闘せしむる能はず、又一旦徵募したる者は勞衰せざる間は、之れを養はざる可からず、養兵の要は平時は收縮して、戰時に膨脹せしむるに在るに、此の主意には全く反對せざる可らず、又英國が徵兵の制を行ふを得ずして、弊害多き募兵の制を取るものは、英國は工藝の業最も盛んある國あれば、少壯此術を研磨するの時に在て、兵役に服するわらば、其業の進歩を妨害する、他の農業國の比に非ざるものあり亦其一理由たるならん我が邦の如き農業國に在ては、徵兵の爲め左までの弊害ありとも思はれず、否兵役に服したるが爲め、却て利益する處ありしならん、記者は又曰く維新以來我が邦に於て、未だ徵兵令を施行せず、他の軍制に依り國防の基礎を立てしならば、人民の意見に反對して新に此の兵制を用ふことは、吾輩も亦多少意見なきにあらざるなりと、如何なる意見のあることか知らざれど、予は固く信せり彼の時に於て斷然徵兵の制を取らざりしならば、我が邦の軍政は今日比は如何なりしや實に測るべからざるものありしならん又曰く、記者が國家の危険は兵力を地方の一小部分に集むるより大なるはなし、維新の戰爭の結果に依り海陸軍を指揮するもの、多く二三の地方より出ることば、吾輩の已に讀者に指示せし處なり、幸にして明治三年以來兵役に就く者は平等に各國各縣より出しを以て、其の弊害の甚しきに至らざりしなり云々と論せしは甚だ良し、實に其の言の如し、現に海軍は全國徵兵の法を取らざりしを以て下士兵卒の如きも主として二三地方人より成る今日一の弊害を殘せり

第五 現役期限を短縮して常備兵員を増加するの一段は俄に同意す可からず、予は此の現役期限を短縮せんとする前に於て問はんと欲すると二あり、曰く今日軍事費に支出せる全歳入額の百分の三十は國庫の負擔し能はざるの額なるか、曰く今日戰闘に従事し得べき陸軍十五萬の兵員は國防上猶ほ足らざるものあるか、予は兵期の長短を決する以前に此の二點を決するを以て必要なりと信せり、然るに予の見る處にては今日の軍事費は其の支出額多きに過るとなさず、又陸軍十五萬の兵は國防上不足なり

となさず、是れを以て予は未だ現役兵期を縮少するの必要あるを知らざるなり、予は確信せり、兵を増加せんよりは須く先づ兵器を充足すべし、徒手の兵は用をなさずと、記者又曰く現今歩兵一中隊は平時百二十人、戦時二百人なり、年々四十人宛交代し、常備年限七年間には二百八十八人を得べし、是れを二年とせば七年間に四百二十人となり、戦時に二百人の一中隊を二中隊に増すを得べしと、是れ皮相の見にて大に誤れるものと云ふ可し、現今一中隊に就き四十人宛交代し、七ヶ年にして二百八十八人を得るも、其の實際の経験に依れば、此の内或時は四十人は新兵にして十分一即二十八人は平均疾病事故の數あり、共に用をなさざれば、之れを此の内より除去去らざる可からず、之れを除去せば其の殘る處は僅に二百十二人なり、此の内より戦時兵員二百人を除かば、其の殘餘は十二人のみ、此の十二人は即ち故參兵にして、豫備隊の軀幹となり新兵を教育する處のものなり、故に之れを縮めて二年とすも、記者が云ふ如く戦時に一中隊を二中隊に増加するが如きは實際を能はざるや甚だ明なり、長し増加し得るとするも、其の増加したる隊の士官下士は何れの處に求む可きか、被服、兵具は之れを如何して支給せん予は其の目的の在る處を知るに苦しむなり(廿三年八月大同新聞)

右論評戦時兵數并に陸軍省、參謀部、監軍部鼎立に關しての説の如き其要を得ざるものあり本論と對照せば自ら明瞭なるべきなり

○徴兵

現今の徴兵令を視るに現役は陸軍三年海軍は同く四年、豫備は陸軍四年、海軍三年、後備は海陸軍とも四年なれば孰れも通じて十二年なり歐洲諸國陸軍徴兵年限は左の如し(本表の材料は千八百九十年の萬國政事年鑑に據る)

國名	現役	豫備	後備
伊太利	二十年	四年	十九年
西班牙	二十年	三年	六年
露西亞	廿一年	五年	五年
澳匈	廿一年	三年	十年
白耳	十九年	八年	十年
丁抹	廿二年	八年	十年
佛蘭	二十年	三年	十年
獨逸	廿一年	三年	六年
希臘	廿一年	二年	九年
荷蘭	十九年	五年	九年
ルーマ	廿一年	三年	五年

注: 現役五年、歩騎四年、其他三年、歩騎四年、其の五、六年、現役より後備迄、後備ヲ終リタル後、第一種五年、第二種廿九年迄

右の如く各國の現役年限は通例三年なり魯西亞は是れまで現役六年ありしが近年に至つて之を縮めて五年となせり佛蘭西は四年なりしが千八百八十八年國會に於て之を三年と爲すとを議決せり希臘の如きは一小國を以て大國の間に介立し許多の兵隊を要するに因り遂に現役を二年に縮め壯丁をして速かに交代を爲さしめ以て戦時に必要なる豫備後備の兵隊を増加することを計畫せり瑞西は諸大國の爲めに圍繞せられ最も兵備の必要を感ずれども平時に於て許多の兵隊を置くことは其の經濟の事情に於て許さざる所なれば徴兵適齡を滿二十年とし三十二年まで之を常備と爲し歩兵は毎年廿日以上騎兵砲兵は

同く四十五日以上訓練を爲さしむるとに定む尤も此等現役年限の短縮する國々にては小學教育に體操の一課を設け陸軍と同一の練習を爲さしめ瑞西の如きは小學教育に射的の科ありと云ふ之を例するに希臘は常備十年にして二年を現役とし八年を豫備とし佛蘭西にては三年を現役とし六年を豫備とす又獨逸にては現役三年豫備四年を常備とす而して歩兵一中隊の平時人員は佛國九十八希臘七十人獨逸百十五人なりと云ふ左すれり佛國にては一中隊にて年々三十人づゝ交代し常備九年間には二百七十人の兵員を得べし之を戰時の常備兵とす獨逸は年々三十八人若くは三十九人づゝ交代し七年間には二百六十八人を得べし希臘は年々三十五人づゝ交代し十年にして戰時常備兵は二百六十八人となる試みに平時人員一人に對する戰時人員の割合を求むれば左の如し

佛蘭西 三人 希臘 五人
獨逸 二人三分三厘

現役年限の長短につきての得失は兵家の所論未だ定まらざるあり

○陸軍師團隊配置及び經費

(廿三年陸軍省調に據る)

兵種	常備		補充		後備	
	戰	列	隊	軍	隊	軍
步兵	第一旅團	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一聯隊	第一聯隊
步兵	第二旅團	第三聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二聯隊	第二聯隊
騎兵	第一旅團	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一聯隊	第一聯隊
騎兵	第二旅團	第三聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二聯隊	第二聯隊

砲兵	工兵	輜重兵	(計)				砲兵	工兵	輜重兵
			砲兵	騎兵	步兵	輜重兵			
聯隊	大隊	大隊	二旅團四聯隊	一聯隊	一聯隊	中隊	中隊	中隊	
聯隊	大隊	大隊	一聯隊	一聯隊	一聯隊	中隊	中隊	中隊	
聯隊	大隊	大隊	一聯隊	一聯隊	一聯隊	中隊	中隊	中隊	
聯隊	大隊	大隊	一聯隊	一聯隊	一聯隊	中隊	中隊	中隊	

各兵増加し廿六七年に至りて完成するの計畫なりと云ふ

陸軍常備兵配置表

(廿三年陸軍省調に據る)

師團	名稱	所在地	司令部	旅團	兵		砲兵		工兵		輜重兵		諸隊衛
					騎兵	砲兵	工兵	輜重兵					
第一東	第一東	東京	第一東	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一東
				第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二東
				第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三東
				第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四東
				第五聯隊	第五大隊	第五聯隊	第五大隊	第五聯隊	第五大隊	第五聯隊	第五大隊	第五聯隊	第五東
第二仙	第二仙	仙臺	第二仙	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第一大隊	第一聯隊	第二仙
				第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二大隊	第二聯隊	第二仙
				第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三大隊	第三聯隊	第三仙
				第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四大隊	第四聯隊	第四仙

第三名	古屋	第五名	古屋	第六名	澤	第七名	津	第八名	大	第九名	大	第十名	大	第十一名	廣	第十二名	廣	第十三名	熊	第十四名	熊
第五名	古屋	第六名	澤	第七名	津	第八名	大	第九名	大	第十名	大	第十一名	廣	第十二名	廣	第十三名	熊	第十四名	熊	第十五名	熊
第三	三	第三	三	第三	三	第四	第四	第四	第四	第五	第五	第五	第五	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六
名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古	名	古
屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋	屋	橋

陸軍費 (廿三年陸軍省調)

陸軍資金の起因を概言すれば明治元年是百萬餘圓ありしか逐年兵員増加に隨ひ經費も増額し同六年度に至りては八百萬圓となり然るに十五年度に至り軍備擴張の勅諭ありて同年度に於て百五十拾萬圓と七年度に五十萬圓十八年度に貳百萬圓都合三ヶ年間に四百萬圓を増加せられ十九年度は千貳百萬圓となれり右増加の四百萬圓を以て六師團歩兵砲兵の擴張を計り遂に廿一年度に至り歩兵は廿四師團砲兵

は六師團充實するに至れり然り而して師團各兵中歩砲の兩隊は其編制を完備するの域に進みたれども騎兵工兵輜重兵の編制を完備せしむるとは右増加の四百萬圓にて支辨し能はざるを以て要求書中に於て經過の概歴に述べたる如く當時の定額即ち千貳百萬圓に對し再々節減及び整理を加へ遂に八拾六萬五千餘圓を得之を以て二十年度以降右諸隊の編制を完備せしむるの計畫なりたるなり如斯師團諸隊の編制は逐年完備せしむるの計畫なりたれとも近衛諸隊の編制を完備するには尙ほ三拾貳萬餘圓を要す仍て右編制替の爲め二十三年度以降二十八萬圓を増加ありたるに付其不足金四萬餘圓は従前の定額千二百萬圓の内を以て尙ほ整理且節減を加へ支辨するの目的を立て同年度以降近衛諸隊の擴張に着手せしなり故に師團近衛諸隊の編制を完備せしむるには千二百二十八萬圓を以て之に充て二十四年度に於て要求したる經費の總額(臨時費)千三百九十九萬二千餘圓の内より前述の近衛師團諸隊の維持費千貳百貳拾八萬圓を引去り残り百七拾壹萬貳千餘圓は十九年度以降他の事項に對し増加せしものにして近衛師團の擴張費にはあらざるなり今其事項を掲ぐれば左の如し

- 金百七拾壹萬貳千餘圓
- 内
 - 砲台建築費 砲台ニ要スル大砲鑄造及購買諸費
 - 要塞砲兵隊費 工兵方面支署設置
 - 屯田兵費大藏省より引讓受高
 - 對馬警備隊費
 - 徵兵附添人旅費内務省より讓受高
 - 參謀本部測量部地圖拂下代從前作業費ノ所二十三年度以降經費支辨ニ改正シタルニ依リ増額
 - 文武官拂下馬匹代右全斷改正に依り増額
- 金二万五千三百餘圓
- 金七千五百餘圓
- 金二万五千六百二十餘圓
- 金五十五万二千餘圓
- 金百方四千四百餘圓

第六章 軍事

金一万九千餘圓
金千二百餘圓
金七千五百圓

演習費増加の爲め
退官現金従前大蔵省ニ於テ支出セシテ營會
ノ管理ニ移シタルニ依リ増額
靖國神社費

故に之を約言すれば近衛及び六師團の諸隊は千二百二十八萬圓を以て編制完備且維持するを得差引百七十一萬二千餘圓の他に増加すべき理由ありて各其事項に對し増加せしものなり
又目今我陸軍經費として歐洲各國の陸軍資に比較し適否の如何を見れば概畧左の如し

以太利は	兵卒一名に付	二百六十五圓七十三錢五厘
獨逸は	兵卒一名に付	二百六十二圓九十一錢二厘
佛蘭西は	兵卒一名に付	二百六十圓四十錢七厘
埃匈は	兵卒一名に付	二百二十二圓六十一錢七厘
日本は	兵卒一名に付	二百五十九圓五十四錢八厘

又各國歲出額に對し陸軍資の割合を見れば
經常費にては

埃匈は	八割六分三厘	獨逸は	四割五分六厘
佛蘭西は	一割八分四厘	以太利は	一割六分二厘
日本は	一割七分	臨時費にては	
埃匈は	八割六分六厘	獨逸は	五割四分
佛蘭西は	二割四分五厘	以太利は	一割〇五厘
日本は	一割一分七厘		

又陸軍資を人口に對し一人の負擔高を見れば

佛蘭西は	四圓六拾四錢六厘	獨逸は	三圓貳拾三錢六厘
以太利は	貳圓三拾貳錢七厘	埃匈は	壹圓八拾九錢八厘
日本は	三拾四錢七厘		

前述の如く二十四年度の我陸軍經常費に對し兵卒一名に割合高は貳百五拾九圓五十四錢八厘にして前に掲けたる外國に比すれば獨逸、佛蘭西、以太利より安く埃匈より若干高し併し我が陸軍の人員は歸休兵等を除き現に給與を爲すべき人員に基きたるものにて各國の人員は恐らく定員を以て計算したるものならんと想像す果して然らば此人員に於ても多少の差あるへし又我陸軍は目下各隊の擴張央にして兵員未だ充實せず然るに軍資は二十四年度の要求額(經常臨時の總額を云ふ)を用途とし擴張の計畫を案したるものに付別に増額を要せず年々兵員増加し三十年度に於て各編制完備の上は兵卒一名に付二百三十四圓四十三錢三厘となる云々

○海軍事歴概要 (海軍省廿一年報告抜萃)

海軍建制以來二十年所を経たり而して此艦隻を得るに至るも我帝國の如きは四面海を繞らし七千九百五十二里の多きに對し防備を策るに實に微々たるの憾あり初より造艦の事拮据籌畫する所一再に非ざるも常に歲計の制する所あり漸く常費を節して之に充て或は特費を兪めて之に用ひ兵器の改良と相伴ひ士卒の涵養と相參し歩一步進みつゝ方に更張の途中に在り尙大成を數年の後に期するも亦誠に已を得ざるなり而して其今日に至るの間大に沿革の記すべき者あり請ふ試に之を概叙して一考に供せん
夫れ泰西艦船の制を採用し以て我海軍の基本と爲せしは實に徳川幕府の末造に濫觴し當時幕府の海軍は稍編制するに及び諸藩も亦漸次軍艦を有する者あるに至れり而して慶應三年幕府大政を奉還する

に及び朝廷未だ其兵權の處分に至らざるに遽に東征の事起る即ち明治元年二月薩摩、長門、筑前、肥前、安藝、土佐及久留米諸藩等より各軍艦一艘を徴して變に備へり翌三月海軍先鋒海路を鎮し孟春丸(肥前藩)豐瑞丸(薩摩藩)雄飛丸(久留米藩)の三隻を率ゐる兵庫より横濱に航し更に陸路進んで品川に陣す尋て幕府の軍艦を處分し更に其開陽、蟠龍、回天、千代田形の四艦を徳川に賜ひ觀光、富士山、翔鶴、朝陽四艦を收む是時に當り奥羽北越退討の事方に般なり兵庫に軍務官を派遣し諸藩の軍艦を徵募し及外國艦船を購入兵裝し之を戦地に差發し或は要口を守衛せしめ又諸藩の蒸汽船を徵發し兵士及軍需を戦送する等専ら其急需を措辨せり

元年八月十九日夜徳川の臣榎本釜次郎等其軍艦開陽、回天、蟠龍、千代田形及運送船長鯨、美賀保、神速、咸臨の八隻を率ゐる私に品海を脱し函館を侵し五稜廓を奪ふ(品海を脱走するの途次大風雨に會ひ美賀保丸は房州館山沖に於て觸礁破壊し咸臨丸は豆州下田に漂到す蟠龍之を追救して清水に赴くや官已に富士山、武藏、飛龍三艦を派して提警せしむ因て蟠龍は之を棄てしむ官終に咸臨を捕獲す後ち江差に於て開陽、神速二隻風浪の爲めに破壊せりと云ふ時に奥羽北越諸藩の王命に抗する者相踵て降を乞ふ流賊據を失ひ相脱して函館に投し賊勢頗る猖獗なり是に於て又北征の兵を起すに至れり乃ち時季を待て翌二年一二月の交艦船を品海に召集して戦備を修めしめ軍艦は甲鐵(後の東艦)春日(薩摩藩)丁卯(長門藩)陽春(秋田藩)の四隻とし運輸船は豐安(廣島藩)戊辰(徳島藩)晨風(久留米藩)飛龍の四隻とす而して三月九日皆品海を發す越て三十日朝陽丸を派し又五月五日延年丸(佐賀藩)を遣せり而して其艦船の戦闘顛末を摘叙せん始め甲鐵艦等八隻品海を發し途次風浪を避けて宮古に次するや賊艦回天曉に乗して來り甲鐵を襲ふ諸艦奮撃して之を走らす此役賊函館より回天、蟠龍、第二回天(秋田藩の漁船高雄兵庫に回航するの途次函館に至るや賊之を掠奪して第二回天と稱す原名は「アジロット」と云ふ)三艦を發せしか風浪の爲に各分離し蟠龍は避けて八ノ戸に次し第二回天は汽罐を損して沖に躊躇す甲

鐵等之に薄る賊支ふる能はず乃ち火を放て上陸進軍す是に於て賊艦回天、蟠龍、千代田形三艦函港に集り晝夜蒸汽を焚きて相戒飾せり尋て甲鐵艦等撃て松前を復し進て函館を攻む賊力を攢めて防ぎ苦戦數日に彌る終に千代田形膠沙して動かす賊捨て、遁る乃ち之を捕獲す尋て回天も亦甲鐵艦の彈丸に中り機關を碎かる、や淺沙に繋ぎ以て臺場と爲す時に陽春も亦既に來り合して交撃益劇しく賊支ふる能はず棄て、亡く賊の一艦蟠龍向力を悉して發射す其彈丸偶朝陽の火藥庫に中り船体忽ち破裂するや甲鐵、春日進て蟠龍を撃つ時に延年も亦來り援け殆んど之れを碎く賊終に本艦を捨て五稜廓に入る即ち蟠龍、回天に火し皆賊艦を殲くし海陸大舉して五稜廓を撃つ賊勢沮衰し終に出で降り諸艦船の東京に凱旋せしは實に六月四日あり元年より此に至るまで東征北伐相繼ぎ兵馬倥傯只之に應ずるの準備微發日に急にして又兵制を定むるに違わらず寧ろ其間を概して征討海軍と曰はんのみ故に先づ當時軍務官及諸藩所有の艦船を列記し併せて其使用狀況を示さんとす而して當時の事固より記録詳明ならず厘に斷簡零冊に徴し之を摺撫するを以て挂漏或は舛誤なきを保すへからず偏に後日の訂補を俟つと雖とも今只當時の一斑として稍、其狀況を窺ふに足るへし

軍務官所管艦船十九隻

- 軍艦 和泉、河内、武藏、攝津、甲鐵、朝陽、翔鶴、富士山、觀光、陽春、千代田形
 - 運輸船 咸臨、長鯨、鳳凰、立象、開運、飛隼、飛龍、快風、
- 諸藩所有艦船三十五隻 (藩名艦名ハ略す)

明治二年七月官制改定に従ひ軍務官を廢し兵部省を建て海軍陸軍を置く是時内訌始めて平き漸く大政の規模を定むべきに當り海軍も亦前途の綱紀を建つべきを要す然れども維新草創承くるに戦餘を以て其國帑の給せざるは論なく海軍は征討中より萌芽し來れるを以て其給養すべき艦船少からず而して皆一時の鳩備に出つるを以て護國の勢力としては實用に適せざる者多く而して其精神たる士官其人に

乏しきを以て首として海軍操練所を設け學生を諸藩に徴し士官の養成を始め又一方に於ては大に艦船を淘汰し且徴用の藩船を遣還し僅かに數隻を残すのみ即ち前段の表中に記するか如く和泉、河内、攝津、及開運の四隻を久留米、岡山、廣島、鹿兒嶋四藩に分管せしめ咸臨、鳳凰、長鯨の三隻を民部大藏二省に分付し是歲更に大坂丸を購ふ是に於て兵部省所管の艦船は七隻と爲る即ち富士山、甲鐵、千代田形三隻は軍艦にして其他大坂、飛隼、飛龍、快風の四隻は運送船に過ぎず今日より之を看れば誠に一勢力と爲すに足らざるも後來海軍起立の鼻祖と爲さる可からず

是より先き諸藩の版籍を奉還し政令の一途に出でんと請ふや其軍艦も亦私有す可らざる等を説き之を獻して海軍興張を資けんと請ひ或は瀛船を獻して運送の用に充てんと請ふに至る其東北の平ぎ内治の緒に就くに及び諸藩の版籍を收め尋て艦船献納の請を聽す是に於て明治三年鹿兒嶋藩より春日、乾行の二艦、山口藩より第一丁卯、第二丁卯の二艦、佐賀藩より日進、熊本藩より龍驤の二艦、静岡藩より行速、九及豊津藩より虹橋丸の二艦を納む四年又山口藩より雲揚、鳳翔及佐賀藩より孟春の三艦を納め又佐賀藩より電流、延年兩艦を納めんと請ふ然れども此兩艦は已に古損に屬するを以て只大砲等を納めしむ此に至りて諸藩の軍艦一に皆兵部省の管理に歸し其隻數の増加に従ひ諸藩貢納の海軍資金も亦額を増せり(貢納の算則は次の經費部に概述せり)是歲英人より筑波艦及春風丸(後の肇敏の二隻を購ひ又飛隼、飛龍、行速の三小艦を以て代價の若干に充て更に東京丸を購へり且當時艦船役務の要領を云はんに三年七月寺佛兵を交へ本邦局外中立を持するに當り三小艦隊を編し一は甲鐵、乾行、第二丁卯の三艦より成る之を横濱に一は富士山、春日、攝津の三艦より成る之を兵庫に一は龍驤、延年(當初の令文には延年、電流二艦の内一隻づゝ交代とあるも實際就役は延年のみの如し)の二艦より成る之を長崎に配備し又日進を函館に遣し各港内及近海を警護せしむ其發するに際し始めて軍律、日課定則、信號法等を編し之を各艦に授けて試行せしめたり是歲閏十月英國海軍海兵隊大尉ホースを備ひ横濱に於て龍驤艦内砲

術等の教練を始め尋て諸艦をして交、就て傳習を受けしむ四年三月諸港解備に及び更に龍驤、富士山、第一丁卯の三艦(後ち孟春を加ふ)と日進、甲鐵、乾行、第二丁卯四艦(後ち乾行廢艦に由り鳳翔を加ふ)とを以て二艦隊を編し之を常備し春日を測量艦と爲し(是より先き三年五月第一丁卯をして英國軍艦と共に南海を測量せしむ四年二月又春日をして英艦と共に北海を測量せしむ是を我海軍航測製圖の權輿と云ふ)筑波を兵學寮稽古艦と爲す稍、端緒を造す蓋し創業以來一地歩を進めしは實に此時に在りしと云ふ

明治五年二月海軍省設置の日從前の艦船を管し大小合せて十七隻を有せり然れども其勢力より言へば實に頼むに足らず即ち軍艦ハ東、龍驤、筑波、富士山、春日、雲揚、日進、第一丁卯、第二丁卯、鳳翔、孟春、乾行、千代田形の如き十三隻ありと雖ども其他攝津艦の如きは僅かに貯蓄船に用ひ大坂、春風、快風、三船の如きも亦稍、内地の運漕を辨するに過ぎず而して二千噸以上の者は只龍驤一隻に止り千噸以上は東、筑波、富士山、春日、日進の五隻にして其以下の者と共に總隻數を合するも一万三千八百三十二噸許を出てす船質は概ね皆木製にして只東、龍驤二隻の甲鐵及孟春一隻の鐵骨木皮あるのみ又稍、新造と云ふ者は只龍驤、日進、雲揚、鳳翔、第一丁卯、第二丁卯の六隻にして其他は皆製造の年を距ること久しく厩に修理して之を保持するも到底永久の策に非ずして又海軍興張の道に非ざるを以て今に及て早く新造の計畫を爲さる可らざるの必要に迫れり是に於てか是歲二艦新造の議を提出して一隻を和蘭に注文し他の一隻を英國に注文せんと決せしか鳥免匆々七年に至り佐賀の役あり又征藩の役之に次ぎ二三軍艦の出征を要し尋て清國紛議の起るに及び急に軍備増修の必要を生じ或る艦船二隻を英國に購求せんと欲せしが其れ之を急に免めて以て一時を慮るか如きは寧ろ得策に非ざるを以て終に議を更へ稍、時局の定るに及び英國に注文して新に堅艦三隻を製造せしめんとす翌八年其方案を定め新式を裁酌し一隻を厚鐵とし二隻を鐵骨木皮とし皆英國造船會社に於て製造せしむ扶桑、金剛、比叡の三艦即ち是

なり是れ本省設置の後外國に向ひ新艦注文の始めにして斯く勢力ある軍艦を備ふるも亦蓋し是を始と爲す而して其未だ竣工せざるに當り明治十年鹿兒島の役あり復た大に兵力を要するに會せり當時戰線の廣き殆んど延て九州全海岸を繞らし艦船概ね皆出て戰闘し或は警備し八閏月の久しきに彌りしか賊に兵艦なきを以て別に軍艦増備を要するに至らざりしも修理急を告げ彌り以て海軍の盛備は實に平時の急務たるを驗せしめたり

夫れ軍事の進むに従ひ海軍造船工廠も亦整備を要せり初め明治四年七月石川島に造船局製造所を設け尋て之を主船寮と爲し艦船の小修理小船及諸器具の製造を爲せしか規模褊小にして軍備經營の用を辨するに足らず五年十月工部省所屬の横須賀造船所を本省に管し之を主船寮に屬してより漸次工場を繕治し新艦製造及大修理等を辨するに至れり今其著しき者を言へば六年九月御船迅鯨の工を起し又十一月軍艦清輝の工を起す而して清輝は八年三月進水せり是より先き文久三年徳川幕府の時に當り石川島に於て千代田形を製造せしむ即ち是れ本邦軍艦製造の嚆矢と云然とも僅に百三拾八噸許の小艦たるに過ぎず此清輝の如きは八百九拾七噸を有し其構造及兵裝適かに同しからず而して十一年歐洲諸港を回航せり蓋し歐洲航海は本艦を以て權輿とす況や本邦製造の軍艦たるをや實に海軍の一光彩を添へり」前段に叙ふる如く造船の業年を逐ふて進むと雖ども既有艦船の古造多きを以て始めより修理相尋き又年所を経るに隨ひ各修理の部分相増し且新造艦船の修理も亦隨伴して勢自ら修理の一方に趨き爲に造船費を裁縮せしむるに至れり云々

其新艦増備を圖ると同時に他の事業の新創すへき者増備すへき者相繼て與るも經費金額の消長は之と正比を爲さず故に務めて不急の費項を省略するも十三年度十四年度の如き艦船造修費目に配賦し得るの金額たるや多くも總經費額七分の一を出つる能はず即ち僅々四十二三萬許にして復た造船費は大約其四分の一を充用するに過ぎず且夫れ較近學術の非常進歩に由り其應用延て兵器の發明艦船制式の改良等に及び愈々出て、愈々銳利を競ひ各國海軍聲動し殆んど舊様を一變せしむるの勢を生せり而して其發明と云ひ改良と云ふ者皆經費と相表裏し其整備費の従前に倍蓰するは自然の數ありと雖ども亦之に應ずる能はず苟も此勢を以て往けは一艦の製造も數年を要し其成るに至るの間舊艦古船は漸次老朽して巨費を投するも復た修理するの途なきに至らんのみ是に於て十四年十二月新艦増製の議を建て毎年三隻を新造し二十箇年を期して六十隻を裝備せんとせり當時の意之を一時に完備せんは歲計に照し企及す可らざるを慮り姑く漸致の已むを得ざるに出てしか又東洋の形勢之を許さざるあり終に翌十五年一月再議を建て前計畫を改め先づ八箇年を期して四十八隻を造備せんとす(其餘の十二隻は姑く現艦の中を以て豫備となし八箇年の後新造して完備を期す)是歲十二月辱くも軍備更張すへきの 聖諭を拜し又新に税源を開き十六年度以降八箇年間造船費年額三百萬圓及新艦維持費支辨の途を得たり是より後新艦遞加の經營に應じ軍務も又與に施張し較進歩を見るに至れり

抑海軍擴張の議たるや尙し初め徳川幕府海軍創業の日當事者海防方策を建て軍艦三百七十隻を建造し以て十五組に編し之を分配して東海(江戸)東北海(函館)北海(能州別所邊)西北海(下ノ關)西海(長崎)南海(大坂)の六備を修むるを目的とし先づ東南海の兩備より始めんと申議せしことありき明治維新の三年に及び兵部省大に海軍を創立すへきの議を建つ其大要軍艦二百隻を以て海軍の全力と定め毎年十隻を造備し二十箇年の後之を全備し十艦隊を編制せんとす之を三期に分ち先づ第一期の方略を上りしことありき而して其造船費大小艦平均一隻三十萬兩を期せしは當時我術の未だ深からざるや計畫の周匝ならざるに論かして雖も各國軍艦の勢力も亦今日の如くからざりしを見るに足らんか六年一月左院の諮詢に對し復た軍備の計畫を爲せしことありき其大要は常備と戰備とに分ち平時は大艦(平均四百五十馬力備砲二十四門)十四隻中艦(平均二百五十馬力備砲十一門)三十二隻小艦(平均百二十馬力備砲八門)十六隻運送船(平均百五十馬力備砲八門)八隻を整備し之を東海北海山陽南海西海山陰諸

道の要港に配置する者とし戦時の用は甲鐵艦凡そ二十六隻の整備を要し之を建造するは毎年六隻餘とし其年費二百四十一万七千四百圓を供し十八箇年の後全備を期す而して其全備に及ぶ比は漸次軍用に堪へざるに至る者あるを以て前比例に據り新造補充し以て常に全力を嚴備するにあり其造船費ハ大中小艦平均一隻三十万八千三百餘圓にして甲鐵艦は六十二万五千圓の割合たるに過ぎず十四年建議の時及び一艦の製造費平均五十万圓にして尙兵器費十六万九千餘圓を要し其次の計畫に至ては實に一艦の總整備費平均八十三万二千餘圓を要せり然り而して之を建造するに臨み各國の海軍に徴し其利害を究め以て種類及隻數を定めんとするに大に其勢力を増すの必要に迫れり是れ他なし輓近造船の學、造兵の術兩々相伴ふて著大の發達を爲し以て戰術を左右し甲鐵の厚き速力の鋭き排水積の大なる者に非されは戰艦に適せず且水雷の効力殆んど大砲を壓するに至ると同時に機砲及電氣燈の裝備を要するに至ればなり夫れ兵備は對手と相消長し方略と與に進退す今や他の兵勢に參じ我地形に考ふれば少くも甲鐵艦二隻巡洋艦七隻砲艦六隻を以て編制の四艦隊を備へ之に水雷艇隊を分屬せしめざるへからず此等は皆増費を促し豫圖の金額を以て辨するに足らず因て十八年造船費増加の議を建つ十九年に至り海軍公債の發行ありしか従前の造船費を補給するに過ぎず是より先き増艦の計畫と共に海防水雷の準備及西海に鎮守府設立の議を建て未だ其費口を得ざりし此に至て八箇年の造船計畫を改め十九年以降三箇年を以て一期と爲し其公債の一部を分ち鎮守府設立及海防水雷費等に充用し其餘は専ら造船費に用ひ更らに堅牢強大の軍艦を得るの設計を爲す而して其公債の金額も亦廿一年度豫算を以て了れり(以上費用の委詳は次の經費部に載す)乃ち十六年度以降造船費の辨給に由る者は(十六年度前起工のものを含む)巡洋艦(浪速、高千穂、畝傍、千代田、高雄、八重山、天龍、海門、葛城、大和、武藏但傍畝は亡没千代田は其代艦)海防艦(巖島、松島、橋立)砲艦(筑紫、鳥海、愛宕、赤城、摩耶)水雷艦(千島、小鷹)及練習艦(滿珠、干珠)等二十三艘(其未だ竣工或は起工に至らざる者あり)其總噸數は大約四万三千三百二十

五噸許にして其他水雷艇水雷用船二十餘隻とす之を當初の豫圖に比すれば各艦勢力の増すと同時に隻數の減するは誠に已を得ざるに出つ是に於て又第二期の計畫を爲し以て軍備擴張事業繼續の議を建てしか二十年度の經費に於て百七万八千餘圓の増額に由り尙諸費を節し以て更に巡洋艦一隻砲艦一隻製造の準備を爲すに過ぎず願ふに我海軍の如きは辛苦經營二十餘年を経て漸く發生の萌芽を見るに至れり云々

(以下海軍に關する諸表は海軍省の調に基き或ハ其要を摘むものあり)

艦船經歷

此調ハ海軍創始ノ際ニ起リ明治二十三年九月迄海軍所管トナリタル艦船ノ製造購入又ハ其廢没等ヲ略序セルモノナリ

艦船名	汽帆	汽質	排水量	製造地	記	事
富士山	汽	木	一、〇一六米	國	德川幕府米國ニ注文慶應元年一月來着明治元年四月上納九年十月機關ヲ撤去シ十三年一月醫泊練習艦ト定メ二十二年五月十日廢艦全十五日吳鎮守府海兵團附屬ト定ム	
東	汽	木製 甲鐵	一、三七九佛	國	德川幕府米國ヨリ購買ノ約ヲ爲シ明治元年四月品海ニ來着二年正月軍務官之ヲ購入シ四年十二月東艦ト改メ二十一年一月廢艦二十二年十一月德川幕府英國ヨリ購入明治元年四月上納全十文久三年十一月德川幕府英國ヨリ購入明治元年四月上納全十一月伊豆網代ニ於テ沈没	
翔	汽	木	三五〇英	國	安政二年八月蘭國ヨリ幕府ニ送呈明治元年四月上納但シ老朽用ヲナサス後石川島ニ繋留シ九年三月解船	
觀	汽	木	七五〇蘭	國	安政五年七月德川幕府蘭國ヨリ購入明治元年四月上納二年五月函館戰鬪ノ際賊彈ニ中リ沈没	
朝	汽	木	五〇五蘭	國	元盛岡藩船明治元年八月浦賀ニ於テ捕收四年七月東京丸購入ノ時英人ニ付ス	
飛	汽		二〇三			

第六章 軍事

大坂	千代田	龍	春	日	第一	第二	乾	行	飛	虹	筑	鳳	孟
汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽
鐵	木	鐵	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	鐵
四四七	一四〇	二、五七一	一、二八九	一、四九二	一二七	一二七	五三二	七〇〇	三三〇	四五〇	一九七八	三二一	三五七
英	石川	英	英	蘭	英	英	英	清	米	清	英	英	英
國	島	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
明治二年八月二十四日英人ヨリ購入八年十二月二十五日周防灘ニ於テ衝突沈没	明治二年五月函館征討ノ際捕拿二十一年一月廢艦全年三月三十日千葉縣ニ讓與	明治三年三月熊本藩ニ於テ英人ヨリ購入四年五月廿三日第三種ト定メラル	明治三年四月佐賀藩蘭人ヨリ購入シ六月二十二日獻納二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治三年四月佐賀藩蘭人ヨリ購入シ六月二十二日獻納二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治三年五月八日受領十八年四月三日志州安乘崎ニ於テ沈没	明治三年五月八日受領十八年四月三日志州安乘崎ニ於テ沈没	明治三年六月十三日受領後機關ヲ撤去シ十三年一月二十日繫泊練習艦ト定ム十四年九月十二日廢艦二十二年三月東京府民緒明菊三郎ニ賣却ス	明治三年七月五日受領四年七月十二日東京丸購入ノ時英人ニ付ス	明治三年六月德川幕府ニ納ム維新ノ際之ヲ收用シ四年七月東京丸購入ノ時英人ニ付ス	明治三年六月二十二日受領七月十二日上總根津浦ニ於テ破壊	明治四年七月二十一日英人ヨリ購入二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治四年六月八日受領二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	佐賀藩獻納明治四年五月二十二日受領二十年十月八日廢艦船體ハ遞信省ニ交付ス

攝津	雲揚	葦龍	肇敏	東京	快風	第一	第二	淺間	高九	沖鷹	千早
汽	汽	汽	帆	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	帆
木	木	木	木	木	木	木	木	木	鐵	木	木
九三五	二四九	二〇一	八九〇	一、四〇〇	一五七	一七五	一一〇	一、四四五	一、二二〇	一〇七	四五〇
米	英	橫須	米	米	米	橫須	橫須	佛	英	石川	英
國	國	賀	國	國	國	賀	賀	國	國	島	國
明治元年六月外人ヨリ購入二年九月廣島藩ニ管セシメ四年四月全藩ヨリ返納九月一番貯蓄船ト改稱ス五年七月機關ヲ撤去シ七年七月再ヒ攝津ト改ム十三年一月繫泊練習艦ト定ム十年二月廢艦	明治二年八月竣工全年九月二十四日日本省ニ預ケラル六年十月八日日本省所轄ニ歸ス十九年四月二十二日廢艦二十年二月二十一日遞信省ニ交付ス	明治四年六月二十七日英人ヨリ購入春風丸ト名ケ六年五月二日改名十九年三月十五日廢艦二十三年一月八日武藏附屬ト定ム八月二十七日橫須賀鎮守府海兵團附屬ト定ム	明治四年七月十二日英人ヨリ購入ス五年三月二日北海道ニ於テ沈没	元板倉藩船備前藩柳川藩等ニ管セシメ明治元年十一月返納四年十二月海軍所轄ニ歸ス十四年二月賣却	明治十一年七月橫須賀造船所ニ屬ス十九年十二月全所ニ於テ東京府民某ニ賣却ス	明治七年十二月竣工十四年十月十日東京府民某ニ賣却ス	開拓使ニ於テ白露國人ヨリ購入明治七年四月十四日當省ニ屬セラル七月二十六日受領舊名北海丸全年十月二十日淺間艦ト改ム十年十二月二十八日機關ヲ撤去シ十一年二月七日練習艦ト定ム二十三年五月十三日廢艦全年八月二十三日第三種ト定メラル	明治七年十月十七日橫濱外國商社ヨリ購入十三年三月二十五日長崎福岡兩縣民某々ニ賣却ス	明治八年十二月竣工十年二月五日開拓使所管雷電丸ト交換シ該使ニ交付ス	明治八年十二月二十日英國ヨリ購入十年四月二十四日工部省ニ交付ス	

函	石	清	雷	扶	金	比	天	磐	館	迅	第二	第一	第一
容	川	輝	電	桑	剛	敷	城	城	山	鯨	橫須賀	水雷艇	水雷艇
汽	帆	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	帆	汽	汽	汽	汽
鋼	木	木	木	鐵骨	鐵骨	鐵骨	木	木	木	木	木	鋼	鋼
四〇英	三三〇橫須賀	二五三石川島	八九七橫須賀	三七六英	三、七七七英	二、二八四英	二、二八四英	九二六橫須賀	七〇八橫須賀	五四三川崎	一、四六四橫須賀	一二五橫須賀	四〇英
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
明治十七年十月十日受領二十三年八月二十三日第二種ト定メラル	明治八年三月竣工全月二十二日開拓使ニ讓渡ス	明治九年七月二十二日竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル	明治九年六月二十一日竣工二十一年十二月七日駿河灣ニ於テ觸礁破壊	明治十一年六月十一日受領二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治十一年四月受領二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治十一年五月二十二日受領二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治十一年四月四日竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治十三年七月五日竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治十三年三月十七日竣工元廻漕九二十一年九月改稱二十三	明治十四年八月五日竣工十九年二月二十五日水雷練習艦ト定メラル	明治十三年八月二十日竣工	明治十四年五月受領二十三年八月二十三日第二種ト定メラル	明治十七年二月十五日受領二十三年八月二十三日第二種ト定メラル

第三	第四	第三	武	大	葛	高	浪	天	海	筑	四	第三
水雷艇	水雷艇	水雷艇	藏	和	城	千	速	龍	門	紫	水雷艇	水雷艇
汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽
鋼	鋼	鋼	鐵骨	鐵骨	鐵骨	鐵骨	鋼	木	木	鋼	鋼	鋼
四〇英	四〇英	三、七〇九英	一、五〇〇橫須賀	一、五〇〇小野濱	一、五〇〇橫須賀	一、五〇〇橫須賀	三、七〇九英	一、五四三橫須賀	一、三七五橫須賀	一、三七二英	四〇英	四〇英
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
明治十七年十月十日受領二十三年八月二十三日第二種ト定メラル	明治十七年十月十日受領二十三年八月二十三日第二種ト定メラル	明治十九年六月二十六日受領二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十年十一月竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十一年二月竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十一年一月竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十二年三月二日竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十一年十二月竣工二十三年八月二十三日第一種ト定メラル	明治二十一年六月竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル	明治二十一年六月竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル	明治二十一年六月竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル	明治二十一年六月竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル	明治二十一年六月竣工二十三年八月二十三日第三種ト定メラル

小鷹	第一震天	第一震天	第二震天	第三震天	第四震天	第一橫須賀	江田島	高嶺	八重山	赤城	千代田	嚴島	松島	橋立	大島
鋼	木	鐵骨	鐵骨	鐵	木	木	木	鋼骨	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
一六五	一八〇	二七七	三二〇	二〇〇	二〇五	二三八	一七七八	一七四八	六二二	二四四〇	四二七八	四二七八	四二七八	四二七八	六三〇
英	橫須賀	橫須賀	長崎	石川島	橫須賀	小野濱	橫須賀	橫須賀	小野濱	英	佛	佛	佛	佛	小野濱
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
明治二十一年八月竣工	明治十八年十二月竣工	明治二十年六月竣工	明治二十一年十月十五日竣工	明治二十二年八月二十二日竣工	明治二十一年九月十七日竣工	明治二十一年八月竣工	明治二十二年十一月十六日竣工	明治二十三年三月十五日竣工	明治二十三年十月竣工	明治二十三年十月竣工	明治二十三年四月竣工	明治二十四年九月竣工	明治二十四年三月竣工	明治二十四年三月竣工	明治二十四年三月竣工
二十三	十八	二十	二十一	二十二	二十一	二十一	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
第二種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ

千島	秋津洲	水雷艇	水雷艇	水雷艇	水雷艇
鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
七五〇	三一五〇	五三〇	七九〇	八五〇	八五〇
佛	橫須賀	小野濱	佛	獨	獨
國	國	國	國	國	國
明治二十四年三月竣工	明治二十六年三月竣工	明治二十五年九月竣工	明治二十四年三月竣工	明治二十四年三月竣工	明治二十四年三月竣工
見込	見込	見込	見込	見込	見込
二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三
年	年	年	年	年	年
八月	八月	八月	八月	八月	八月
二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三
日	日	日	日	日	日
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
ト	ト	ト	ト	ト	ト
定メ	定メ	定メ	定メ	定メ	定メ
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ

艦船ノ保存期限豫定

甲鐵、全防或ハ半防ノ鐵製及ヒ鋼製艦
 コルヴェット、スループ水雷巡洋艦砲艦ツループシツプ
 港泊警備艦港泊練習艦
 木製練習艦
 水雷艇
 曳船

保存期限二十二年
 保存期限十五年
 保存期限十五年
 保存期限十五年
 保存期限十五年
 保存期限十五年

前表の經歷により毎年増減したる所の艦數及び噸數を調査すれば左の如し

既)	二	三	四
年	年	年	年
戰艦及ヒ水雷艇	戰艦及ヒ水雷艇	戰艦及ヒ水雷艇	戰艦及ヒ水雷艇
隻	隻	隻	隻
噸	噸	噸	噸
戰艦ニ堪ヘサル艦船	戰艦ニ堪ヘサル艦船	戰艦ニ堪ヘサル艦船	戰艦ニ堪ヘサル艦船
隻	隻	隻	隻
噸	噸	噸	噸
合	合	合	合
計	計	計	計
數	數	數	數
四	三	二	一
八	八	四	一
一一、〇四六	八、一四一	三、〇四〇	一、〇四六
九	六	三	一
五、五八四	二、六五二	九七〇	一、〇四六
二一	一四	七	一
一六、六三〇	一〇、七九三	四、〇一〇	一、〇四六

二十一年度	自廿一年一月至廿一年三月	十二ヶ月	一六八〇五
廿一年度	自廿一年四月至廿一年六月	全	二〇九、六六九、九一九
廿二年度	自廿二年一月至廿二年三月	全	二五二、四九五、四三三
總計	自廿二年四月至廿二年六月	全	三、四三二、四九五、二六六

本表の歳出高は營業資本を除きたる金額なり營業費の實況は其性質異なるを以て別に之を掲げ參考に供すへし

四年乃至廿二年度間經費中ノ要目合計表

經費々々目	各費目	經費々目	各費目
定額常費	三九、九二二、三九六	水雷要具購入費	一九、八八五
軍艦航海費	一六九、五五七	海防水雷費	一七九、一八九
軍艦製造費	九、二一六、七八六	兵器及水雷費	九、七八三
兵器彈藥費	九五、六八一	興業費	一、五五四、九八三

陸軍將官出身調 (廿三年六月)

- 大將 三人
 - 皇族 熾仁殿下
 - 山口一人
 - 山口縣有朋
- 廿四年(鹿兒島)大山 巖大將ニ任セララル
- 中將 拾九人
 - 山口 六人
 - 鳥尾小彌太
 - 三浦梧樓
 - 山田顯義
 - 桂太郎
 - 三好重臣
 - 佐久間左馬太
 - 鹿兒島 七人
 - 黒田清隆
 - 西郷從道
 - 大山巖
 - 川上操六
 - 高島鞆之助
 - 野津道貫
 - 野崎貞澄

- 高知 二人
 - 谷干城
 - 山口 十人
 - 兒玉源太郎
 - 滋野清彦
 - 乃木希典
 - 岡澤精
 - 山口素臣
 - 長谷川好道
 - 堀江芳介
 - 福原實
 - 阿武素行
 - 國司順正
 - 鹿兒島 五人
 - 永山武四郎
 - 山澤靜吾
 - 黒木備楨
 - 今井兼利
 - 西寛二郎
 - 和歌山 三人
 - 岡本兵四郎
 - 茨木惟昭
 - 津田出
 - 福岡 二人
 - 奥保鞏
 - 小川又次
 - 静岡 一人
 - 大築尙志
- 栃木 一人
 - 大沼涉
 - 福島 一人
 - 山川浩
 - 岡山 一人
 - 原田一道
 - 徳島 一人
 - 渡邊央
 - 高知 一人
 - 田中光顯
- 皇族 北白川宮殿下
- 少將 二拾七人
- 四條隆調
- 京都 二人
- 黒川通軌
- 愛媛 二人
- 小澤武雄
- 會我祐準
- 福岡 二人
- 山元治
- 福岡 二人
- 曾我祐準
- 小澤武雄
- 愛媛 二人
- 黒川通軌
- 京都 二人
- 四條隆調
- 少將 二拾七人
- 皇族 北白川宮殿下

戊辰以來戰役死傷并軍費表

年號	戰役	官軍死者	全傷者	軍費	叛徒死者	全傷者
明治二年	戊辰	三、五五八	三、八〇四	五、一三四、六六三	凡四、七〇〇	凡一、五〇〇
七年	佐賀	一九〇	二〇一	一、〇一六、六九七	凡一六〇	凡一六七
全年	臺灣	病戰死 五六一	一七	三、六一八、〇六〇		
十年	西南	病戰死 六、八〇〇	四一、五六七、〇二六			
總計						

九州地方賊徒征討費決算報告 (摘要)

戰地道路の險惡舟車の便を得ざるか爲に傭夫貳千〇三拾五万〇九百廿四人の多きを役使す此傭夫に係れる費額は總計金千三百〇六万〇百七拾八圓七拾貳錢四厘にして殆ど征討全費を通算し其三分の一に及ぶ軍須の巨額に上るは蓋し此に職由せり
征討費を概ね四千貳百萬圓と豫定し大藏省に於て第十五國立銀行より借入たる千五百万圓及び増發紙幣貳千七百万圓を以て之に充て(十年十二月公布に依る)且堺縣の請を允し該縣從來經費の内官吏の俸給に當る金額の殘剩を蓄積せし者を納て此費途に補充す其額壹万圓と爲す併て四千貳百〇壹万圓を充備し以て此會計を全了するを得たり

右概定金の總計を以て決算の總計(四一、五六七、七二六圓八八五)に比すれば金四十四万貳千貳百七十三圓三十壹錢五厘の贏餘を生ぜり此贏餘は十年十二月の公布に依て増發したる紙幣の額内へ償還す是に於て征討費の整理全く結了するを得たるなり
決算の總額に就て其内譯を大別すれば左の九項なり

戰鬪費(從征戰鬪に關する費用)	三五、二九五、五八〇、二六五
イ 俸給	一、八一九、五七八、六一三
ロ 備給	八、〇二〇、九三四、〇二七
ハ 旅費	四、四九七、三一八、三二二
ニ 糧食費	二、六七七、四八八、一六三
ヒ 被服陣具費	三、二九〇、〇一五、二〇八
ヘ 軍器費	四、五二三、三八三、四八四
ト 需用費	五九三、六〇九、九七一

通信費	七六、〇九五、四四二
* 運送費	七、五六四、二七三、八三一
^ 經營費	八七二、七七九、七三八
廠費	二、五八三、三六四
病傷費	三四一、四九三、六一一
埋葬費	一七四、八六八、四〇八
ト 吊祭扶助料	一五、九三〇、〇〇〇
囚虜費	一〇、六一二、四二〇
探偵費	二二、〇八九、八四八
雜給費	三三七、〇〇二、九四九
損失金	五九、三七五、八二七
雜費	三九六、一四七、〇三〇

此總計三五、二九五、五八〇、二五六を以て征討費の總額に比すれば凡そ四分の三に過く本費は専ら陸海軍及び警視局の需要に屬し其他開拓使及び戰線内の地方廳に係るものも亦少しとせず今其從役の兵數を概擧すれば

軍艦の數	十四艘	海軍兵員	凡貳千百餘人	陸軍	凡五万貳千貳百餘人
屯田兵	六百餘人	巡查隊	壹万千餘人(内四千百餘人は十月以後警備に轉す)		
合計	凡六万六千				

の兵數に至る蓋し需要の巨額に上るは専ら此に職由せり
イ 俸給は専ら陸海軍人の増俸及び新徴兵員の俸給に屬せり